

保健衛生年報

令和6年度版

(令和5年度事業実績)

倉敷市保健所

目次

第一 概況	1
1 倉敷市の概況.....	1
(1) 地勢.....	1
(2) 人口.....	2
2 保健所の概要.....	4
(1) 沿革.....	4
(2) 組織.....	6
(3) 職員配置.....	7
3 予算及び決算.....	8
(1) 当初予算の比較.....	8
(2) 歳入(保健所関係分).....	8
(3) 歳出(保健所関係分).....	10
4 令和5年度 組織目標.....	13
(1) 保健所全体 組織目標.....	13
(2) 保健課・健康づくり課 重点目標.....	13
(3) 生活衛生課 重点目標.....	14
(4) 衛生検査課 重点目標.....	14
第二 人口動態	15
1 人口動態総覧.....	15
2 出生.....	16
(1) 出生時の体重別、性別出生数と平均体重.....	16
(2) 母の年齢階級別出生数.....	16
(3) 年次合計特殊出生率.....	16
3 死亡.....	17
(1) 死因順位.....	17
(2) 悪性新生物の主な部位別、性別死亡数.....	18
(3) 年齢調整死亡率(平成27年モデル人口を基準人口として使用).....	18
(4) 主要死因・年齢階級別・性別死亡数.....	18
(5) 乳児・新生児・周産期死亡数及び死産数.....	20
(6) 乳児死因別・死亡数.....	20
(7) 死亡場所別死亡数.....	20
第三 健康づくり対策	21
1 「健康くらしき21」事業の推進.....	21
2 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進.....	21
3 母子保健対策.....	22
(1) 子育て世代包括支援センター運営事業.....	22
(2) 出産・子育て応援事業.....	23
(3) およこ健康手帳の交付.....	24
(4) 健康相談事業.....	24
(5) 健康診査事業.....	25
(6) 妊産婦・新生児等訪問指導事業.....	30
(7) 未熟児養育事業.....	30
(8) 健康教育.....	31
(9) 事後指導.....	32

(10) 産後ケア事業(助産所又は産婦人科医療機関へ委託)	33
(11) 医療費の助成	34
(12) 親子クラブ支援事業	36
4 成人保健対策	37
(1) 健康教育	37
(2) 健康相談	37
(3) 健康診査事業	38
(4) 女性の健康づくり推進事業(女性の一般健康診査)	42
(5) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	42
(6) くらしき健康福祉プラザ委託事業	43
(7) 倉敷市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	43
(8) 長寿健康診査	45
5 栄養改善対策	46
(1) 母子栄養改善対策	46
(2) 成人・高齢者等栄養改善対策	46
(3) 専門的栄養指導・相談事業	47
(4) 特定給食施設における栄養管理の充実	48
(5) 食品に関する栄養情報提供体制の整備	49
(6) 栄養改善協議会組織育成	49
6 歯科保健対策	50
(1) 健康教育	50
(2) 健康診査事業	52
(3) イベント事業	55
7 たばこ対策	55
第四 精神保健福祉対策・難病対策	57
1 精神保健福祉対策	57
(1) 精神障がい者の医療	57
(2) 心の健康づくり対策事業	57
(3) 精神障がい者対策	59
(4) 自殺対策事業	63
(5) その他事業	66
2 難病対策	66
(1) 医療費等の助成	66
(2) 難病患者地域支援対策推進事業	68
(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	71
3 原子爆弾被爆者援護事業	72
4 骨髄バンク推進事業	72
(1) 骨髄バンク普及啓発事業	72
(2) 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等助成事業	73
第五 感染症対策	75
1 感染症対策	75
(1) 感染症発生状況	75
(2) 感染症診査協議会(結核を除く)	76
(3) 普及啓発事業(エイズ・結核は別掲)	77
(4) 社会福祉施設集団発生対応	77
(5) 発生動向調査事業	78
2 エイズ対策	79
(1) 普及啓発事業	79

(2) エイズ・性感染症相談事業	79
(3) HIV抗体検査事業	80
3 結核対策	80
(1) 結核予防事業	80
(2) 結核対策事業	82
(3) 結核医療費対策事業	86
4 肝炎対策	87
(1) 医療費等の助成	87
(2) 肝炎ウイルス検査	88
(3) 肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査・HCV抗体検査)	88
(4) 肝炎相談	89
5 風しん対策	89
(1) 風しん抗体検査	89
(2) 風しん予防接種費用の一部助成	89
(3) 風しんの追加的対策	90
6 新型コロナウイルス感染症対策	90
(1) 新型コロナウイルス感染症の届出患者数	90
(2) 行政検査(施設検査は除く)	90
(3) 積極的疫学調査・施設指導	90
(4) 相談体制	90
(5) 自宅療養者への支援	91
7 健康危機管理(感染症)	91
8 予防接種	91
(1) 定期予防接種	91
(2) 接種率の向上対策	93
(3) 新型コロナウイルスワクチン接種	94
(4) 予防接種による健康被害の救済	94
第六 地域保健活動	95
1 保健福祉サービス調整推進会議	95
2 保健師活動	95
(1) 保健師人員及び担当状況	95
(2) 家庭訪問等指導状況(対象者別被指導人員とその割合)	96
3 人材育成	96
(1) 現任教育	96
(2) 学生実習指導	97
4 組織育成(愛育委員会)	97
5 健康危機管理(災害等)	98
(1) 災害時医療体制の構築	98
(2) 住民自助・互助での災害時対応力の向上	98
(3) 倉敷市保健所対策本部医療保健班としての機能強化	99
(4) 熱中症予防・ヒートショック予防	99
(資料) 保健所における対人保健業務 令和5年度	101
第七 医事	103
1 適正医療の確保	103
(1) 医療施設	103
(2) 病院・診療所等への立入検査	104
2 救急医療体制の整備	106
(1) 初期救急医療体制	106

(2) 二次救急医療体制	109
(3) 三次救急医療体制	110
3 地域医療の普及啓発	111
第八 生活衛生	113
1 医薬品等の安全確保対策	113
(1) 薬局・医薬品販売業者等に対する監視指導	113
(2) 毒物劇物営業者等に対する監視指導	114
2 献血の推進	114
3 生活衛生関係施設の安全確保	115
(1) 生活衛生営業関係施設立入検査	115
(2) 建築物、水道、温泉関係施設立入検査	117
(3) 遊泳用プール、コインランドリー関係施設立入検査	118
(4) 家庭用品試買検査	118
4 食中毒防止対策	119
(1) 食品衛生監視指導	119
(2) 衛生教育講習	120
5 動物の適正飼育の推進	121
(1) 狂犬病予防対策	121
(2) 動物の愛護及び管理	121
(3) 化製場等に関する法律にかかると動物の飼養又は収容の許可	122
(4) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成	123
6 食鳥処理施設の衛生確保	123
第九 検査	125
1 事業概要等	125
(1) 事業概要	125
(2) 検査実施状況	125
2 食品衛生検査	126
(1) 食品添加物・微生物検査	126
(2) 成分等検査	127
(3) 乳等省令検査	127
3 残留農薬検査	127
(1) 農産物残留農薬・加工食品農薬検査	127
4 食中毒・苦情検査	128
5 感染症検査	128
6 生活(環境)衛生検査	129
(1) 公衆浴場、旅館等浴場及び遊泳用プールの水質検査	129
(2) 家庭用品の化学物質検査	129
7 精度管理・調査等	130
(1) 内部精度管理	130
(2) 検査法の妥当性評価	130
(3) 外部精度管理	130
(4) 調査・研究	131
第十 調査・研究活動	133
1 調査・研究活動	133
2 保健所内研究成果報告会	133
第十一委員会	135

1	委員会	135
2	委員名簿	136
(1)	倉敷市保健所運営協議会委員名簿	136
(2)	倉敷市予防接種健康被害調査審議会委員名簿	136
(3)	倉敷市感染症診査協議会委員名簿	137
(4)	倉敷市小児慢性特定疾病審査会委員名簿	137
(5)	倉敷市食育推進会議委員名簿	137
(6)	倉敷市健康増進計画審議会委員名簿	138

凡 例

- 1 本書は主として、令和5年度(年)の数値を記載したものである。
また「時」のおさえ方は、暦年については1月1日～12月31日、年度は4月1日から翌年3月31日を示すものである。
- 2 統計表中の一般的な記号の用途は次のとおりである。
「－」 皆無または該当数字なし 「…」 不詳または資料なし 「0」 掲載単位に満たないもの
「×」 該当数字はあるが発表をさしひかえたもの 「△」 減少
「・」 計数のありえないもの

第一 概況

- 1 倉敷市の概況
- 2 保健所の概要
- 3 予算及び決算
- 4 令和5年度 組織目標

第一 概況

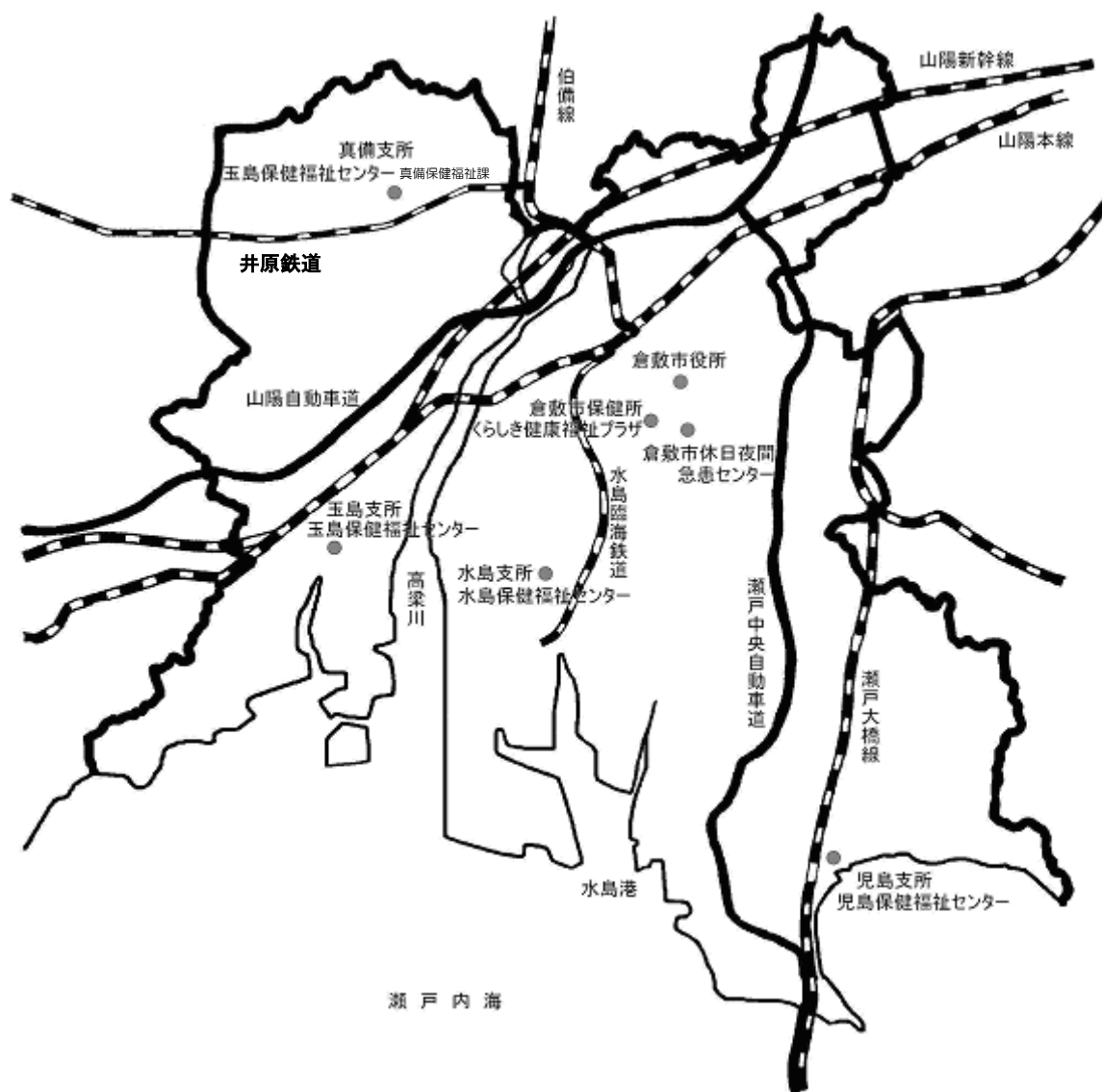
1 倉敷市の概況

(1) 地勢

本市は、岡山県の南部、備中平野のほぼ中央に位置している。

高梁川が市の中央を南北に貫流し、広大なデルタ地帯が形成され、古くから農業・水産業・繊維業等の産業が栄えた。昭和30年代には、石油コンビナートが水島地区に形成され、高度経済成長による産業の飛躍的な発展に伴い、人口が急激に増加した。

市役所(本庁舎)の位置	面積	距離
東経133° 46' 19"	356.07km ²	東西最長 25.60km
北緯 34° 35' 06"		南北最長 27.90km



第一 概況

(2) 人口

① 地区別、性別人口・世帯数

令和6年3月末現在

区分	全市	地区											
		倉敷		児島		玉島		水島		船穂		真備	
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)		
世帯数	220,070	105,669	48.0	31,105	14.1	28,473	12.9	42,594	19.4	3,410	1.5	8,819	4.0
男	231,148	110,992	48.0	31,042	13.4	30,259	13.1	44,916	19.4	4,010	1.7	9,929	4.3
女	243,182	120,192	49.4	33,334	13.7	32,163	13.2	42,820	17.6	4,214	1.7	10,459	4.3
計	474,330	231,184	48.7	64,376	13.6	62,422	13.2	87,736	18.5	8,224	1.7	20,388	4.3

※ 住民基本台帳人口による。

② 年齢3区分別人口及び構成比の推移

各年10月1日現在

		人口				構成比(%)		
		総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和50年	倉敷市	392,755	101,909	260,773	29,982	25.9	66.4	7.6
	岡山県	1,814,305	416,900	1,203,853	193,289	23.0	66.4	10.7
昭和55年	倉敷市	403,785	102,807	264,997	35,969	25.5	65.6	8.9
	岡山県	1,871,023	424,254	1,223,235	223,306	22.7	65.4	11.9
昭和60年	倉敷市	413,632	96,094	276,445	41,027	23.2	66.8	9.9
	岡山県	1,916,906	409,216	1,257,858	249,555	21.3	65.6	13.0
平成 2年	倉敷市	414,693	80,069	286,885	47,699	19.3	69.2	11.5
	岡山県	1,925,877	353,191	1,286,221	285,764	18.3	66.8	14.8
平成 7年	倉敷市	422,836	70,943	293,837	57,372	16.8	69.5	13.6
	岡山県	1,950,750	315,902	1,294,239	339,313	16.2	66.3	17.4
平成12年	倉敷市	430,291	67,451	292,205	70,116	15.7	67.9	16.3
	岡山県	1,950,828	291,346	1,265,122	393,658	14.9	64.9	20.2
平成17年	倉敷市	469,377	70,703	305,772	89,304	15.1	65.1	19.0
	岡山県	1,957,264	275,743	1,236,318	438,054	14.1	63.2	22.4
平成22年	倉敷市	474,203	70,448	293,651	106,165	14.9	61.9	22.4
	岡山県	1,945,276	264,853	1,178,493	484,718	13.6	60.6	24.9
平成27年	倉敷市	477,118	64,463	270,529	122,037	13.5	56.7	25.6
	岡山県	1,921,525	247,890	1,098,140	540,876	12.9	57.1	28.1
令和 2年	倉敷市	474,592	58,486	249,921	125,532	13.5	57.6	28.9
	岡山県	1,888,432	229,352	1,032,394	557,991	12.6	56.7	30.7
令和 3年	倉敷市	473,157	58,129	248,291	126,084	13.4	57.4	29.2
	岡山県	1,875,759	225,961	1,021,715	559,388	12.5	56.5	31.0
令和 4年	倉敷市	471,459	57,485	247,317	126,004	13.3	57.4	29.2
	岡山県	1,862,012	221,886	1,013,491	557,940	12.4	56.5	31.1
令和 5年	倉敷市	469,201	56,466	246,454	125,628	13.2	57.5	29.3
	岡山県	1,846,525	217,042	1,005,207	555,581	12.2	56.5	31.3

※ 昭和50年～令和2年は国勢調査、令和3年～令和5年は流動人口調査による。なお、人口総数は外国人の年齢を調査していない等の理由により、年少・生産年齢・老年人口の総数と合致しないことがある。

③ 年齢5歳階級、性別地区別人口

令和6年3月末現在

性、地区 年齢区分	全 市			地 区					
	総数	男	女	倉敷	児島	玉島	水島	船穂	真備
0～4	18,012	9,325	8,687	9,705	1,733	2,193	3,413	436	532
5～9	20,946	10,658	10,288	11,019	2,266	2,599	3,846	467	749
10～14	22,711	11,646	11,065	11,879	2,589	2,863	4,032	415	933
年少人口	61,669	31,629	30,040	32,603	6,588	7,655	11,291	1,318	2,214
構成比(%)	13.0	13.7	12.4	14.1	10.2	12.3	12.9	16.0	10.9
15～19	23,049	11,929	11,120	11,763	2,771	2,912	4,189	353	1,061
20～24	24,944	12,708	12,236	12,513	3,008	3,175	4,987	338	923
25～29	25,539	13,288	12,251	12,881	2,971	3,138	5,280	409	860
30～34	24,737	12,739	11,998	12,777	2,761	3,059	4,866	520	754
35～39	26,766	13,613	13,153	13,618	3,167	3,298	5,220	562	901
40～44	28,862	14,633	14,229	15,022	3,373	3,488	5,331	514	1,134
45～49	34,159	17,061	17,098	17,190	4,450	4,293	6,213	506	1,507
50～54	37,361	18,788	18,573	18,573	5,135	5,041	6,618	494	1,500
55～59	29,232	14,572	14,660	14,039	4,286	4,094	5,189	456	1,168
60～64	25,207	12,274	12,933	11,879	3,792	3,554	4,497	427	1,058
生産年齢人口	279,856	141,605	138,251	140,255	35,714	36,052	52,390	4,579	10,866
構成比(%)	59.0	61.3	56.9	60.7	55.5	57.8	59.7	55.7	53.3
65～69	25,429	12,318	13,111	11,752	3,813	3,373	4,797	452	1,242
70～74	30,092	14,122	15,970	13,063	5,044	3,799	5,934	510	1,742
75～79	30,444	13,669	16,775	13,186	5,256	4,185	5,474	525	1,818
80～84	23,065	9,869	13,196	9,819	3,874	3,570	4,009	387	1,406
85～89	14,129	5,307	8,822	6,273	2,396	2,229	2,334	258	639
90～94	7,270	2,169	5,101	3,199	1,273	1,155	1,160	145	338
95～99	2,048	423	1,625	902	357	358	287	42	102
100歳以上	328	37	291	132	61	46	60	8	21
老年人口	132,805	57,914	74,891	58,326	22,074	18,715	24,055	2,327	7,308
構成比(%)	28.0	25.1	30.8	25.2	34.3	30.0	27.4	28.3	35.8
総 数	474,330	231,148	243,182	231,184	64,376	62,422	87,736	8,224	20,388
世帯数	220,070			105,669	31,105	28,473	42,594	3,410	8,819
平均世帯人数	2.16			2.19	2.07	2.19	2.06	2.41	2.31

※ 住民基本台帳人口による。

2 保健所の概要

(1) 沿革

① 倉敷市保健所の沿革

平成 8年 3月 26日	総合保健福祉センター(仮称)基本構想等策定委員会より、市長に倉敷市総合保健福祉センター(仮称)基本構想報告書を提出 同報告書の主な課題として、「第一に保健所の問題がある」として取りあげられ、倉敷市が保健所を設置することになった場合のあり方についての提言がなされた。
平成 9年 2月	定例市議会において、保健所政令市移行について市長表明
9月 25日	倉敷市保健所設置懇談会を設置(会長:青山英康岡山大学医学部教授)
11月21日	青山会長より「倉敷市保健所設置に向けての提言」書を倉敷市長に提出
12月	12月定例市議会において、(仮称)総合保健福祉センターと保健所を併設する旨市長表明
平成10年 2月	2月定例市議会において、平成13年度の「保健所政令市」への移行を目指して保健所を建設する旨市長表明
3月 10日	基本設計(平成10年7月15日完了)
4月	岡山県と保健所政令市移行に係る課題について協議(平成12年度まで)
8～ 9月	岡山県より、保健所業務に係る移管業務の概要説明
8月 21日	実施設計(平成11年2月28日完了)
10月27日	造成工事(平成11年7月30日完了)
平成11年 3月 8日	厚生省へ倉敷市保健所の体制整備計画書を提出
4月 9日	厚生省へ岡山県知事と連名で、保健所政令市への指定依頼書を提出
6月 25日	地域保健法施行令の改正(公布) 地域保健法施行令第1条第3号に規定する「保健所を設置する市」として、倉敷市が指定され、平成13年4月1日施行されることとなった。
7月 6日	厚生省より保健所設置の承認(平成11年6月25日厚生省へ倉敷市保健所建設のための申請書を提出)
7月 14日	厚生省より保健所建設に係る国庫補助内示
7月 16日	建設工事着工
8月	職員の実務研修・派遣研修(平成13年3月まで)
平成12年 4月	倉敷市保健所業務執行体制の確立準備へ
12月28日	建設工事完了
平成13年 4月 1日	保健所政令市へ移行、倉敷市保健所の開設
平成14年 4月 1日	中核市へ移行
平成17年 8月 1日	真備町・船穂町と合併

② 倉敷市保健所設立以前

本市保健所設立以前は、岡山県倉敷保健所の管轄区域であり、対人保健サービスを提供する地域保健福祉センターが設置され、児島地区は倉敷南地域保健福祉センター、玉島地区は倉敷西地域保健福祉センターの所管区域であった。

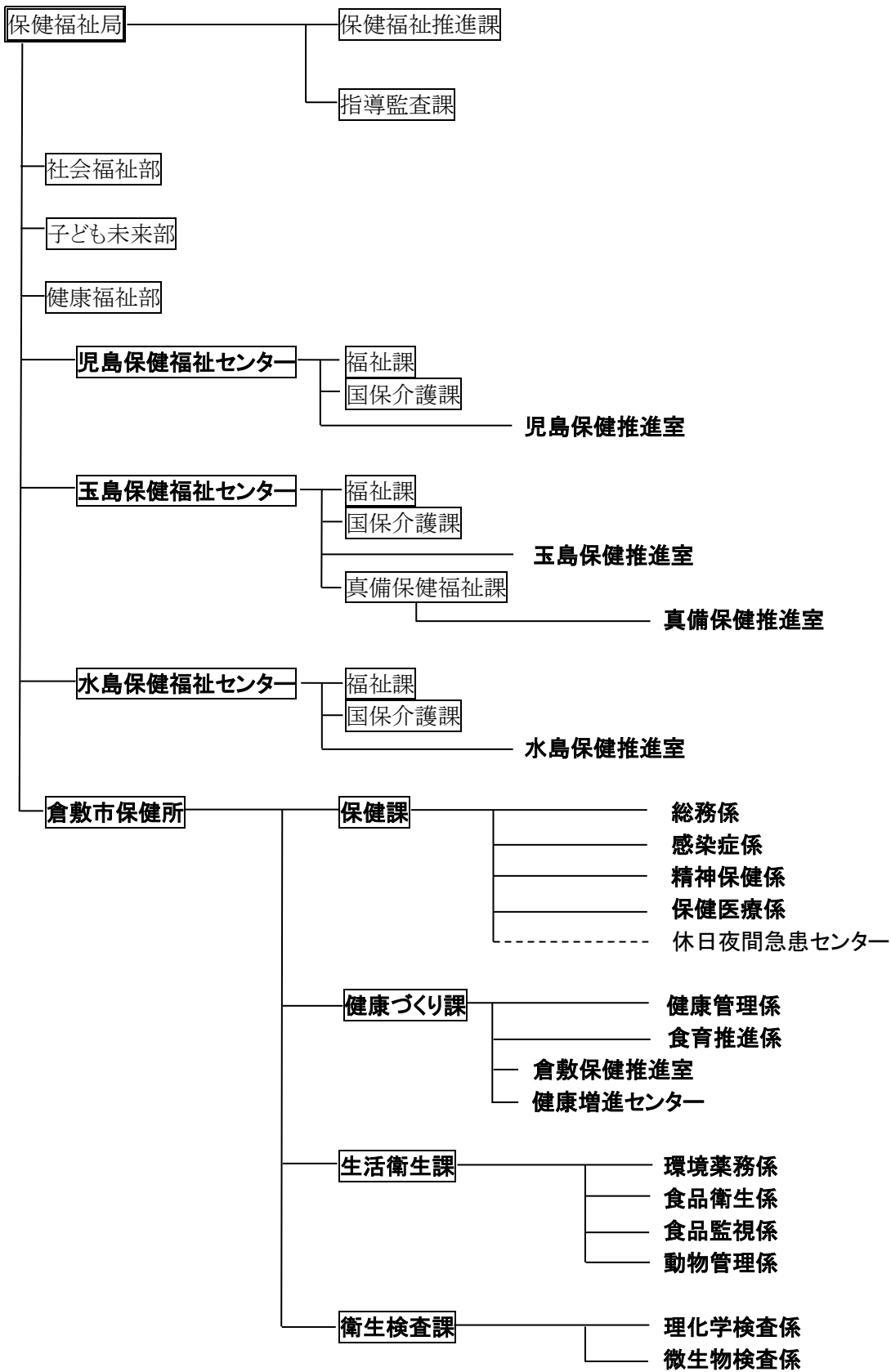
年月日	岡山県倉敷保健所	倉敷南地域保健福祉センター	倉敷西地域保健福祉センター
昭和19年	倉敷市、都窪郡を所管する岡山県倉敷保健所が開所	児島郡一円を所管する岡山県味野保健所が開所	浅口郡一円を所管する岡山県玉島保健所が開所
昭和23年10月 5日		児島保健所に改称	
昭和42年 2月 1日	倉敷東保健所に改称	倉敷南保健所に改称	倉敷西保健所に改称
昭和56年 4月 1日	倉敷環境保健所に改称	< 機 構 改 革 > 倉敷南地域保健所に改称	倉敷西地域保健所に改称
平成 6年 4月 1日	倉敷保健所に改称	< 倉敷地方振興局と統合 > 倉敷南地域保健福祉センターを併設	倉敷西地域保健福祉センターを併設
平成 9年 4月 1日		< 県 下 保 健 所 再 編 > 倉敷南地域保健福祉センターに改称	倉敷西地域保健福祉センターに改称
平成13年 3月31日	< 倉敷市の保健所政令市移行により倉敷市内の保健所業務は倉敷市に移譲 > 廃 止		

※ 岡山県備中県民局健康福祉部・岡山県備中保健所の事業概要報告書による。

第一 概況

(2) 組織

令和6年4月1日現在



※太字が保健所業務執行部署

(3) 職員配置

令和6年4月1日現在

区分	総数	保健所					小計	児島保健推進室	玉島保健推進室	水島保健推進室	真備保健推進室
		保健課	健康づくり課	生活衛生課	衛生検査課						
総数	181	48	58	21	9	136	13	13	15	4	
職位別内訳	局長級	1	1			1					
	部長級	2	2			2					
	次長級	7	1	2	1	4	1	1	1		
	課長級	13	5	3	1	10	1	1	1		
	課長補佐級	27	8	8	3	21	1	2	1	2	
	係長級	36	10	13	5	2	30	1	2	2	1
	一般職	95	21	32	11	4	68	9	7	10	1
職種別内訳	医師	2	2			2					
	保健師	94	21	35		56	11	11	13	3	
	管理栄養士	18		9	7	2	18				
	薬剤師	6	1		4	1	6				
	獣医師	7			7		7				
	理化学技術者	6			1	5	6				
	放射線技師	2	2				2				
	臨床検査技師	2			1	1	2				
	歯科衛生士	2		2			2				
	精神保健福祉士	1	1				1				
	事務	41	21	12	1		34	2	2	2	1

※ 所長、参事(事務)は、保健課に含む。

※ 各保健福祉センター所長(児島・玉島・水島)は、各保健推進室に含む。

※ 保健師の分散配置(秘書課、人事課、生活福祉課、子ども相談センター、健康長寿課、国民健康保険課)は含まない。

3 予算及び決算

(1) 当初予算の比較

科 目		当初予算(千円)			増減率(%)
		令和6年度	令和5年度	増減額	
一般会計		203,939,887	202,233,829	1,706,058	0.8
款	衛生費	29,775,323	28,765,943	1,009,380	3.5
	保健衛生費(保健所関係分)	5,587,598	8,017,243	△2,429,645	△30.3
	保健所費	765,518	781,395	△15,877	△2.0
	保健活動費	233,051	231,481	1,570	0.7
	感染症対策費	1,913,853	4,162,737	△2,248,884	△54.0
	生活衛生費	38,869	38,209	660	1.7
	衛生検査費	33,714	47,210	△13,496	△28.6
	緊急医療対策費	200,009	192,021	7,988	4.2
	母子衛生対策費	940,418	1,014,430	△74,012	△7.3
保健事業対策費	1,462,166	1,549,760	△87,594	△5.7	

(2) 歳入(保健所関係分)

款	項	目	節	決算(円)	予 算 (千円)	
				令和4年度	令和5年度 最 終	令和6年度 当 初
使用料及び 手数料	使用料	衛生 使用料	衛生総務使用料	8,904	8	11
			保健所使用料	48,468	48	46
			休日夜間急患センター使用料	40,408,437	128,530	115,000
			くらしき健康福祉プラザ使用料	1,619,459	2,860	1,674
			小 計	42,085,268	131,446	116,731
	手数料	衛生 手数料	狂犬病予防手数料	15,413,110	16,245	16,110
			保健所手数料	287,400	181	263
			生活衛生手数料	25,739,900	23,557	22,678
			感染症検査手数料	6,000	11	11
			小 計	41,446,410	39,994	39,062
計				83,531,678	171,440	155,793
国庫 支出金	国庫 負担金	国庫 衛生 負担金	保健活動費負担金	102,056,714	103,611	94,638
			感染症対策費負担金	2,570,905,361	1,188,908	206,371
			衛生検査費負担金	2,564,000	1,236	1,966
			小 計	2,675,526,075	1,293,755	302,975

款	項	目	節	決算(円)	予算(千円)		
				令和4年度	令和5年度 最終	令和6年度 当初	
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	保健所費補助金	187,000	229	436	
			母子衛生対策費補助金	231,595,000	488,689	304,311	
			保健事業対策費補助金	1,387,000	1,430	1,393	
			保健活動費補助金	1,676,000	1,487	2,214	
			感染症対策費補助金	2,491,320,630	1,267,983	15,884	
			小計	2,726,165,630	1,759,818	324,238	
	委託金	国庫衛生費委託金	保健所費委託金	8,193,864	7,767	6,858	
			保健事業対策費委託金	721,084	1,623	3,359	
			小計	8,914,948	9,390	10,217	
	計				5,410,606,653	3,062,963	637,430
県支出金	県負担金	衛生費県負担金	予防接種費負担金	3,099,690	3,372	-	
			保健活動費負担金	9,832,669	9,333	6,625	
			保健事業対策費負担金	20,321,000	21,959	-	
			保健所費負担金	16,441,000	14,574	17,990	
			小計	49,694,359	49,238	24,615	
	県補助金	衛生費県補助金	保健所費補助金	32,711,671	-	-	
			保健活動費補助金	6,393,500	7,281	8,661	
			感染症対策費県補助金	442,454,000	87,602	3,453	
			衛生検査費補助金	1,889,000	20,020	9,350	
			緊急医療対策費補助金	6,747,000	7,700	7,664	
			母子衛生対策費補助金	74,325,131	118,183	71,276	
			保健事業対策費補助金	-	-	21,875	
			生活衛生費補助金	987,170	1,633	1,613	
			小計	565,507,472	242,419	123,892	
	委託金	衛生費県委託金	保健衛生費委託金	2,487,878	2,611	2,603	
			保健活動費委託金	16,624	21	21	
			生活衛生費委託金	13,000	13	13	
			小計	2,517,502	2,645	2,637	
	計				617,719,333	294,302	151,144
	繰越金	繰越金	繰越金	繰越明許費繰越金(衛生費)	-	43,823	-
小計				-	43,823	-	
計				-	43,823	-	

第一 概況

款	項	目	節	決算(円)	予算(千円)	
				令和4年度	令和5年度 最終	令和6年度 当初
諸収入	受託事業収入	受託事業収入 衛生費	石綿健康被害救済受託事業収入	4,680	3	3
			緊急医療対策費受託事業収入	17,382,075	17,426	17,300
			小計	17,386,755	17,429	17,303
	雑入	衛生費雑入	保健医療センター雑入	3,671,831	72	60
			保健所費雑入	322,059	214	1,881
			感染症対策費雑入	11,378,184	2	2
			保健事業対策費雑入	39,040	346	348
			保健活動費雑入	6,107,381	6,366	6,000
			雑入	104,160	1,320	-
			小計	21,622,655	8,320	8,291
	計			39,009,410	25,749	25,594
	歳入計			6,150,867,074	3,598,277	969,961

(3) 歳出(保健所関係分)

款	項	目	事業	決算(円)	予算(千円)			
				令和4年度	令和5年度 最終	令和6年度 当初		
衛生費	保健所費	保健所費	保健行政職員能力開発事業	720,198	1,371	1,258		
			保健所運営管理事業	9,535,337	12,181	11,950		
			医療機関等指導事業	108,803	120	162		
			厚生統計調査事業	2,935,334	2,448	1,787		
			職員給与費	688,359,973	679,604	674,754		
			保健医療センター支援事業	40,240,552	43,585	45,792		
			保健医療団体支援事業	32,053,000	32,173	29,815		
			小計	773,953,197	771,482	765,518		
			保健活動費	保健活動費	精神保健総合対策事業	1,509,880	1,572	1,525
					精神手帳・医療支援事業	1,634,294	1,929	1,883
					精神保健相談・訪問指導事業	366,791	428	428
					難病患者家族支援事業	2,173,027	1,274	1,205
			保健活動費	保健活動費	指定難病医療支援事業	10,331,531	11,834	13,863
					未熟児養育医療給付事業	48,312,202	39,047	29,036
	原爆被爆者援護事業	109,866			150	135		
	小児慢性特定疾病医療支援事業	158,112,795			172,050	165,497		
	保健活動費	保健活動費	自立支援事業(育成医療)給付事業	4,270,406	4,738	3,529		

款	項	目	事業	決算(円)	予算(千円)	
				令和4年度	令和5年度 最終	令和6年度 当初
衛生費	保健衛生費	保健活動費	自殺対策事業	10,718,922	12,233	14,423
			骨髄バンク推進事業	1,086,760	1,212	1,513
			健康づくり促進事業	6,600	14	14
			小計	238,633,074	246,481	233,051
		感染症対策費	予防接種事故対策事業	5,547,198	5,559	196,438
			予防接種事業	1,155,566,179	1,284,109	1,256,921
			エイズ対策事業	9,356,163	9,099	9,181
			感染症対策事業	1,569,490,914	468,161	12,727
			結核対策事業	5,748,949	11,408	9,451
			結核医療費対策事業	9,256,118	11,956	11,473
			結核健康診断等助成事業	3,827,734	5,323	4,970
			高齢者インフルエンザ等予防接種	362,652,366	378,177	384,761
			風しん対策事業	70,733,396	97,900	27,931
			新型コロナウイルスワクチン接種事業	3,955,248,141	2,739,216	-
			高齢者施設等感染症対策事業	110,601,150	53,680	-
		小計	7,258,028,308	5,064,588	1,913,853	
		生活衛生費	公衆浴場設備改善補助事業	1,974,341	3,267	3,227
			生活衛生営業等指導事業	533,916	1,178	1,058
			食品衛生等指導事業	9,203,464	10,005	10,290
			動物管理指導等対策事業	3,618,624	5,244	5,408
			狂犬病予防事業	18,157,076	18,303	18,674
			食の安全安心推進事業	215,452	212	212
			小計	33,702,873	38,209	38,869
		衛生検査費	衛生検査事業	12,230,767	11,475	14,954
			残留農薬・動物用医薬品検査事業	6,753,019	27,755	18,760
			小計	18,983,786	39,230	33,714
		緊急医療対策費	休日夜間急患センター運営事業	72,577,448	110,089	93,859
			病院群輪番制病院運営事業	47,453,857	48,684	48,687
			休日夜間在宅当番医等運営事業	57,080,010	57,348	57,063
			地域医療普及啓発事業	328,000	400	400
			小計	177,439,315	216,521	200,009

第一 概況

款	項	目	事業	決算(円)	予算(千円)			
				令和4年度	令和5年度 最終	令和6年度 当初		
衛生費	母子衛生対策費		幼児健康診査事業	28,798,101	33,084	32,055		
			妊産婦乳児健康診査事業	458,680,218	462,756	453,123		
			産後ケア事業	5,043,528	11,106	9,443		
			幼児むし歯予防対策事業	1,026,594	1,183	1,196		
			地域母子保健事業	574,245	1,039	1,039		
			特定不妊治療助成事業	46,650,702	2,027	-		
			新生児聴覚検査事業	9,920,211	11,123	10,290		
			子育て世代包括支援センター運営事業	28,654,964	41,466	48,446		
			妊婦歯科健康診査事業	7,259,782	8,588	7,714		
			不育症検査助成事業	1,350,168	776	-		
			不育症検査・治療助成事業	-	-	301		
			出産・子育て応援事業	282,907,147	658,442	376,811		
			小計	870,865,660	1,231,590	940,418		
		保健衛生費	保健事業対策費		保健事業管理関係経費	31,458,813	36,365	37,737
					地域保健活動団体育成事業	11,624,838	13,608	13,620
				健康増進事業	693,165,856	778,544	723,296	
				女性の健康づくり推進事業	10,955,378	11,491	11,094	
				職員給与費	651,415,277	611,962	625,695	
				お口の健康アップ事業	8,288,342	8,810	8,645	
				国民健康・栄養調査事業	457,322	1,623	3,359	
				栄養指導推進事業	144,158	622	620	
				健康づくり事業	23,228,994	23,965	24,448	
				「健康くらしき21」推進事業	1,927,326	3,466	-	
				健康増進・食育推進計画推進事業	-	-	1,446	
				栄養管理指導事業	58,452	68	71	
				食育推進事業	833,264	1,516	1,473	
				健康診査受診率向上推進事業	3,950,509	5,099	5,585	
				「運動で健康づくり」推進事業	324,224	449	643	
				みんなでつろう!元気な倉敷ヘルスアップ事業	285,067	335	-	
				みんなで作る!元気なくらしき事業	-	-	337	
				くらしき健康応援事業	1,862,129	1,850	819	
		くらしき健康ポイント事業	5,485,263	5,710	3,080			
		受動喫煙対策事業	19,113	27	80			
	保健行政職員能力開発事業	-	-	118				
	小計	1,445,484,325	1,505,510	1,462,166				
	計	10,817,090,538	9,113,611	5,587,598				
	歳出計	10,817,090,538	9,113,611	5,587,598				

4 令和5年度 組織目標

(1) 保健所全体 組織目標

- ・新型コロナウイルス感染症の類型見直しにより市民・医療機関に混乱が生じる可能性があるため、円滑な移行を図る必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の重症化予防等のため、新型コロナワクチンの接種体制の維持と接種の拡大を図る必要がある。
- ・健康寿命の延伸に向け、健康増進計画及び食育推進計画の現計画を総括し、新計画を策定する必要がある。

(2) 保健課・健康づくり課 重点目標

	中長期目標	令和5年度の到達目標
①健康危機管理体制の強化	災害、感染症など健康危機対応の経験を活かし、今後起こる災害や新たな感染症への対応、複合的に発生した場合への対応ができる体制を構築する。 (期間:2021～2030 年度まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に備え、保健所体制・保健推進室体制を整備するとともに、関係課へ周知・共有することができる。 ・地域の自助力共助力の向上につながる取り組みができる。 ・医療機関等、市内の関係機関・庁内関係課と健康危機対応について検討できる。 ・感染症法に基づく、予防計画の作成に合わせ、倉敷市作成の関連指針やマニュアルを見直すことができる。
②誰もが取り組める健康づくりの推進	誰一人取り残さない健康づくりの観点から、胎児期～高齢期に至る健康づくりを他部署と連携を図り実施する。特に自然に健康になれる環境づくり体制を整備し、健康無関心層へのアプローチも強化する。健康増進計画(健康くらしき 21・Ⅱ)と食育推進計画を連動させ、市民の健康寿命の延伸につなげる。 (期間:2016～2023 年度まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査受診率の向上。 ・国保特定健診受診率目標 31.5% ・自然に健康になれる環境づくりに取り組み、健康無関心層を含め幅広い世代を対象とした予防・健康づくりを推進することができる。 ・生活習慣病発症予防・重症化予防、生活習慣病以外(やせ・フレイル等)の予防やこころの不調への対処法について、健康教育の充実(啓発内容・回数等)を図ることができる。
③安心して出産・子育てできる環境整備	妊娠期から子育て期における不安や悩みの軽減を図るための情報提供や、相談体制を充実し、切れ目のない子育て支援環境を整える。 (倉敷市第七次総合計画) (期間:2021～2025 年度まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターとして関係機関との連携の下、妊娠期からワンストップかつ切れ目のない支援を行うことができる。
④支えあいの地域づくり	地域の中に理解者を増やし、支援を必要とする人誰もが、健全でその人らしく生活できる地域づくりをすすめる。地域組織と健康づくりや地域づくりを協働で進めるために、組織育成・組織支援のあり方を検討していく。 「倉敷市第七次総合計画」を踏まえたものとする。 (期間:2016～2025 年度まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や精神障がい者等の理解者を増やすことができる。 ・持続可能な組織のあり方を検討することができる。

第一 概況

	中長期目標	令和5年度の到達目標
⑤個別支援からの体制整備	被災者をはじめ、支援が必要とされる人が、地域で安心・安全に生活できるよう、関係機関と連携し、個別支援を確実にを行うとともに、重層的支援体制整備につなげる。 (期間:2016～2025年度まで)	・個別支援から地域課題を明らかにし、支援体制整備に繋げることができる。

(3) 生活衛生課 重点目標

	中長期目標	令和5年度の到達目標
①生活衛生対策	旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所などの生活衛生営業施設等について、公衆衛生の向上に努める。	関係法令に基づき、許可、届出の受理及び監視指導を行う。
②薬事関係対策	安全な医薬品等の提供と適正な使用を図るとともに、毒物及び劇物に起因する保健衛生上の危害を防止する。	薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対し、監視指導を行う。また、毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱業者等に対し、監視指導を行う。
③食品衛生対策	食中毒や法令違反等の食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、市民の食の安全を確保する。	倉敷市食品衛生監視指導計画に基づき、監視・指導を行う。
④動物の適正飼育の推進	犬の登録・狂犬病予防注射の啓発を行うとともに、野犬の捕獲を行う。また犬猫の適正な飼育の推進及び動物取扱業の監視を行う。	収容した犬猫の返還・譲渡を推進する。また、立入計画に基づき第一種動物取扱業施設の監視・指導を行う。

(4) 衛生検査課 重点目標

	中長期目標	令和5年度の到達目標
食品等の検査	市民の「食」や「身近な生活衛生」の安全を確保するために、迅速で正確な検査体制を整備する。	食品衛生検査や食中毒に伴う検査を行う。イベント等を通じて農薬検査の啓発活動を行う。また、残留農薬検査について、測定対象農薬数を拡大するとともに、検査結果の信頼性を担保するための検証試験を行い、対象農産物の拡大及び正確で迅速な検査の実施を図る。

第二 人口動態

- 1 人口動態總覽
- 2 出生
- 3 死亡

第二 人口動態

「1人口動態総覧」「2出生」「3死亡」は、厚生労働省の人口動態統計調査の調査票情報及び独自集計による。
諸率の算出基礎となる人口は、全国・岡山県については、総務省統計局 10月1日現在推計人口を使用。倉敷市については、9月30日現在住民基本台帳の日本人人口を使用。

1 人口動態総覧

年次	区分 地区	出生	死亡	乳児死亡	新生児死亡	周産期死亡	死産	婚姻	離婚
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
		率 (人口千対)	率 (人口千対)	率 (出生千対)	率 (出生千対)	率 (出産千対)	率 (出産千対)	率 (人口千対)	率 (人口千対)
30	倉敷市	4,082	4,943	13	9	18	70	2,393	831
		8.6	10.4	3.2	2.2	4.4	16.9	5.0	1.74
	岡山県	14,485	22,429	33	21	62	288	8,436	3,078
		7.7	11.9	2.3	1.4	4.3	19.5	4.5	1.64
元	倉敷市	3,941	4,816	9	5	15	90	2,448	853
		8.3	10.1	2.3	1.3	3.8	22.3	5.1	1.79
	岡山県	13,695	21,944	29	10	40	286	8,734	3,064
		7.3	11.8	2.1	0.7	2.9	20.5	4.7	1.64
2	倉敷市	3,846	4,807	7	4	12	83	2,261	846
		8.1	10.1	1.8	1.0	3.1	21.1	4.8	1.78
	岡山県	13,521	21,788	20	8	33	267	7,852	2,986
		7.3	11.7	1.5	0.6	2.4	19.4	4.2	1.61
3	倉敷市	3,815	4,966	8	4	8	71	2,109	750
		8.1	10.5	2.1	1.0	2.1	18.6	4.5	1.58
	岡山県	13,107	22,857	20	9	38	251	7,399	2,781
		7.1	12.4	1.5	0.7	2.9	18.8	4.0	1.51
	倉敷市	3,580	5,388	3	1	14	64	2,189	779
		7.6	11.4	0.8	0.3	3.9	17.8	4.6	1.7
	岡山県	12,371	24,901	16	8	44	239	7,399	2,787
		6.8	13.6	1.3	0.6	3.5	19	4	1.52
	全国	770,759	1,569,050	1,356	609	2,527	15,179	504,930	179,099
		6.3	12.9	1.8	0.8	3.3	19.3	4.1	1.47
4	倉敷	2,001	2,323						
		8.7	10.1						
	児島	332	947						
		5.1	14.6						
	玉島	471	888						
		6.7	12.6						
	水島	669	983						
7.7		11.3							
真備	107	247							
	5.3	12.2							

※ 玉島は、船穂地区を含む。

2 出生

(1) 出生時の体重別、性別出生数と平均体重

令和4年(単位:人、kg)

区分	性別	出生 総数	1,000g 未満	1,000～ 1,499g	1,500～ 1,999g	2,000～ 2,499g	2,500～ 2,999g	3,000～ 3,499g	3,500～ 3,999g	4,000～ 4,499g	4,500g 以上	不 詳	平均 体重
倉敷市	男	1,862	4	10	22	144	667	773	223	19	-	-	3.02
	女	1,718	2	6	21	148	715	671	144	11	-	-	2.97
	計	3,580	6	16	43	292	1,382	1,444	367	30	-	-	3.00
岡山県	男	6,404	18	22	70	421	2,254	2,737	802	75	5	-	3.05
	女	5,967	17	19	60	480	2,536	2,324	492	37	2	-	2.98
	計	12,371	35	41	130	901	4,790	5,061	1,294	112	7	-	3.01

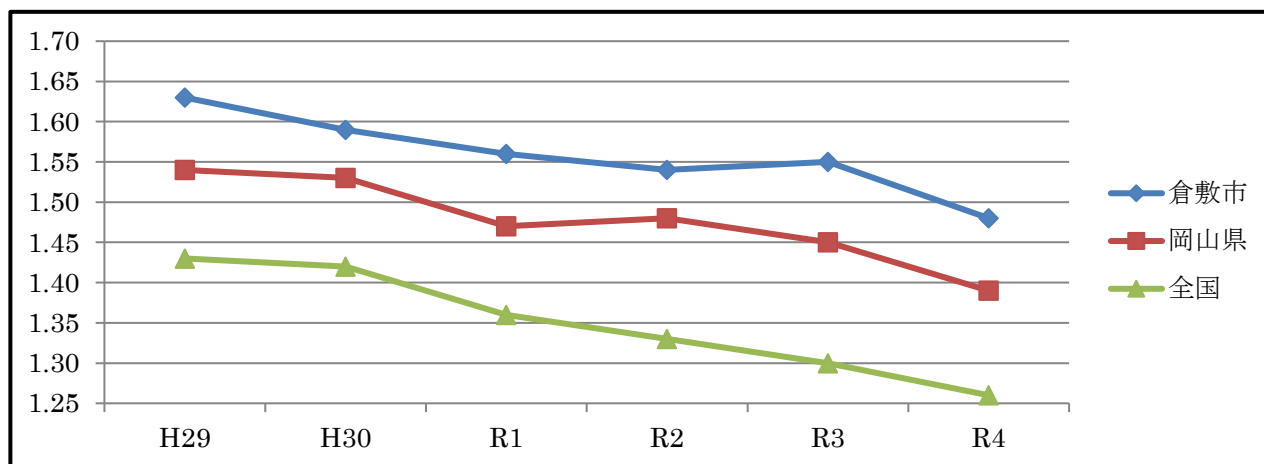
(2) 母の年齢階級別出生数

令和4年(単位:人)

区分	総数	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
倉敷市	3,580	32	350	1,163	1,207	653	171	4
岡山県	12,371	102	1,118	3,735	4,266	2,499	632	19

(3) 年次合計特殊出生率

区分 \ 年次	29	30	元	2	3	4
倉敷市	1.63	1.59	1.56	1.54	1.55	1.48
岡山県	1.54	1.53	1.47	1.48	1.45	1.39
全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26



3 死亡

(1) 死因順位

(単位:人、率:人口10万対)

年次 順位	2			3			4			
	倉敷市			倉敷市			(死因順位は倉敷市)			
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	地区	死亡数	死亡率
1位	悪性新生物	1,274	268.2	悪性新生物	1,307	276.0	悪性新生物	倉敷市	1,294	274.4
								岡山県	5,715	312.0
								全 国	385,797	316.1
2位	心疾患 (高血圧性 除く)	769	161.9	心疾患 (高血圧性 除く)	768	162.2	心疾患 (高血圧性 除く)	倉敷市	911	193.2
								岡山県	3,868	211.1
								全 国	232,964	190.9
3位	老 衰	396	83.4	老 衰	446	94.2	老 衰	倉敷市	450	95.4
								岡山県	2,714	148.1
								全 国	179,529	147.1
4位	肺 炎	376	79.2	脳血管疾患	327	69.1	脳血管疾患	倉敷市	344	72.9
								岡山県	1,632	89.1
								全 国	107,481	88.1
5位	脳血管疾患	342	72.0	肺炎	287	60.6	肺炎	倉敷市	291	61.7
								岡山県	1,307	71.3
								全 国	74,013	60.7
6位	誤嚥性肺炎	186	39.2	誤嚥性肺炎	166	35.1	誤嚥性肺炎	倉敷市	209	44.3
								岡山県	1,063	58.0
								全 国	56,069	45.9
7位	不慮の事故	146	30.7	不慮の事故	145	30.6	不慮の事故	倉敷市	149	31.6
								岡山県	703	38.4
								全 国	43,420	35.6
8位	腎不全	95	20.0	腎不全	101	21.3	腎不全	倉敷市	105	22.3
								岡山県	498	27.2
								全 国	30,739	25.2
9位	血管性及 び詳細不 明の認知症	74	15.6	自殺	81	17.1	間質性 肺疾患	倉敷市	84	17.8
								岡山県	345	18.8
								全 国	22,905	18.8
10位	慢性閉塞 性肺疾患	67	14.1	間質性 肺疾患	75	15.8	アルツハイ マー病	倉敷市	81	17.2
								岡山県	462	25.2
								全 国	24,860	20.4

※ 死因名については、「死因順位に用いる分類項目」を使用している。

第二 人口動態

(2) 悪性新生物の主な部位別、性別死亡数

(単位:人)

部 位 年次		全数	肺	胃	肝	大腸	膵	前立腺	乳房	子宮	卵巣
2	倉敷市	744	179	103	51	80	76	43	-	-	-
		530	70	53	40	74	71	-	44	21	14
		1,274	249	156	91	154	147	43	44	21	14
3	倉敷市	774	213	88	62	87	73	32	1	-	-
		533	81	51	25	81	68	-	58	19	12
		1,307	294	139	87	168	141	32	59	19	12
4	倉敷市	785	194	96	61	86	90	42	-	-	-
		509	70	46	26	63	73	-	57	19	13
		1,294	264	142	87	149	163	42	57	19	13
	岡山県	3,212	809	383	251	355	317	170	2	-	-
		2,503	306	215	133	348	330	-	236	97	83
		5,715	1,115	598	384	703	647	170	238	97	83
	全国	223,291	53,750	26,455	15,717	28,099	19,608	13,439	109	-	-
		162,506	22,913	14,256	7,903	24,989	19,860	-	15,912	7,157	5,182
		385,797	76,663	40,711	23,620	53,088	39,468	13,439	16,021	7,157	5,182

(3) 年齢調整死亡率(平成 27 年モデル人口を基準人口として使用)

(単位:人口千対)

区分	年次	30	元	2	3	4	
		倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	全国
男		14.0	13.2	12.9	13.4	13.5	14.4
女		7.8	7.3	7.0	7.3	7.4	7.9

(4) 主要死因・年齢階級別・性別死亡数

令和4年(単位:人)

死因		年齢区分 性	計	0	1	2	3	4	0~	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	90~	100歳
				歳	歳	歳	歳	歳	9歳	19歳	29歳	39歳	49歳	59歳	69歳	79歳	89歳	99歳	以上
総数	総数	5,388	3	-	-	-	1	5	5	12	17	77	158	363	1,076	1,966	1,578	131	
	男	2,764	1	-	-	-	-	2	2	7	6	53	112	251	737	1,064	513	17	
	女	2,624	2	-	-	-	1	3	3	5	11	24	46	112	339	902	1,065	114	
結核	総数	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	0	0	
	男	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	女	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
悪性新生物	総数	1,294	-	-	-	-	-	-	1	-	2	25	59	153	415	444	190	5	
	男	785	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	38	106	293	248	90	1	
	女	509	-	-	-	-	-	-	1	-	2	16	21	47	122	196	100	4	

死因	年齢区分		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳以上
	性																		
糖尿病	総数		52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	8	25	12	-
	男		25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	6	11	2	-
	女		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	14	10	-
高血圧性疾患	総数		23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	9	8	2
	男		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-
	女		18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5	7	2
心疾患 (高血圧性除く)	総数		911	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	15	32	151	349	334	22
	男		416	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	12	24	100	164	108	1
	女		495	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	8	51	185	226	21
脳血管疾患	総数		344	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	7	23	64	138	98	9
	男		177	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6	15	40	80	31	1
	女		167	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	8	24	58	67	8
大動脈瘤及び解離	総数		59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	14	23	12	1
	男		29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	10	11	2	-
	女		30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	12	10	1
肺炎	総数		291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	41	114	123	7
	男		159	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	31	69	54	1
	女		132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	10	45	69	6
慢性閉塞性肺疾患	総数		60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	16	28	11	2
	男		53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	16	25	8	1
	女		7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1
喘息	総数		10	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	5	3	-
	男		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	女		7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	3	-
肝疾患	総数		64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	7	13	13	20	7	-
	男		41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	7	7	7	12	4	-
	女		23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	8	3	-
腎不全	総数		105	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	7	15	40	36	4
	男		57	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	7	10	24	13	1	
	女		48	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	5	16	23	3	
老衰	総数		450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	11	136	256	45
	男		123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	62	48	5
	女		327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	74	208	40
不慮の事故	総数		149	2	-	-	-	-	2	1	-	1	3	9	13	29	52	34	5
	男		76	1	-	-	-	-	1	1	-	1	3	6	10	19	22	12	1
	女		73	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	3	10	30	22	4
(再掲)交通事故	総数		16	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	4	2	3	5	-	-
	男		12	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	3	2	1	4	-	-
	女		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	-
自殺	総数		73	-	-	-	-	-	-	2	10	9	13	11	10	10	8	-	-
	男		42	-	-	-	-	-	-	-	7	4	8	7	7	4	5	-	-
	女		31	-	-	-	-	-	-	2	3	5	5	4	3	6	3	-	-

(5) 乳児・新生児・周産期死亡数及び死産数

(単位:人)

区分		年次	2		3		4	
			倉敷市	倉敷市	倉敷市	岡山県	全国	
乳児死亡数	総数		7	8	3	16	1,356	
	男		2	3	1	9	735	
	女		5	5	2	7	621	
新生児死亡数	総数		4	4	1	8	609	
	男		1	1	0	6	327	
	女		3	3	1	2	282	
周産期死亡数	総数		12	8	14	44	2,527	
	22週以後死産		10	6	13	38	2,061	
	早期新生児死亡		2	2	1	6	466	
死産数	総数		83	71	64	239	15,179	
	自然死産		37	40	45	124	7,391	
	人工死産		46	31	19	115	7,788	

(6) 乳児死因別・死亡数

令和4年(単位:人)

死因分類コード	分類名	死亡数		
		男	女	計
Ba23	周産期に発生した病態	-	1	1
Ba46	不慮の事故	1	1	2
乳児死亡総数		1	2	3

(7) 死亡場所別死亡数

令和4年(単位:人)

区分	地区	総数	倉敷	児島	玉島	水島	真備
病院		3,564	1,457	673	567	695	172
診療所		149	72	27	20	28	2
介護老人保健施設		309	128	43	80	46	12
助産所		-	-	-	-	-	-
老人ホーム		370	201	74	42	32	21
自宅		887	413	116	159	165	34
その他		109	52	14	20	17	6
死亡総数		5,388	2,323	947	888	983	247

※ 自宅については、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。
玉島には、船穂地区を含む。

第三 健康づくり対策

- 1 「健康くらしき21」事業の推進
- 2 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進
- 3 母子保健対策
- 4 成人保健対策
- 5 栄養改善対策
- 6 歯科保健対策
- 7 たばこ対策

第三 健康づくり対策

1 「健康くらしき21」事業の推進

(根拠法令 健康増進法 第8条)

<事業概要>

倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としていたが、国や県の計画との整合性を図るため、令和元年7月開催の倉敷市健康増進計画審議会において計画期間の延長が決定され、平成23年度から令和5年度までの13年間の計画となった。

一次予防に重点を置いた倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」を推進することにより、健康寿命の延伸、生活習慣病の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指す。推進にあたっては、市民がまず自らの健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守りつくるという基本的な考えを基に、関係団体と連携し、それぞれの役割を担いながら活動を展開することにより、効果的に健康づくりの輪が地域へ広がることを目的とする。

倉敷市の主な健康課題の解決に向け、特に重要と考えられる「運動」「栄養」「休養」「歯の健康」「たばこ・アルコール」「健康管理」の6分野について重点指標を掲げ、取り組みを推進している。

平成28年度からは、平成27年度に実施した中間評価の結果を受け、新たに「糖尿病予防」を切り口とした6分野の効果的な推進を図っている。また平成30年度から「くらしき健康応援事業」を開始し、これまで自身の健康づくりに意識が向きにくかった市民の方にも健康実践へのきっかけづくりとなるよう働きかけを強化している。

計画最終年度である令和5年度は、アンケート調査等を実施し、取り組みの成果や課題を把握し、最終評価を行った。今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市食育推進計画」と統合した「くらしき健幸プラン」の策定を行った。

<実施内容>

- ・健康増進計画推進のための会議を開催
 - 倉敷市健康増進計画審議会(年3回)
 - 庁内検討会(年2回 書面会議)
 - ワーキンググループ会議(年4回)
- ・各地区推進会議の取り組みをサポート
 - 倉敷地区「健康づくりの輪を広げよう会」(年6回)
 - 児島地区「児島の健康づくりを考える会」(年7回)
 - 玉島地区「玉島地区推進会議」(年6回)
 - 水島地区「～水島地区～「健康くらしき21・Ⅱ」ひろめ隊」(年4回)
 - 真備地区「真備地区推進会議」(年3回)
- ・健康くらしき21全体会を開催
 - 市民と一緒に考える会(年2回)
- ・くらしき健康応援事業による健康実践へのきっかけづくり
 - くらしき健康応援団講座(50回、1,092人)
 - くらしき健康応援ガイドの発行(年2回)
 - 測定体験(141回、10,008人)
 - くらしき健康ポイント事業
 - くらしき健康応援事業講演会(市内4地区で開催)

2 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進

(根拠法令 食育基本法)

<事業概要>

市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とし、食育を推進する。

第三 健康づくり対策

第二次倉敷市食育推進計画を基に、「食の知識・体験」、「食を通じての健康づくり」、「食文化の継承・交流」、「食の安全・安心」の4つの柱を掲げ、健全な食生活を実践できる人づくり、食を通じての健康づくり、協働による地域づくりのための事業を推進する。平成 27 年度の間評価から、課題が明らかとなった若い世代や男性に対しての食育推進強化、生活習慣病予防として特に糖尿病予防対策の強化、食品の安全性についての情報提供の充実を図る。また、災害経験を踏まえ、平時からのバランスの良い食生活と備蓄食品の活用についての啓発を強化する。当初、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間としていたが、国や県の計画を鑑み、また健康増進計画「健康くらしき21・II」との整合性を図り、次期計画を策定することが望ましいことから、令和5年度まで計画延長することを令和元年7月開催の倉敷市食育推進会議にて決定した。令和2年度は目標値の再設定を行い、SDGsの視点をふまえ、自然に健康になれる食環境づくりを計画に位置付けた。そして、令和3年度には、自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」を始動した。令和5年度は、第二次倉敷市食育推進計画の最終評価を行い、今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市健康増進計画」と一体化した「くらしき健幸プラン」の策定を行った。

<実施内容>

- ・食育の推進のための会議を開催
 - 倉敷市食育推進会議(年3回)
 - 庁内検討会(年3回 書面開催)
 - ワーキンググループ会議(年4回)
- ・若い世代・男性を対象にした取り組みの強化
 - こどものための食育フェア(参加人数 延べ 9,309 人)
 - 産・学・官協働事業「くらしき健康プロジェクト(イオンdeくら★けん)」等(年2回 1,236 人)
 - 男性・親子料理教室 等
- ・生活習慣病、特に糖尿病予防対策の強化
 - 倉敷市食育栄養まつり(5会場実施)
 - 栄養教室伝達講習会 等
- ・食品の安全性についての情報提供の充実
 - 食品の検査及び食の安全・安心の啓発
 - 食品衛生講習会 等
- ・啓発の充実
 - 災害への備えとして、備蓄食品の活用方法、日頃からのバランスよい食事を摂ることの重要性を啓発
 - 食育ポータル 等

3 母子保健対策

(1) 子育て世代包括支援センター運営事業

(根拠法令 母子保健法 第 22 条)

<事業概要>

平成 29 年7月より子育て世代包括支援センターとして「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を市内5か所に設置・運営し、母子保健事業及び社会資源の活用や相談支援体制の強化等を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図る。令和6年3月より母子手帳アプリ(くらしき子育てアプリ)の提供を開始した。

<実施時期>

平成 29 年7月より実施

① 「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」

<事業概要>

倉敷、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に設置した「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」において、保健師や助産師などの資格を持つ専任の相談員「すくすく相談員」12 名を配置し、妊娠期から子育て期までの相談や母子保健事業等のサービス利用の相談に対応する。

<相談支援実施状況>

(単位:件)

区分 年度	相談室利用	相談専用 ダイヤル利用	来所相談
3	4,170	1,735	2,784
4	4,583	1,917	2,649
5	5,129	1,982	2,745

② 従事者・関係者研修等

<事業概要>

各保健推進室職員及びすくすく相談員、子育て支援関係機関職員等に対し、母子保健に関する研修や連携会議を行い、個々の対応力の向上を目指すとともに、各組織間の連携強化を行う。

<研修・連携会議等実施状況>

研修・会議名	対象者	回数	参加者数
子育て世代包括支援センター関係者研修会	保健師、助産師等	1回	27人
すくすく相談員研修会	すくすく相談員、保健師等	4回	60人
すくすく相談員連絡会議	すくすく相談員、保健師等	7回	93人

(2) 出産・子育て応援事業

(根拠 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱 令和4年12月26日付け子発第1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙、倉敷市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱 令和5年倉敷市告示第126号)

<事業概要>

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に実施する。

<実施時期>

令和5年2月8日より実施

<負担割合>

伴走型相談支援 国2/3 県1/6 市1/6(令和5年4月～9月)
国1/2 県1/4 市1/4(令和5年10月～令和6年3月)
出産・子育て応援給付金 国2/3 県1/6 市1/6

① 伴走型相談支援

<事業概要>

市保健所及び児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内にある「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」にて、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなげる。妊娠届出時の面談、妊娠7～8か月アンケートの実施及び希望者への面談、産後の面談等を実施する。

<対象者>

妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯

<事業実績>

市内の全妊婦 妊娠7～8か月アンケートを通知 3,323人

② 出産・子育て応援給付金

<事業概要>

経済的支援として、妊娠期に出産応援給付金、出産後に子育て応援給付金を給付する。

<対象者>

- ・出産応援給付金:妊娠の届出をし、面談を受けた妊婦
※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子どもの母」及び「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦」についても、遡及分として対象とする。
- ・子育て応援給付金:出生した子どもの養育者で面談を受けた者
※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子ども」についても、遡及分として対象とする。

第三 健康づくり対策

< 給付実績 >

(単位:件、円)

年 度		出産応援給付金		子育て応援給付金	
		件数	支給額	件数	支給額
4	遡及対象分	2,687	134,350,000	2,722	136,100,000
	事業開始後分	119	5,950,000	2	100,000
5	遡及対象分	2,298	114,900,000	299	14,950,000
	事業開始後分	3,659	182,950,000	3,164	158,200,000

(3) およこ健康手帳の交付

(根拠法令 母子保健法 第16条)

< 事業概要 >

妊娠したものを早期把握することにより、妊娠中の健康管理、育児等についての不安の除去、母子保健制度等の周知を行う。

< 対象者 >

妊娠の届出をした妊婦(ただし、妊娠中交付を受けていない場合は出産後においても交付)

< 妊娠届出状況及び手帳交付数 >

(単位:人)

年度	区分	妊 娠 届出数	届 出 時 の 妊 娠 週 数					若・高年妊婦		手 帳 交付数
			～11	12～21	22～27	28～	不明	～19歳	35歳～	
3		3,848	3,696	139	9	4	-	36	911	3,963 (多胎 56) (再 59) (出産後0)
4		3,494	3,345	138	7	4	-	29	845	3,584 (多胎 36) (再 52) (出産後2)
5		3,467	3,336	111	15	5	-	37	820	3,557 (多胎 47) (再 41) (出産後2)
内 訳	倉 敷	1,932	1,868	51	11	2	-	14	482	1,972
	児 島	308	294	13	-	1	-	9	74	320
	玉 島	476	461	12	3	-	-	4	105	493
	水 島	671	634	34	1	2	-	8	140	689
	真 備	80	79	1	-	-	-	2	19	83

(4) 健康相談事業

① 妊婦相談

(根拠法令 母子保健法 第9条)

< 事業概要 >

およこ健康手帳交付時等に妊娠・出産・育児についての相談指導を行い、かつ母子保健サービスの情報提供を行う。

< 対象者 >

妊娠の届出をした妊婦

<実施状況> (単位:人)

年度	妊娠届出数	相談人数
3	3,848	3,848
4	3,494	3,494
5	3,467	3,467

②育児相談

(根拠法令 母子保健法 第9条、第10条)

<事業概要>

乳幼児の身体的・精神的発達を促し、母親の育児に対する不安、悩みの解消に努める。

<対象者>

乳幼児

<実施状況> (単位:人)

年度	相談人数
3	8,377
4	7,644
5	7,093

(5) 健康診査事業

① 妊婦・乳児一般健康診査(医療機関委託事業)

(根拠 母子保健法 第13条、倉敷市妊婦乳児一般健康診査事業実施要綱 平成25年倉敷市告示第222号)

<事業概要>

妊婦及び乳児の健康診査の一層の徹底を図るため、妊婦一般健康診査、及び乳児一般健康診査について医療機関に委託し保健管理の向上を図る。対象者1人につき妊婦14回(多胎妊婦加算5回)、乳児3回の健康診査等の受診票を発行する。

<対象者>

妊婦及び乳児

<負担割合>

国1/2 市1/2(多胎妊婦加算分のみ)

<妊婦一般健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	妊婦一般健康診査						検査所見(要精密・要医療・経過観察)の内訳								
	実人数	延べ人数	結果内訳				妊娠高血圧症候群	貧血	切迫流産・早産	糖尿病(尿糖含む)	膣炎・感染症	胎児の異常	胎位の異常	その他	計
			異常なし	要精密	要医療	経過観察									
3	3,817	45,439	43,786	102	1,149	402	36	847	264	177	31	31	72	195	1,653
4	3,499	41,542	39,877	90	1,235	340	13	920	265	144	33	27	52	211	1,665
5	3,379(0)	39,496(0)	37,714	67	1,422	293	24	1,009	325	131	34	12	42	205	1,782

※ 令和5年度より多胎妊婦加算開始。()はうち多胎妊婦用受診票を利用した人数。

第三 健康づくり対策

<乳児一般健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	乳児一般健康診査						検査所見(要精密・要医療・経過観察)の内訳														
	実 人 数	延 べ 人 数	結果内訳				発 育 不 良 ・ 遅 延	皮 膚 疾 患	循 環 器 疾 患	呼 吸 器 疾 患	消 化 器 疾 患	眼 の 異 常	耳 鼻 咽 頭 の 異 常	腎 ・ 泌 尿 器 ・ 性 器 の 異 常	骨 ・ 筋 肉 ・ 神 経 の 異 常	小 児 特 定 疾 患	染 色 体 異 常	整 形 外 科 疾 患	精 神 発 達 の お く れ	そ の 他	計
異 常 な し			要 精 密	要 医 療	経 過 観 察																
3	3,683	11,302	10,884	72	346	-	64	141	49	14	5	9	4	31	3	1	5	32	1	59	418
4	3,581	10,446	10,131	61	254	-	63	80	33	23	10	6	4	20	6	-	6	14	-	50	315
5	3,200	9,583	9,230	68	285	-	52	93	41	25	11	5	4	35	8	-	7	22	2	48	353

② 産婦健康診査(医療機関委託事業)

(根拠 母子保健法 第13条、倉敷市産婦健康診査事業実施要綱 平成31年倉敷市告示第173号)

<事業概要>

産後間もない時期の心身の不調や育児不安などを早期に把握し支援につなげるため、産婦健診を医療機関に委託し、産後うつ状態の早期発見及び新生児への虐待防止等を図る。対象者1人につき2回の健康診査等の受診票を発行する。

<対象者>

産後8週間以内の産婦

<実施時期>

令和元年度より実施

<負担割合>

国1/2 市1/2

<産婦一般健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	産婦一般健康診査						※EPDS	
	実 人 数	延 べ 人 数	結果内訳				点数	
			異 常 な し	要 精 密	要 医 療	経 過 観 察	八 点 以 下	九 点 以 上
3	3,774	6,665	6,306	3	12	344	6,052	613
4	3,448	6,534	6,170	6	14	344	5,928	600
5	3,263	6,190	5,711	1	14	464	5,634	549

※ EPDS(エジンバラ産後うつ自己評価票)とは、産後うつ病を早期に発見するために考案された、10項目からなる自己記入式の質問票である。10項目の点数の合計が30点中9点以上の場合には、「うつの可能性が高い」と判断される。

産婦健康診査によってEPDSの結果を含め、総合的に支援が必要と判断された場合、医療機関からの連絡により、母親に対し保健師が電話相談や家庭訪問などによる支援を行っている。

③ 1歳6か月児健康診査

(根拠法令 母子保健法 第12条)

<事業概要>

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

<対象者>

1歳6か月児

<内 容>

身体発育(体重、身長等)及び栄養状況・内科診察・歯科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導・心理相談

(一部)・精密健康診査(医療機関委託)

平成13年8月から1歳6か月児健診時に医療給付課のアレルギー健診を併せて行っている。

<実施回数>

倉敷地区 毎月2回、児島・玉島・水島地区は毎月各1回実施、真備地区は3か月おきに実施

<診査結果>

(単位:人)

年度	区分	対象 児数 A	受診 児数 B	受診 率 B/A (%)	発育値(体重)			指 導 区 分			
					10 % 以下	11 % 以上	90 % 以上	正 常	経 過 観 察	要 精 健	要 治 療
3		3,859	3,745	97.0	369	3,030	346	2,874	502	83	286
4		3,767	3,679	97.7	368	2,996	314	2,866	479	71	263
5		3,683	3,604	97.9	401	2,916	286	2,829	428	108	239
内 訳	倉 敷	1,806	1,833	101.5	233	1,452	147	1,345	253	81	154
	児 島	520	457	87.9	36	379	42	394	36	3	24
	玉 島	507	515	101.6	57	425	33	379	86	12	38
	水 島	752	705	93.8	58	588	59	622	51	12	20
	真 備	98	94	95.9	17	72	5	89	2	-	3

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

(単位:人)

年度	区分	診査所見(経過観察・要精健・要治療の内訳)											
		耳 の 異 常	鼻 咽 喉 の 異 常	眼 の 異 常	皮 膚 疾 患	呼 吸 器 疾 患	四 肢 の 異 常	心 臓 疾 患	精 神 発 達 の 遅 れ	言 語 発 達 の 遅 れ	運 動 発 達 の 遅 れ	け い れ ん	そ の 他
3		6	10	20	248	35	6	38	26	272	37	9	304
4		8	6	18	207	28	13	23	30	258	27	7	301
5		8	4	22	20	38	5	28	23	196	27	6	355

<アレルギー健診結果>

(単位:人)

年度	区分	受診 児数 B	素 因 児 数 C	素 因 率 C/B (%)	素 因 児 数 内 訳					
					健 常 児 数	要 指 導 児 数	要 経 観 児 数	要 精 健 児 数	要 治 療 児 数	治 療 中 児 数
3		3,758	2,993	79.6	2,444	146	103	2	13	285
4		3,686	2,792	75.7	2,382	102	59	1	6	242
5		3,608	2,893	80.2	2,409	120	119	-	9	236

第三 健康づくり対策

<精密健康診査結果>

(単位:人)

年度	要 精 健 児 数 E	精 健 票 発 行 数	精 健 受 診 児 数 F	精 健 受 診 率 F/E(%)	精健結果			精健結果(経過観察・要再検・要治療)内訳									
					異 常 な し	経 過 観 察 ・ 要 再 検	要 治 療	耳 の 異 常	鼻 咽 喉 の 異 常	皮 膚 疾 患	眼 の 異 常	呼 吸 器 疾 患	四 肢 の 異 常	口 腔 異 常	心 臓 疾 患	脳 性 小 児 麻 痺	そ の 他
3	83	84	75	90.4	27	39	9	1	-	3	-	-	6	-	-	-	38
4	71	74	50	70.4	7	36	7	-	-	5	-	-	4	-	-	-	32
5	108	111	95	88.0	26	67	2	-	-	1	4	-	4	-	3	-	59

④ 3歳児健康診査

(根拠法令 母子保健法 第12条)

<事業概要>

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

<対象者>

3歳6か月児

<内 容>

検尿・身体発育(体重、身長等)及び栄養状況・視聴覚検査・歯科診察・内科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導・心理相談(一部)・精密健康診査(医療機関委託)

<実施回数>

倉敷地区 毎月2回、児島・玉島・水島地区は毎月各1回実施、真備地区は3か月おきに実施

<診査結果>

(単位:人)

年度	区 分 対 象 児 数 A	受 診 児 数 B	受 診 率 B/A(%)	発育値(体重)			指 導 区 分				尿 検 査				視 覚 検 査	言 語 聴 覚 検 査	
				10 % 以 下	11 % 〜 89 %	90 % 以 上	正 常	経 過 観 察	要 精 健	要 治 療	検 査 人 数	蛋 白 の み +	潜 血 の み +	蛋 白 ・ 潜 血 +			
3	4,251	4,012	94.4	401	3,223	385	2,817	435	352	408	3,693	7	62	-	901	503	
4	3,795	3,609	95.1	349	2,940	315	2,574	385	284	366	3,283	5	52	2	857	489	
5	3,822	3,643	95.3	387	2,958	289	2,460	407	406	370	3,271	6	69	2	3,588	537	
内 訳	倉敷	1,820	1,826	100.3	202	1,478	139	1,211	203	213	199	1,645	3	40	1	1,834	224
	児島	591	477	80.7	31	410	35	327	63	52	35	429	-	1	1	478	86
	玉島	525	498	94.9	52	398	48	297	83	48	70	449	1	16	-	499	75
	水島	779	740	95.0	85	594	60	541	54	80	65	656	2	9	-	675	141
	真備	107	102	95.3	17	78	7	84	4	13	1	92	-	3	-	102	11

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

※ 屈折・斜視検査(視覚検査の検査項目の一部)について、従来は必要とする児のみを対象としていたが、令和5年度から全受診者に実施するよう変更。

(単位:人)

区分 年度	診査所見(経過観察・要精健・要治療)の内訳															
	耳の異常	鼻咽喉の異常	眼の異常	皮膚疾患	呼吸器疾患	四肢の異常	心臓疾患	胸郭異常	脊柱異常	貧血	ヘルニア	けいれん	精神発達の遅れ	言語発達の遅れ	運動発達の遅れ	その他
3	12	10	1	176	44	2	48	3	-	-	2	23	160	185	3	586
4	8	9	1	120	26	5	37	4	-	-	6	6	119	209	7	519
5	13	22	2	179	30	7	27	7	-	1	2	5	170	208	2	559

<精密健康診査結果>

(単位:人)

区分 年度	要精健児数D	精健票発行数	精健受診児数E	精健受診率E/D(%)	精健結果			精健結果(経過観察・要再検・要治療)内訳									
					異常なし	経過観察・要再検	要治療	耳の異常	鼻咽喉の異常	皮膚疾患	眼の異常	呼吸器疾患	四肢の異常	口腔異常	心臓疾患	脳性小児麻痺	その他
3	352	363	2	80.7	65	185	34	6	1	5	114	-	1	-	2	-	90
4	284	292	226	79.6	59	144	23	1	-	-	93	-	3	-	1	-	134
5	406	425	332	81.8	68	209	55	6	2	1	151	-	4	-	2	-	99

⑤ 先天性代謝異常等検査(医療機関委託事業)

(根拠 岡山県先天性代謝異常等予防対策事業実施要綱)

<事業概要>

先天性代謝異常症等は、放置すると重症心身障がいなど特に知的障がいを生じる恐れがある。

早期に発見し、早期治療を行うことにより予防できることから血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、予防対策の強化を図る。

<対象者>

新生児

<内容>

血液検査

<実施主体>

県

<検査状況>

(単位:人)

年度	受検者数	要精密検査児数	精検受診児数	精密検査結果	
				異常なし	陽性
3	3,831	14	11	7	4
4	3,468	18	17	8	9
5	3,314	15	15	5	10

⑥ 新生児聴覚検査事業(医療機関委託事業)

(根拠 倉敷市新生児聴覚検査事業実施要綱 平成20年倉敷市告示第217号)

<事業概要>

新生児の聴覚障がいを早期に発見し、早い段階から療育等適切な措置を講じられるようにするため、委託医療機関において聴覚検査を実施する。

<対象者>

新生児

第三 健康づくり対策

<内 容>

乳児に対する自動聴性脳幹反応検査の費用の一部(2,840 円/1回)を2回まで現物給付する(自己負担2,700 円)。

<実施時期>

平成 20 年度

※ 岡山県事業として平成 13 年度から実施、平成 20 年度より市町村事業として実施。

<検査状況>

(単位:人)

年度	受検児数	確認検査児数	要精密検査児数	精密検査受診児数	精密検査結果		
					正常	一側性難聴	両側難聴
3	3,654	48	20	15	3	8	4
4	3,346	61	30	21	7	7	7
5	3,178	52	15	7	2	2	3

(6) 妊産婦・新生児等訪問指導事業

(根拠法令 母子保健法 第 17 条)

<事業概要>

訪問による指導を行う必要がある妊産婦・新生児等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に必要な指導を実施し、妊産婦及び新生児の健康保持増進を図るとともに、妊娠又は出産に支障を及ぼす恐れがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の受診を勧奨する。

<対象者>

妊産婦及び新生児

<内 容>

訪問による保健指導及び相談

<訪問数>

(単位:人)

年 度	妊 婦	産 婦	新 生 児
3	154	973	269
4	141	696	211
5	139	755	325

(7) 未熟児養育事業

① 低出生体重児届出、未熟児訪問指導

(根拠法令 母子保健法 第 18 条、第 19 条)

<事業概要>

未熟児を早期に把握することにより、児の養育について適切な保健指導等を実施する。

未熟児の発育・栄養状態、環境調整等について、保健師等が適切な訪問指導を行い、健全な発育を支援する。また、発達のフォローを行い母親の育児不安等への対応を行う。

<対象者>

2,500g未満の低出生体重児(未熟児)

<内 容>

保健師等による訪問指導

<低体重児届出数及び訪問指導数>

(単位:人)

年 度	出 生 数	低体重児届出数	訪問指導延べ数
3	3,846	365	246
4	3,599	357	218
5	3,355	324	191

※ 出生数は、住民基本台帳による。

※ 訪問指導延べ数は、前年度からの継続分を含む。

② 未熟児養育医療の給付

(根拠法令 母子保健法 第20条)

<事業概要>

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行う。

<対象者>

倉敷市に住所を有する出生体重 2,000g以下又は身体発育が未熟なまま出生した乳児であって、医師が入院養育を必要と認めた児(母子保健法第6条第6項)

<内 容>

給付対象…医療保険各法に基づく自己負担分を公費負担する(世帯の所得に応じて一部自己負担あり)。

給付方法…現物給付

<実施時期>

平成13年度より実施

<負担割合>

国 1/2 県 1/4 市 1/4

<給付実績>

(単位:人)

区分 年度	総数	出生時体重						
		1,000g 以下	1,001～ 1,500g	1,501～ 1,800g	1,801～ 2,000g	2,001～ 2,300g	2,301～ 2,500g	2,501g 以上
3	127	15	19	18	25	16	10	24
4	128	11	22	14	31	16	9	25
5	108	14	9	21	26	12	6	20

(8) 健康教育

① パパママセミナー(平成21年度～市民学習センターと共催)

(根拠法令 母子保健法 第9条)

<事業概要>

出産を迎える夫婦に、親になるための心構えや知識を伝え、夫婦で協力して子育てに取り組むことの重要性について広く啓発する。

<対象者>

初めて出産を迎える夫婦

<内 容>

講話(妊娠中の生活、お産の経過とサポート方法、新生児のいる生活について)、実技指導(新生児の抱き方、着替えのさせ方等)等

<事業実績>

(単位:回、組、人)

年度	実施回数	参加組数	参加者数
3	8	186	366
4	10	253	420
5	10	288	575

② 子育てはじめの一步教室

(根拠法令 母子保健法 第9条、第10条)

<事業概要>

子育てに必要な衛生情報と地域の子育て社会資源を情報提供することで、地域全体の育児力を高める。

<対象者>

生後6か月以内の児と子育てをしている人

<内 容>

身体計測(体重・身長・胸囲等)・健康教育・ふれあいタイム(育児情報の交換)・必要に応じて育児相談

第三 健康づくり対策

<実施状況>

(単位:回、人)

年度	区分	実施回数	実参加児数	延べ参加児数	1回平均人数
3		20	142	163	8.2
4		19	102	132	6.9
5		48	323	369	7.7

③ 離乳食と歯の教室

(根拠法令 母子保健法 第9条、第10条)

<事業概要>

離乳食の必要性・与え方や口腔機能の発達を促すための普及啓発と相談を行うことにより、乳児の発育・発達及び親の不安解消等を図る。子育て支援拠点で行うことにより、地域での子育て、仲間づくりも重視し、栄養士と歯科衛生士が食と歯（口腔）両面から離乳食開始を支援する。

<対象者>

5か月前後の乳児とその保護者

<内 容>

離乳食や口腔機能等についての講話、質疑応答

<実施状況>

・実施場所:保健所

(単位:回、人)

年度	区分	実施回数	参加者数	1回平均数
3		10	189	18.9
4		12	148	12.3
5		12	273	22.8

※令和3、4年度は保健所と各支所で離乳食教室を実施。

・実施場所:子育て支援拠点

(単位:回、人)

年度	区分	実施回数	参加者数	1回平均数
3		7	43	6.1
4		12	95	7.9
5		18	122	6.8

※令和3年度から、子育て支援拠点で出張型教室を実施。

④ 子どものための歯の教室

詳細は「6 歯科保健対策」参照

(9) 事後指導

① 乳幼児健全発達支援教室(にこにこ親子教室)

(根拠法令 母子保健法第9条、健やか親子21(第2次))

<事業概要>

1歳6か月児健康診査の事後フォローとして、子育てに不安を有する保護者に対して、グループ活動により、親子のふれあい、子ども同士のふれあいを大切に、親が子どもの発達にあわせた育児ができるように指導を通して、子どもとの関わり方を学ぶことができる。

<対象者>

1歳6か月児健康診査のフォロー児及び子育てに不安を有する保護者

<内 容>

親子遊び・集団遊び・講話など

<事業実績>

(単位:回、人)

区分 年度	実施 回数	実 参加 児数	延べ 参加 児数	参 加 理 由							
				保護者 の不安	言葉の 遅れ	対人 行動	多動	かん しゃく	食事	歯磨き	その他
3	2	17	17	3	8	2	2	1	1	0	0
4	3	14	14	3	13	2	0	0	1	0	0
5	6	43	44	12	32	3	8	7	0	0	3

※ 令和2年度から内容を見直し、各地区の教室を保健所に集約して実施。

② 乳幼児発達相談指導事業

(根拠 倉敷市乳幼児発達相談指導事業実施要領)

<事業概要>

各種乳幼児健康診査・未熟児の訪問指導等において、経過観察が必要であると判断された乳幼児に対し、相談及び指導・支援を実施する。

<対象者>

- ・精神・運動等の発達に問題のある児、または恐れのある児とその保護者
- ・育児負担感があり児童虐待予防のため、カウンセリングが必要と認められる保護者

<内 容>

小児精神相談、すこやか親子相談(虐待予防相談)

<事業実績>

(単位:人)

年 度	区 分	受診数	問題なし	要指導	要継続	要精検	要医療
	すこやか親子相談	8	-	-	8	-	-
	計	9	-	-	9	-	-
4	小児精神相談	1	-	-	-	-	1
	すこやか親子相談	2	-	-	1	-	1
	計	3	-	-	1	-	2
5	小児精神相談	1	-	-	-	-	1
	すこやか親子相談	6	-	-	3	-	3
	計	7	-	-	3	-	4

(10) 産後ケア事業(助産所又は産婦人科医療機関へ委託)

(根拠 母子保健法 第10条、第17条の2、倉敷市産後ケア事業実施要綱 平成28年倉敷市告示第5号)

<事業概要>

出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする母子に対し、助産所又は産婦人科医療機関への入所による母体の保護及び保健指導を実施することにより、母子の健全育成に寄与する。

<対象者>

出産後1年以内の産婦及び乳児であって、助産師等による保健指導や育児指導又は休息を必要とする者

<内容>

助産師等により次の種別により母体管理及び生活面の指導等を行い、現物給付により利用者へ費用の一部を給付する。

- ・宿泊産後ケア 利用上限7泊までの宿泊入所による産後ケア 給付額 12,000円/1泊
- ・日帰り産後ケア 利用上限5日までの日帰り入所による産後ケア 給付額 4,500円/1日

※ ただし、生活保護世帯又は市町村民税均等割額以下の世帯等に属する者は、給付額増額申請可。

第三 健康づくり対策

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<実施時期>

平成 10 年度

※ 日帰り産後ケアは平成 27 年 11 月

<事業実績>

(単位:人、泊、日)

年度	宿泊産後ケア			日帰り産後ケア		
	利用者数	利用延べ泊数	平均利用泊数	利用者数	利用延べ日数	平均利用日数
3	102	297	2.9	156	293	1.9
4	102	262	2.6	104	161	1.5
5	112(7)	270(19)	2.4	86(2)	135(3)	1.6

※ 令和5年度より多胎産婦への市負担加算開始。()は、うち多胎産婦。

(11) 医療費の助成

① 特定不妊治療支援事業

(根拠 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第 0823001 号、岡山県安心こども基金特別対策事業 費補助金(不妊に悩む方への特定治療支援事業) 交付要綱、倉敷市特定不妊治療助成金給付事業実施要綱 平成 22 年倉敷市告示第 357 号)

<事業概要>

不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費が高額である体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)と併せて特定不妊治療のために実施した精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引法(MESA)等精巣又は精巣上体から直接精子を採取する手術(以下「男性不妊治療」という。)について、その治療費の一部を助成する。令和3年1月1日以降に終了した治療から、助成額及び助成対象を拡大した。令和4年度から特定不妊治療は保険適用となったため、移行期間の経過措置としての助成制度となった。令和5年度事業廃止。

<対象者>

以下の条件全てを満たすもの。

- ・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦または生まれた子を認知する意向がある事実婚の夫婦で、申請日現在、倉敷市内に住所のあるもの。
- ・知事の指定する医療機関で、特定不妊治療(特定不妊治療のための男性不妊治療を含む)を行ったもの。
- ・助成を受けようとする治療について、治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満であること。

<内 容>

1回の治療につき治療ステージA、B、D、E及び男性不妊治療は 30 万円まで、治療ステージC、Fについては 10 万円まで助成する。

<助成回数>

- ・令和3年度中に終了する治療(従来制度分)
初めて助成を受けた時の治療について、治療開始日の妻の年齢が 40 歳未満の者については通算6回まで、40 歳以上の者については3回まで助成する。
- ・令和4年度中に終了する治療(経過措置分)
1回のみ助成する。(令和3年度までに上限回数に達している場合は、助成対象外)

※ いずれも助成回数には、他自治体で助成されたものを含む。

※ 出産または妊娠 12 週以降の死産があったときは、それまでの助成回数をリセットできる。

<負担割合>

国(県) 1/2 市 1/2

<特定不妊治療給付実績>

(単位:件、円)

区分 年度	A		B		C	D	E	F	男性 不妊 のみ	合 計	
	体外受精	顕微授精	体外受精	顕微授精						給付件数	支給額
3	13	20	178	226	379	5	78(1)	20	2	921(1)	185,019,463
4	0	2	44	67(1)	84	3	15	6	0	221(1)	46,611,744
5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	200,000

※ A～Fは体外受精・顕微授精の治療ステージ等を示す。

A:新鮮胚移植を実施

B:採卵・受精後1～3周期の間隔をあけて凍結胚移植を実施

C:以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D:体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E:受精できず又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止

F:採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

男性不妊のみ:主治医の方針により、採卵前に男性不妊治療を実施し、精子が得られなかった場合

※※ ()内は、特定不妊治療と併せて実施した男性不妊治療の件数の再掲。

② 不妊検査助成事業

(根拠 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙、倉敷市不妊検査費用助成金給付事業実施要綱 令和3年倉敷市告示第597号)

<事業概要>

不妊検査(先進医療として国が定めるもの)を受ける方に対し、検査費用の一部を助成する。令和3年10月1日より事業開始。

<対象者>

倉敷市に住民登録があり、2回以上の流産、死産の既往があるもの。

<内 容>

不妊検査に要した先進医療部分(保険適用外)の費用で、1回の検査につき6万円まで助成する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

(単位:件、円)

年度	件数	支給額
4	2	100,000
5	1	46,000

③ 自立支援医療(育成医療)の給付

(根拠法令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条 平成17年11月7日 法律第123号)

<事業概要>

身体に障がいのある児を早期発見、早期治療することにより障がいの除去又は軽減を図り、生活能力を得られるよう、治療の必要な児童に対して医療の給付を行う。

<対象者>

倉敷市に住所を有する満18歳未満の身体に障がいのある児童であって確実な治療効果が期待されるもの。

<内 容>

医療保険各法に基づく自己負担部分の内、医療費の1割と入院時食事療養費を除いて公費負担する。

(医療費の1割については所得に応じて負担上限額あり)

給付方法・・・現物給付

<実施時期>

平成14年度より実施

<負担割合>

国 1/2 県 1/4 市 1/4

第三 健康づくり対策

<申請・承認件数>

年度 \ 区分	申請件数	承認件数
3	44	40
4	38	38
5	46	44

④ 療育医療の給付

(根拠法令 児童福祉法 第20条 昭和22年12月12日法律第164号)

<事業概要>

長期の入院治療を要する結核児童に対して必要な医療の給付を行うとともに、心身の健全な育成のために学習品及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。

<対象者>

倉敷市に住所を有する満18歳未満の児童であつて、医師が入院を必要と認めたもの。

<内 容>

- ・医療の給付・・・保険診療から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び医療保険各法に基づく給付を控除した自己負担分を公費負担する。
- ・物品の給付・・・現物給付

<実施時期>

平成14年度より実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<給付実績>

年度 \ 区分	申請件数	承認件数
3	0	0
4	0	0
5	0	0

(12) 親子クラブ支援事業

(根拠法令 母子保健法第9条)

<事業概要>

育児や健康について共に考え、母親同士の交流を深める場の提供により、母親の育児支援と子の健全育成を図る。

<対象者>

就園前の児と母親

<内 容>

- ・支援事業(健康講話・交流会・リズム体操・親子体操・リーダー研修会等)
- ・自主活動(運動会・遠足・クリスマス会・バス旅行等)

<会員数及び役員会・研修会の開催実績>

(単位:世帯、回、人)

年度 \ 区分	親子クラブ数	会 員 数		役 員 会 ・ 研 修 会	
		子 ども	世 帯	回 数	人 数
3	25	308	275	21(4)	230(72)
4	22	285	258	29(5)	434(80)
5	20	265	241	32(7)	313(123)

※ ()内は、親子クラブネットワークの数の再掲。

※ 会員数については各年度9月1日時点での数。

4 成人保健対策

(1) 健康教育

(根拠法令 健康増進法 第17条第1項)

<事業概要>

生活習慣病予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らつくる。」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。

<対象者>

40歳以上64歳以下の者。ただし、内容・対象者の状況により家族にも行う。

<内 容>

集団健康教育:一般・歯周疾患・ロコモティブシンドローム・COPD・病態別等

<負担割合>

県 2/3 市 1/3

<40～64歳を対象とした実績>

年 度	回数 (回)	人数 (人)
3	396	5,164
4	481	6,602
5	640	9,963

<令和5年度成人健康教育実績>(40～64歳以外の年齢も含む)

内 容		回数 (回)	人数 (人)
が ん	胃 が ん	1	17
	大 腸 が ん	47	1,516
	肺 が ん	14	431
	乳 が ん	63	1,729
	子 宮 が ん	26	616
	そ の 他 の が ん	2	57
一 般		442	15,642
歯 周 疾 患		35	1,880
ロコモティブシンドローム(運動器症候群)		7	159
COPD(慢性閉塞肺性疾患)		3	320
メタボリックシンドローム (肥満・高血圧・脂質異常症・心疾患含む)		2	30
糖 尿 病		55	2,164
脳 卒 中		11	200
認 知 症		36	1,163
薬		1	20
計		745	25,944

(2) 健康相談

(根拠法令 健康増進法 第17条第1項)

<事業概要>

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

<対象者>

40歳以上64歳以下の者。ただし、内容・対象者の状況により家族にも行う。

<内 容>

・重点健康相談:高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症・女性の健康・病態別・総合健康相談

第三 健康づくり対策

<負担割合>

県 2/3 市 1/3

<40～64歳を対象とした実績>

年 度	回数 (回)	人数 (人)
3	227	286
4	161	335
5	132	716

<令和5年度成人健康相談実績> (40～64歳以外の年齢も含む)

回数 (回)	人数 (人)
240	1,040

(3) 健康診査事業

(根拠法令 健康増進法 第19条の2、健康増進法施行規則 第4条の2第4号)

① 健康診査

<事業概要>

循環器疾患等又はその危険因子を早期発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけることによって、これらの疾患等を予防するために実施する。

<対象者>

40歳以上の市民のうち医療保険に加入していない者

<内 容>

問診、内科診察、身体・腹囲計測、血圧測定、血液検査(中性脂肪、HDL・LDLコレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP、空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、貧血、血清クレアチニン、eGFR、尿酸)、尿検査、心電図検査

※ 眼底検査(医師の判断により実施)

※ 腹囲計測、貧血検査、心電図検査、眼底検査は、40～75歳のみ実施

平成29年度から介護家族訪問健康診査は廃止

<負担割合>

県 2/3 市 1/3

<対象者・受診者数> (単位:人)

区分 年度	計	受診者数	
		集団検診	医療機関
3	336	2	334
4	367	3	364
5	388	3	385

② 胃がん検診

<事業概要>

胃がんを早期に発見し、治療に結びつけるために実施する。

<対象者>

50歳以上の市民

<受診間隔>

2年に1回

<内 容>

問診・胃部エックス線検査または胃内視鏡検査

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		9,577	4,722	1,230	966	1,952	707
4		6,815	3,337	957	654	1,503	364
5		9,713	4,817	1,232	960	2,062	642

<検査結果>

(単位:人)

年度	区分	受診者数			要精密検査		※精密検査受診者数	※精密検査受診率(%)	※がんであった者
		エックス線	内視鏡	計	人数	率(%)			
3		3,533	6,044	9,577	549	5.7	465	84.7	27
4		2,439	4,376	6,815	371	5.4	308	83.0	25
5		3,253	6,460	9,713	-	-	-	-	-

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

※ エックス線は令和2年度まで集団検診を実施していたが、令和3年度から廃止。

③ 子宮頸がん検診

<事業概要>

子宮頸部及び体部に発生するがんを早期発見し、早期治療を行うために実施する。

<対象者>

20歳以上の女性(市民)

<内容>

問診・子宮頸部の細胞診及び内診等

※ 子宮体部細胞診は医師が必要と認めた人のみ実施

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		21,973	10,810	2,782	3,059	4,273	1,049
4		22,197	11,004	2,720	3,128	4,221	1,124
5		23,546	11,717	2,901	3,299	4,546	1,083

<検診結果>

(単位:人)

年度	区分	要精密検査		※精密検査受診者数	※精密検査受診率(%)	※異形成であった者	※子宮頸がんであった者
		人数	率(%)				
3		399	1.8	347	87.0	134	3
4		344	1.5	296	86.0	123	4

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

<子宮体部>

(単位:人)

年度	区分	子宮体部受診者数	要精密検査		※精密検査受診者数	※精密検査受診率(%)
			人数	率(%)		
3		242	3	1.2	2	66.7
4		198	3	1.5	3	100.0
5		239	-	-	-	-

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

第三 健康づくり対策

④ 乳がん検診

<事業概要>

乳房に発生するがんを早期に発見し、治療に結びつけるために実施する。

<対象者>

40歳以上の女性(市民)

<内 容>

問診・視触診及びマンモグラフィ

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		19,526	9,371	2,533	2,842	3,811	969
4		19,931	9,720	2,575	2,888	3,716	1,032
5		20,618	10,058	2,641	2,940	3,985	994

<検診結果>

(単位:人)

年度	区分	要精密検査		※精密検査	※精密検査	※がんで
		人数	率(%)	受診者数	受診率(%)	あった者
3		825	4.2	762	92.4	65
4		798	4.0	750	94.0	57

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

⑤ 肺がん検診

<事業概要>

肺がんの早期発見・早期治療のために実施する。

<対象者>

40歳以上の市民

<内 容>

胸部エックス線検査

喀痰細胞診は、対象者を原則 50 歳以上で胸部エックス線検査を受診した者のうち、

喫煙指数 600 以上の者を対象。

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		26,727	11,936	3,739	4,496	4,570	1,986
4		27,870	12,629	3,928	4,510	4,802	2,001
5		28,823	13,162	3,959	4,514	5,149	2,039

<受診者数>

(単位:人)

年度	区分	受診者数					
		胸部レントゲン		計	喀痰		計
		集団検診	医療機関		集団検診	医療機関	
3		11,553	15,174	26,727	206	340	546
4		11,365	16,505	27,870	185	319	504
5		10,924	17,899	28,823	156	348	504

<検診結果> (単位:人)

年度	要精密検査		※精密検査 受診者数	※精密検査 受診率(%)	※がんで あった者
	人数	率(%)			
3	196	0.7	166	84.7	8
4	245	0.9	182	74.3	7

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。
平成 28 年度より、国の基準に合わせ、要精密検査のうち「がん疑い」の数を計上。

⑥ 大腸がん検診

<事業概要>

大腸がんを早期発見し、治療に結びつけるために実施する。

<対象者>

40歳以上の市民

<内 容>

問診・免疫学的方法による便潜血反応

<受診者数> (単位:人)

年度	区分	受診者数	地区別内訳				
			倉敷	児島	玉島	水島	真備
3		24,828	11,950	3,397	2,919	5,275	1,287
4		25,142	12,254	3,355	2,973	5,298	1,262
5		26,105	12,623	3,473	2,971	5,728	1,310

<検診結果> (単位:人)

年度	区分	要精密検査		※精密検査 受診者数	※精密検査 受診率(%)	※がんで あった者
		人数	率(%)			
3		1,934	7.8	1,263	65.3	32
4		1,851	7.4	1,250	67.5	29

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

⑦ 肝炎ウイルス検診

<事業概要>

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させるために実施する。

<対象者>

40歳以上の市民 ただし、平成 14 年度以降に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者を除く。

<内 容>

問診・C型肝炎ウイルス検査・B型肝炎ウイルス検査

<負担割合>

県 2/3 市 1/3

<受診者及び判定結果> (単位:人)

年度	区分	受診者数				結 果	
		C型+B型	C型のみ	B型のみ	計	C型抗体陽性者	B型抗原陽性者
3		3,152	25	10	3,187	7	52
4		3,159	30	10	3,199	10	31
5		2,834	27	22	2,883	8	37

第三 健康づくり対策

<肝炎ウイルス検診個別勧奨事業>

(根拠通知 平成20年3月31日 健発第0331009号厚生労働省健康局長通知)

倉敷市が実施する肝炎ウイルス検診において、特定の年齢に達した市民に対して、受診料を無料にすることで受診促進を図り、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図る。

<肝炎ウイルスに関する健康指導実績> (単位:回、人)

年度	区分	健康教育		健康相談	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
5		0	0	0	0

⑧ 前立腺がん検診

<事業概要>

前立腺がんを早期に発見し、早期治療およびがん患者の生活の質の向上を図るために実施する。

<対象者>

50歳以上の男性(市民)

<内 容>

問診、血液検査【PSA(前立腺特異抗原)検査】

<受診者数及び検診結果> (単位:人)

年度	区分	受診者数	要精密検査		※精密検査	※精密検査	※がんで あった者
			人数	率(%)	受診者数	受診率(%)	
3		8,518	631	7.4	539	85.4	64
4		9,078	712	7.8	608	85.4	67
5		9,188	-	-	-	-	-

※ 精密検査に関しては、受診者数及び受診率の確定が1年後になるため、確定数を掲載。

(4) 女性の健康づくり推進事業(女性の一般健康診査)

(根拠通知 昭和53年4月11日 衛発第328号 厚生省公衆衛生局長通知)

<事業概要>

健康診査の機会のない女性に対し、やせ、貧血、生活習慣病などの早期発見、早期治療のため実施する。

<対象者>

20歳～39歳までの女性(市民)

<内 容>

血液検査【貧血(血色素・ヘマトクリット・赤血球数)、血中脂質(LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪)】、尿検査(尿糖・尿蛋白・尿潜血)、身体計測(身長・体重)、血圧測定

<受診者数及び診査結果> (単位:人)

年度	区分	受診者数	L D L		H D L		中性脂肪		貧 血	
			異常	率(%)	異常	率(%)	異常	率(%)	異常	率(%)
3		2,268	643	28.4	38	1.7	150	6.6	320	14.1
4		2,184	562	25.7	29	1.3	176	8.1	334	15.3
5		2,094	584	27.9	26	1.2	155	7.4	333	15.9

(5) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

(根拠通知 平成30年3月28日 健発0328第20号 厚生労働省健康局長通知)

<事業概要>

特定の年齢に達した市民に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と無料クーポン券を送付し、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図る。

<対象者>

子宮頸がん検診:20歳の女性(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)

乳がん検診:40歳の女性(昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生まれ)

※年齢は前年度に達した年齢。

<対象者数及び受診者数> (単位:人)

区 分	対象者数	受診者数
子宮頸がん	2,439	142
乳がん検診	2,897	452

(6) くらしき健康福祉プラザ委託事業

健康づくり事業 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団へ委託

<事業概要>

健康実践セミナー・栄養セミナー・休養セミナー、トレーニングルームのフリー利用・各種運動教室、個別相談、健康づくり普及啓発のための地域活動等の事業を平成13年度から行っている。

18歳以上で生活習慣を改善したい人を対象に、健康づくりの三要素である「栄養・運動・休養」を重視し、心身の健康を維持・増進することにより、活力ある生活が送れるよう一人ひとりの健康づくりを支援する。

<事業実績>

年 度		3	4	5
ヘルスチェック参加人数		301	394	372
フリー利用参加人数		8,320	17,954	19,740
健康づくり 実践セミナー	開催回数(回)	3	10	10
	参加人数(人)	24	97	128
栄 養 セ ミ ナ ー	開催回数(回)	8	13	11
	参加人数(人)	80	160	141
休 養 セ ミ ナ ー	開催回数(回)	11	11	12
	参加人数(人)	191	263	271
出前健康教室	開催回数(回)	50	93	104
	参加人数(人)	550	2,878	4,240
お で かけ 健 康 教 室	開催回数(回)	186	106	91
	参加人数(人)	2,562	1,569	1,341
個 別 相 談	参加人数(人)	86	99	89

※ 個別相談は随時開催

※ 参加人数は延人数

(7) 倉敷市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導

① 特定健康診査

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律 第20条)

<事業概要>

メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を実施し、健康の保持に努める必要がある者を抽出する。

<対象者>

当該年度に40歳に達する者から75歳未満(誕生日の前日)の倉敷市国民健康保険の加入者を対象とする。ただし、厚生労働大臣が告示(平成20年厚生労働省告示第3号)に定める者は除く。

第三 健康づくり対策

<内 容>

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査、尿酸検査、貧血検査、心電図検査、眼底検査(眼底検査は医師の判断により実施)

<対象者数及び受診者数>

倉敷市国民健康保険特定健康診査対象者数及び受診者数(法定報告実績報告) (単位:人)

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率(%)
2		65,397	16,900	25.8
3		63,184	16,980	26.9
4		59,039	16,002	27.1

※ 令和5年度は令和7年3月に公表予定

② 特定保健指導

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律 第24条)

<事業概要>

特定健康診査の結果により抽出された健康の保持に努める必要がある者に対し、早期に介入し、行動変容・改善を図る。

<対象者>

当該年度に倉敷市国民健康保険特定健康診査を受診した者のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第4条の規定に該当する者を対象者とする。

特定健康診査の検査項目(腹囲・BMI・血糖・脂質・血圧)の結果により、内臓脂肪の蓄積の程度、リスクの高さ、喫煙の有無、年齢に応じ、動機付け支援の対象者と積極的支援の対象者に分けている。

<内 容>

市は特定保健指導対象者に、利用券を交付し、特定保健指導を受けることを勧奨する。

医師、保健師、管理栄養士等が、初回面接において、対象者の現在の生活を振り返り、各人のライフスタイルに合った行動計画を立て、生活習慣改善の支援を行う。

3～6か月後に身体状況や生活習慣の変化などを確認し、行動計画を実績評価する。

<対象者数及び実施者数>

倉敷市国民健康保険特定保健指導対象者数及び実施者数(法定報告実績報告) (単位:人)

年度	区分	対象者数	実施者数	実施率(%)
2		2,045	322	15.7
3		2,006	307	15.3
4		1,846	252	13.7

※ 令和5年度は令和7年3月に公表予定

③ 国保保健事業

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律)

<事業概要>

特定健診未受診者対策、特定保健指導未利用者対策、糖尿病重症化予防等を実施する。

<対象者>

・特定健診継続受診対策

特定保健指導未利用であり、翌年度国保特定健診が未受診である者

・特定保健指導未利用者対策

特定保健指導未利用の者

・受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨

糖尿病の指標となる検査値が受診勧奨判定値に該当し、未治療の者

・糖尿病予防教室

糖尿病の指標となる検査値が保健指導判定値に該当し、未治療の者

<内 容>

対象者に電話または郵送で勧奨及び一般保健指導(健康相談)または、教室で健康教育を行う。

<事業実績>

令和5年度 (単位:人)

事業名	実施者数
特定健診継続受診対策	394
特定保健指導未利用者対策	1,241
受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨	206
糖尿病予防教室	-
非肥満者に対する糖尿病予防のための保健指導	67

※ 糖尿病予防教室の事業は令和5年度から廃止

④ 特定健康診査・特定保健指導等説明会及び研修会

<内 容>

- ・特定健康診査・特定保健指導等の実施における変更点、注意点に関する説明会
- ・効果的な特定保健指導を行うための研修会

<対 象>

倉敷市内の健康診査・がん検診等を実施している医療機関及び特定保健指導実施医療機関

<協力機関>

倉敷市連合医師会

<事業実績>

令和5年度

研修名	参加機関数	人数
倉敷市けんしん事務説明会及び国保特定保健指導事務説明会	-	-
倉敷市特定保健指導実施者研修会	20	21

※ 倉敷市けんしん事務説明会及び国保特定保健指導事務説明会は、令和5年度より動画配信にて実施

(8) 長寿健康診査

(根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律 第125条)

<事業概要>

生活習慣病を早期に発見して、健康の保持増進を図るために、健康診査を実施する。

<対象者>

後期高齢者医療制度の加入者を対象者とする。

※ 平成27年度から、血圧を下げる薬、インスリン注射または血糖を下げる薬、コレステロール・中性脂肪を下げる薬を使用している者は本人が希望し、かかりつけ医が認めた場合は受診可能。

<内 容>

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査、尿酸検査

<対象者数及び受診者数>

倉敷市長寿健康診査対象者数及び受診者数

(単位:人)

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率(%)
3		66,187	8,221	12.4
4		68,462	8,946	13.1
5		71,750	10,218	14.2

5 栄養改善対策

(1) 母子栄養改善対策

(根拠法令 健康増進法 第 17、18 条 平成 15 年5月1日施行)

<事業概要>

健康の保持増進を図るため、食事等に関する事項について市民の相談に応じる他、必要な指導及び助言を行う。

<対象者>

妊産婦及び 20 歳未満の市民

<内 容>

電話相談、母子保健事業における栄養相談・指導、親子クラブ等への指導

(単位:人)

年度	区分 対象	個別指導						集団指導							
		栄養 指導	(再掲) 栄養病 指導態 別		運 動 指 導	(再掲) 運 動 指 導 態 別		休 養 指 導	栄養 指導	(再掲) 栄養病 指導態 別		運 動 指 導	(再掲) 運 動 指 導 態 別		休 養 指 導
			訪問 による 栄養 指導	別		別	別			別	別				
3	妊産婦	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳幼児	1,602	387	2	-	-	-	268	-	-	-	-	-		
	20歳未満 (乳幼児を除く)	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
4	妊産婦	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	乳幼児	2,040	346	4	-	-	-	242	-	-	-	-	-		
	20歳未満 (乳幼児を除く)	1	0	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-		
5	妊産婦	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	乳幼児	2,704	455	0	-	-	-	820	-	-	-	-	-		
	20歳未満 (乳幼児を除く)	3	0	-	-	-	-	340	-	-	-	-	-		

(2) 成人・高齢者等栄養改善対策

(根拠法令 健康増進法 第 17、18 条 平成 15 年5月1日施行)

<事業概要>

健康の保持増進を図るため、食事等に関する事項について市民の相談に応じる他、必要な指導・助言を行う。

<対象者>

20 歳以上(妊産婦を除く)の市民

<内 容>

電話相談、出前講座等における相談・指導

(単位:人)

年度	区分 対象	個別指導						集団指導				
		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導
			栄養指導別	栄養指導による訪問		運動指導別			運動指導別			
3	20歳以上 (妊産婦を除く)	35	12	-	70	-	-	690	-	4,314	0	4,743
4	20歳以上 (妊産婦を除く)	411	24	-	489	-	-	1,620	-	2,820	42	7,112
5	20歳以上 (妊産婦を除く)	142	10	0	654	-	-	1,602	-	3,604	20	4,580

※ 地域保健・健康増進事業報告からプラザ健康づくり委託分実績を除く。

(3) 専門的栄養指導・相談事業

(根拠法令 健康増進法 第18条 平成15年5月1日施行)

<事業概要>

疾病を有する市民に対して、日常生活における食事等の助言を行うことにより、不安解消や症状の維持・改善を図り生活の質の向上を目指す。

<対象者>

疾病を有する市民

<内 容>

- ・病態栄養相談
- ・難病栄養相談
- ・病態別栄養相談

(単位:件)

年度	区分	肥満	脂質異常	糖尿病	高血圧	その他
3		0	1	2	3	6
4		0	0	10	1	13
5		0	0	5	1	4

(4) 特定給食施設における栄養管理の充実

① 給食施設の状況

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない	施設数計
		施設数	管理栄養士	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	指定施設 ①	2	26	1	38	8	1	1	-	4
	(1回300食以上又は1日750食以上指定施設①を除く)②	30	33	4	14	10	6	6	2	42
	(①、②を除く)1回100食以上又は1日250食以上	41	94	44	126	58	31	49	10	126
その他の給食施設		47	81	20	35	26	22	32	16	105

※ 衛生行政報告例による

② 給食施設指導

(根拠法令 健康増進法 第18、22、23、24条 平成15年5月1日施行)

<事業概要>

特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設に対して、栄養管理等の状況について巡回指導や研修会を行うことにより、当該施設関係者の栄養に関する知識の向上や調理技術の改善等を図り、喫食者の健康づくりの推進に資する。

<対象者>

特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設

<内容>

・巡回指導、相談

年度	巡回指導件数	相談
3	7	64
4	15	9
5	33	9

※ 令和3、4年度は感染症拡大防止のため巡回指導は縮小。

・研修会

年度	区分	開催日	参加施設数(参加者数)	内容
3	栄養管理研修会	令和3年12月10日	90施設(113人)	「食事摂取基準の活用でおいしい給食の提供を！」「特定給食施設に係る各種届出の提出について」「くらしき3ベジプロジェクトについて」
4	栄養管理研修会	令和4年12月9日 令和4年12月13日	73施設(86人)	「心の健康づくり～より良い人間関係を作る～」 「特定給食施設に係る各種届出の提出について」「くらしき3ベジプロジェクトについて」
5	栄養管理研修会	令和5年11月24日	107施設(112人)	給食施設における災害時の食支援を考える

※ 令和3、4年度は感染症拡大防止のため研修会はオンライン研修、令和5年度はハイブリッド形式オンライン研修。

(5) 食品に関する栄養情報提供体制の整備

(根拠法令 食品表示法、健康増進法第 43～69 条)

<事業概要>

市民及び食品製造業者に対して、食品表示(保健事項)の正しい知識が得られるよう指導等を行うことにより、市民の健康づくりの推進を図る。

<対象者>

一般市民及び食品製造・販売業者

<内 容>

相談窓口の開設

食品表示に関する相談

区分 年度	栄養成分表示	健康食品虚偽 誇大広告	特定用途食品	特定保健用食品	栄養機能食品
3	99	5	1	-	1
4	94	3	-	-	-
5	64	1	1	0	2

(6) 栄養改善協議会組織育成

<事業概要>

食を通じた健康づくりから地域づくりを目指し、地域のリーダーとして、ボランティア活動を実践している栄養委員の養成と組織育成を図る。

<対象者>

栄養委員

<内 容>

栄養委員の養成・研修会等の組織活動に対する支援

① 栄養教室

年度	区分	開催状況			当初からの修了状況	
		教室数	参加者数	修了者数	教室数	修了者数
3		-	-	-	398	8,609
4		5	96	88	403	8,697
5		5	71	63	408	8,760
(内 訳)	倉敷	1	23	22		
	児島	1	10	10		
	玉島	1	13	12		
	水島	1	17	14		
	真備	1	8	5		

※ 教室6回コースで開催し、5回以上の出席者に修了証を交付している。

※ 令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

② 栄養委員ステップアップ研修会

<内 容> 講演、調理実習

年 度	回 数	参加者数(延べ)	
3	5	133	
4	5	113	
5	10	319	
(内 訳)	倉 敷	2	90
	児 島	2	72
	玉 島	2	74
	水 島	2	59
	真 備	2	24

※ 栄養委員を育成するための研修会(令和元年度までの旧名称:栄養委員リーダー研修会)

※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各地区1回のみ実施。

③ 栄養委員数及び組織活動に対する支援実績

年 度	区 分	地 区 組織数	世帯数	栄養委員数	栄養委員1人 当たりの世帯数	組織活動に対する支援	
						回 数	延べ人数
3		57	215,881	1,009	214	146	1,396
4		55	216,756	929	233	200	1,938
5		53	218,626	873	250	247	2,671
(内 訳)	倉 敷	15	104,954	213	493	41	453
	児 島	10	31,008	215	144	53	479
	玉 島	13	31,580	184	172	40	485
	水 島	10	42,351	174	243	36	284
	真 備	5	8,733	87	100	50	281
	全 市						27

※ 世帯数は前年度3月31日現在、栄養委員数は当該年度4月1日現在

6 歯科保健対策

(1) 健康教育

① 子どものための歯の教室

ア 根拠法令

母子保健法 第10条、第14条

歯科口腔保健法 第2条

イ 事業概要

乳児期からの歯・口の健康がその後の成長・発達に与える影響もあることから、むし歯予防をはじめ健全な口腔機能の発達を支援するため、月齢や児に合わせた具体的な情報提供を行い、口腔の健全育成を図る。

ウ 対象者

就学前の乳幼児および各健診等でフォローが必要な者。

エ 内 容

歯科衛生士による歯科相談

歯科衛生士による健康教育

オ 事業実績

年度	回数	全人数(組)	個別相談	
			相談件数	(再掲)フォロー
3	4	19	13	4
4	5	20	19	2
5	12	49	44	9

② 離乳食と歯の教室

詳細は「3 母子保健対策」参照

③ 乳幼児や児童生徒を対象とした歯科健康教育、歯科相談

ア 事業概要

むし歯や歯周病予防のみでなく口腔機能の発達も含め口腔の健全な育成のために、歯科健康教育を通じ、歯科保健に関する知識の普及・啓発を図る。また、歯・口の健康づくり等について市民の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

イ 対象者

市民、子育て支援拠点利用者、親子クラブ、保育園、幼稚園、小学校等

ウ 内容

歯科衛生士による健康教育、歯科相談、ブラッシング指導

エ 事業実績

・歯科健康教育実績

年度	回数	人数
3	1	27
4	1	16
5	4	39

・歯科相談実績

年度	回数	人数
3	51	51
4	20	20
5	21	21

・学校等での健康教育実績

区分 年度	保育園		幼稚園		小学校		中学校		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3	-	-	-	-	1	45	-	-	1	45
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	3	203	-	-	3	203

④ 成人や高齢者を対象とした歯科健康教育、歯科相談

ア 事業概要

歯・口の健康の保持増進が生活の質の向上につながることから、あらゆる機会を通してむし歯や歯周病予防及びオーラルフレイル予防等を広く啓発することにより、生涯自分の歯、口で食べられる人が増えることを目指す。また、歯・口の健康づくり等について市民の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

イ 対象者

市民、栄養教室、栄養改善協議会、愛育委員会、老人クラブ、職域等

ウ 内容

歯科衛生士による歯科健康教育、歯科相談、ブラッシング指導

エ 事業実績

・歯科健康教育実績

年度	回数	人数
3	8	329
4	36	1,600
5	35	1,880

・歯科相談実績

年度	回数	人数
3	3	22
4	18	351
5	32	488

(2) 健康診査事業

① 妊婦歯科健康診査

ア 根拠法令

健康増進法に準ずる

イ 事業概要

妊娠による女性ホルモンの急増や悪阻による口腔環境の悪化等から生じる歯周病やう蝕の増加、早産や低体重児出産のリスクを低減するため、歯周病やむし歯の早期発見、口腔環境の改善等の歯科保健指導を行うことで、妊婦自身だけでなく胎児の健全な育成に寄与する。

ウ 対象者

妊婦

エ 内容

口腔内診査、歯科保健指導

オ 委託先

倉敷歯科医師会、児島歯科医師会、玉島歯科医師会、都窪歯科医師会、吉備歯科医師会

カ 事業実績

<診査結果>

(単位:人)

年 度	受診者数	検 診 結 果		
		異 常 な し	要 指 導	要精密検査
3	1,740	223	724	793
4	1,607	164	439	1,004
5	1,563	161	414	988

<歯科医師会別実施状況>

(単位:人)

年度	歯科医師会					
	倉敷	児島	玉島	都窪	吉備	計
3	1,186	132	260	138	24	1,740
4	1,098	139	216	131	23	1,607
5	1,056	116	221	143	27	1,563

② 1歳6か月児歯科健康診査

ア 根拠法令

母子保健法 第12条

イ 事業概要

基本的な食習慣の形成や歯みがきの正しい知識等の歯科保健指導を実施することにより、3歳児健康診査時の、むし歯有病者率の低下と口腔の健全な育成を図る。

ウ 対象者

1歳6か月児

エ 内容

歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科指導

オ 事業実績

年度 \ 区分		対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	むし歯有病者数(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)
3		3,859	3,745	97.0	19	0.5	0.01
4		3,767	3,677	97.6	21	0.6	0.01
5		3,683	3,601	97.8	14	0.4	0.01
(内訳)	倉敷	1,806	1,832	101.4	8	0.4	0.01
	児島	520	457	87.9	1	0.2	0.01
	玉島	507	514	101.4	0	0.0	0.00
	水島	752	704	93.6	5	0.7	0.02
	真備	98	94	95.9	0	0.0	0.00

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

③ 2歳児歯科健康診査

ア 根拠法令

母子保健法 第13条、歯科口腔保健の推進に関する法律 第2条

イ 事業概要

自我の芽生えにより食習慣が乱れやすい等育児上困難な時期に、基本的食習慣や歯磨き習慣などの確認をすることにより、むし歯予防や口腔機能の育成等について指導を行うことで口腔の健全育成を図る。

ウ 対象者

2歳0か月児

エ 内容

歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科指導、フッ素塗布(希望者のみ)

オ 事業実績

年度 \ 区分		対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	むし歯有病者数(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)
3		3,860	2,849	73.8	77	2.7	0.07
4		3,813	2,903	76.1	58	2.0	0.05
5		3,783	2,856	75.5	53	1.9	0.06
(内訳)	倉敷	1,835	1,424	77.6	7	0.5	0.01
	児島	498	352	70.7	16	4.5	0.14
	玉島	573	433	75.6	15	3.5	0.12
	水島	774	570	73.6	13	2.3	0.07
	真備	103	77	74.8	2	2.6	0.13

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

※ 平成21年度より、フッ素塗布を実施(希望者のみ)。

④ 3歳児歯科健康診査

ア 根拠法令

母子保健法 第12条

イ 事業概要

乳歯列が完成し、むし歯が多発し始める時期に、むし歯予防や口腔機能の育成等に関して指導を行い、口腔の健全育成を図る。

ウ 対象者

3歳6か月児

エ 内容

歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科指導

第三 健康づくり対策

オ 事業実績

年 度	区 分	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	むし歯有病者数(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)
		3		4,251	4,012	94.4	404
4		3,795	3,606	95.0	316	8.8	0.27
5		3,822	3,641	95.3	280	7.7	0.23
(内訳)	倉 敷	1,820	1,824	100.2	111	6.1	0.18
	児 島	591	477	80.7	46	9.6	0.29
	玉 島	525	498	94.9	35	7.0	0.20
	水 島	779	740	95.0	76	10.3	0.30
	真 備	107	102	95.3	12	11.8	0.32

※ 幼児健康診査のうち、受診児数の内訳は地区会場別の受診状況であるため、受診率は参考値として参照すること。

⑤ 難病歯科相談

詳細は「2 難病対策」参照

⑥ 歯周病検診事業

ア 事業概要

全身疾患を引きおこす原因となる歯周病を早期発見するとともに、検診の実施により自己管理能力高揚させ、歯磨き等の口腔保健行動の改善につなげ、歯周病を予防するとともに、60歳及び70歳の者については、口腔機能検査も実施し、口腔機能の維持向上を図ることを目的とする。

イ 対象者

40歳、50歳、60歳、70歳の者

ウ 内 容

口腔内診査、歯科保健指導、口腔機能検査(60歳・70歳のみ)

エ 委託先

倉敷歯科医師会、児島歯科医師会、玉島歯科医師会、都窪歯科医師会、吉備歯科医師会

オ 事業実績

<診査結果>

(単位:人)

年度	区分	受診者数	検 診 結 果		
			異 常 な し	要 指 導	要精密検査
3		592	74	196	322
4		641	55	139	447
5		714	65	158	491
年 齢 別	40歳	121	17	39	65
	50歳	190	17	41	132
	60歳	190	17	37	136
	70歳	213	14	41	158

<歯科医師会別実施状況>

(単位:人)

年度	歯科医師会	倉敷	児島	玉島	都窪	吉備	計
3		378	67	79	55	13	592
4		400	80	85	60	16	641
5		439	110	90	54	21	714

⑦ お口の健康アップ事業

ア 事業概要

市民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、口腔の健康保持増進のための啓発強化や歯科医院

への通院が困難な人を対象にした訪問歯科健康診査の実施、さらに、これらを円滑に推進するために歯科専門職の育成を図ることを目的とする。

イ 訪問歯科健康診査

<対象者>

疾病や障がいにより歯科医院への通院が困難であり、かつ健診の受診が可能な者

<内 容>

歯科医師による歯科健康診査等

<委託先>

倉敷歯科医師会、児島歯科医師会、玉島歯科医師会、都窪歯科医師会、吉備歯科医師会

<歯科医師会別実施状況>

(単位:人)

年度	歯科医師会	倉敷	児島	玉島	都窪	吉備	計
3		46	9	28	17	0	100
4		49	5	36	14	8	112
5		50	4	31	15	11	111

<診査結果>

(単位:人)

年度	区分	診査のみ	要指導	要治療
3		22	26	52
4		17	33	62
5		23	26	62

(3) イベント事業

歯の健康フェア

ア 事業概要

市民が参加しやすいイベントを開催し、体験学習等を通じて、歯科疾患の早期予防、健康管理について広く啓発することにより、口腔衛生意識の向上を図り、生涯自分の歯と口で食べることができる市民を増やすことを目指す。

イ 対象者

市民

ウ 委託先

倉敷歯科医師会

7 たばこ対策

(根拠法令 健康増進法 第25条、第31条)

<事業概要>

あらゆる年代の市民を対象に、健康教育・健康相談等の機会を通して、たばこの健康影響に関する正しい知識の普及啓発を行い、特に妊婦や未成年者に対する喫煙防止、禁煙の推進を図る。

また、喫煙を主な原因とするCOPD(慢性閉塞性肺疾患)は、禁煙により予防が可能であるため、COPDについての知識の普及啓発により禁煙を推進する。

さらに、健康増進法の一部改正により受動喫煙対策が強化されたことを受け、「望まない受動喫煙」が生じないよう、改正法の内容を周知し、受動喫煙対策の啓発を図る。

<事業内容>

- ・たばこの健康影響に関する知識の普及啓発及び健康相談
- ・妊婦や満20歳未満の喫煙防止対策
- ・COPDについての知識の普及啓発
- ・世界禁煙デー街頭啓発の実施
- ・受動喫煙対策の啓発

第三 健康づくり対策

・施設の受動喫煙対策に係る相談・指導及び助言
<受動喫煙に関する相談・指導及び助言件数>

年度	相談・指導及び助言件数
3	48
4	35
5	21

第四 精神保健福祉対策・難病対策

- 1 精神保健福祉対策
- 2 難病対策
- 3 原子爆弾被爆者援護事業
- 4 骨髄バンク推進事業

第四 精神保健福祉対策・難病対策

1 精神保健福祉対策

(1) 精神障がい者の医療

① 医療保護入院

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第33条 昭和25年5月1日施行)

<事業概要>

精神保健指定医により、精神障がい者で医療及び保護のため入院を必要とする者と診断された場合は、本人の同意がなくても家族の同意により入院させることができる。精神科病院の管理者は、管轄の保健所長を経て、都道府県知事に届け出る。

<対象者>

診察の結果、精神障がい者であり、かつ医療及び保護のため入院の必要がある者

<実施主体>

県

<入院者数>

延べ人数(単位:人)

年 度	倉 敷	児 島	玉 島	水 島	真 備	計	
3	512	196	182	203	42	1,135	
4	511	207	149	210	47	1,124	
5	501	205	143	208	36	1,093	
(内訳)	男	230	96	72	101	15	514
	女	271	109	71	107	21	579

② 自立支援医療(精神通院)

(根拠法令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成25年4月1日施行)

<事業概要>

精神疾患の治療のために、通院による精神医療を続ける必要がある者の通院医療費の自己負担額を1割に軽減することにより、患者の経済的負担を軽減し、適正な医療の普及、通院治療の促進を図る。

<対象者>

通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者

<有効期間>

1年

<実施主体>

県

<受給者数>

各年度末現在(単位:人)

年 度	倉 敷	児 島	玉 島	水 島	真 備	市 外	計	
3	4,500	1,509	1,212	1,713	374	1	9,309	
4	4,638	1,515	1,261	1,750	394	1	9,559	
5	4,676	1,561	1,272	1,763	405	1	9,678	
(内訳)	男	2,078	680	601	809	192	1	4,361
	女	2,598	881	671	954	213	0	5,317

(2) 心の健康づくり対策事業

① 普及啓発

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第46条 昭和25年5月1日施行)

第四 精神保健福祉対策・難病対策

ア 心の健康づくり講座

<事業概要>

精神障がいに対する正しい理解促進のため、医師による講演会や当事者との交流を行う。また、精神保健に関わる関係機関と連携を図り、ネットワークの構築のため、企画段階から関係機関と協働で取り組む。

<対象者>

地域一般市民・精神保健福祉医療関係者

<事業実績・実施内容> (単位:回、人)

年度	回数	参加者数
3	4	203
4	7	442
5	6	397

イ 健康教育

<事業概要>

愛育委員会や出前講座などの機会を通して、自殺予防を含めた心の健康づくりや精神疾患・精神障がいに対する理解促進や偏見除去のため健康教育を行う。(ゲートキーパー研修を除く)

<事業実績・対象者・内容> (単位:回、人)

年度	回数	延べ参加者数
3	77	1,977
4	128	3,638
5	117	3,746

② くらしき心ほっとサポーター養成

(根拠 くらしき心ほっとサポーター設置要綱 平成 21 年 12 月 24 日倉敷市告示第 734 号)

<事業概要>

倉敷市精神保健福祉協議会の答申に基づき、心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のため、一市民としての立場から行政と協働し地域へ啓発することを目的とした「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、サポーター活動を委託する。各地区の定例会を中心に活動の検討を行い、地区の状況に合わせた啓発活動の推進を図る。

ア くらしき心ほっとサポーター養成講座・研修

<事業実績・対象者・内容> (単位:回、人)

年度	講座名	内容	回数	対象・人数	延べ参加人数
3	ステップ1(理解編)	講義とグループワーク 交流実習	新型コロナ感染拡大のため実施なし		
4	ステップ1(理解編)	講義とグループワーク 交流実習	5	9期生・17	85
5	ステップ2(自分発見編)	講義とグループワーク	3	9期生・17	46

イ サポーター人数・地区別状況 (単位:人)

年度	人数	内訳				
		倉敷	児島	玉島	水島	真備
3	121	56	28	16	12	9
4	113	54	27	12	11	9
5	121	58	31	13	10	9

※ 毎年度4月1日時点の登録者数。

ウ サポーター活動状況

(単位:人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区での集まり	定例会・講座企画	676	1,536	1,874
個人・学区での集まり	普及や啓発の企画	191	379	425
	普及や啓発の実施	183	364	521
	自己学習・講演会参加	615	686	751
	作業所等と連携・交流	488	552	689
	その他	399	569	596

(3) 精神障がい者対策

① 精神保健相談

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条 昭和25年5月1日施行)

ア 心の健康相談

<事業概要>

地域住民の心の健康の保持増進を図るため、精神科医師が心の不調や悩みの相談に応じる。

<対象者>

心の健康で悩む人

<内 容>

精神科医師の面接相談

<事業実績>

(単位:回、件、人)

年 度	回 数 ()内予定回数	相談件数	相 談 者 延 べ 人 数		
			本 人	家 族	そ の 他
3	11(12)	24	12	12	0
4	11(12)	23	11	18	0
5	12(12)	32	23	28	0

イ 保健師等による相談指導

<事業概要>

心の病に関連する相談に応じる。

<対象者>

心の健康問題で悩む人

<内 容>

心の病に関連する相談窓口を設置するとともに、精神保健に関する正しい知識と理解が深められるように助言し、地域住民の心の健康づくりの保持増進を図る。面接・電話・訪問等で、当事者やその家族への支援を行う。

<事業実績>

(単位:件、人)

区 分 年 度	家庭訪問 件 数	電話相談 件 数	面 接 相 談			
			相談件数	相談者延べ人数		
				本人	家族	その他
3	1,348	4,258	950	601	307	199
4	1,171	3,652	1,020	639	340	175
5	1,186	3,369	990	564	387	235

② 緊急対応

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第22～26条 昭和25年5月1日施行)

※ 精神保健福祉法改正により、平成26年度から法22条が診察及び保護の申請、23条が警察官、24条が検察官、25条が保護観察所長、26条が矯正施設長からの通報となった。

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<事業概要>

岡山県が一般人・警察官・検察官・保護観察所・矯正施設の長からの通報に対し、調査の上必要があった者に指定医の診察を受けさせ、措置入院を初めとした入院形態か在宅支援という支援の方向性を出す。倉敷市は岡山県の地域支援の依頼があれば、事前調査から同行し、支援を行う。

<対象者>

精神障がい者

<実施主体>

通報対応は岡山県、地域支援は倉敷市

<内容・実績>

(単位:件)

区分 年度	件数	連絡機関等					対応結果(延)								
		一 般 人	警 察 官 通 報	検 察 官 通 報	保 護 観 察 所 通 報	矯 正 施 設 長 通 報	入 院					継 続 治 療	保 健 師 フ ォ ロ ー 他		
							措 置 入 院	緊 急 措 置	応 急 入 院	医 療 保 護 入 院	任 意 入 院				
3	92	0	58	15	0	19	12	0	0	24	4	37	7	8	
4	76	0	57	5	0	14	9	0	4	11	1	2	29	20	
5	73	0	49	6	0	18	14	0	1	17	1	19	21	16	

③ 当事者会・家族会活動の支援

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条 昭和25年5月1日施行)

ア 当事者会活動の支援

<事業概要>

当事者が集い交流を深める中で、相互支援、社会参加促進、啓発活動などを目的に様々な活動を行う。

<対象者>

精神障がい者

<内 容>

レクリエーション活動・創作活動・生活指導等

<事業実績>

(単位:回、人)

会の名称	回 数	延べ参加者数
かけはし会議	10	70

イ 家族会活動の支援

<事業概要>

自助グループである家族会の育成・支援

<対象者>

家族

<内 容>

健康教育・健康相談・会運営上の相談・助言・サポート等

<従事者>

保健師・精神保健福祉士等

<事業実績>

(単位:回、人)

地区	倉敷	児島	玉島		水島	真備
会の名称	倉敷市精神障がい者 家族会連合会 あけぼの会	のぞみの会	暁・ふれ愛の会	つどいの会	ひなたぼっこ ファミリーの会	真備ふれあいの家 家族の会
回数	12	0	0	0	0	0
延べ参加者数	102	0	0	0	0	0

ウ 家族教室

(単位:回、人)

教室名称	精神障がい者を支える家族のための教室	ひきこもり家族教室
概要	精神障がいをもつ当事者の家族に対して、障がいに対する正しい知識・情報を提供し、当事者とともに回復の過程を歩む家族としての役割を考える。家族同士で情報交換・情報共有することで、当事者への対応の仕方を考え、家族の抱える不安解消を図り、家族のセルフケアを向上させる。	ひきこもり状態にある本人への対応に苦慮している家族に対して、ひきこもりのメカニズムを学ぶことで本人への対応力の向上を図ると共に家族の孤立を予防する。
対象者	倉敷市内に在住の精神障がい者の家族及び関係者	ひきこもり状態にある本人への対応に悩みや不安を抱えている家族
内容	医師による講和、交流会	講話、支援機関紹介、交流会
実施回数	1	5
参加者数	36	58

④ 倉敷地域自立支援協議会精神部会

(根拠通知 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

<事業概要>

精神保健医療福祉に携わる関係者が、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築のために、地域課題について具体的方策を検討する。また、より専門性に分けて協議を行うために、「地域移行支援」「ひきこもり支援」の研修会及び分科会を開催する。

<対象者>

精神保健医療福祉に携わる関係者

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<内容・実績>

(単位:回、人)

倉敷地域自立支援協議会精神部会		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
5月11日	○倉敷地域自立支援協議会精神部会の活動について(報告) ○精神保健福祉法の一部改正について(報告) ○地域課題についての意見交換	28機関 41人
8月10日	○各専門分科会等の活動状況について(報告) ○自立支援協議会のHP、SNSについて(報告) ○障がい福祉計画等策定に向け部会から発信する課題について	30機関 40人
11月9日	○私のピアサポート活動体験 ○倉敷市のピアサポート活動体制について ○倉敷市でのピアサポート活動推進に向けて各々ができること、やってみたいこと(グループワーク)	32機関 47人
2月8日	○各分科会等の活動報告 ○精神保健福祉法の一部改正について(報告) ○令和6年度以降の部会活動について(意見交換)	27機関 36人

精神部会におけるひきこもり支援を考える専門分科会		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
6月8日	○倉敷市保健所におけるひきこもり支援について(報告) ○分科会について(報告) ○当事者にとって安心できる地域について(ワールドカフェ形式でのグループワーク)	15機関 20人
9月14日	○第1回分科会について(報告) ○ひきこもり支援におけるインフォーマルな取組について(話題提供) ○当事者にとって安心できる地域について(グループワーク)	15機関 23人
12月14日	○第2回分科会、ひきこもり支援フォーラム2023について(報告) ○当事者にとって安心できる地域について(グループワーク)	15機関 22人

地域移行・地域生活支援に関する専門分科会		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
7月20日	○分科会の取組について(報告) ○地域移行促進のための映像資材について(報告) ○地域移行促進のための映像資材の活用方法(グループワーク)	13機関 20人
10月12日	○病院交流会の取組について(報告) ○ピアサポート活動支援事業について(報告) ○病院交流会・事例検討会実現に向けて出来ること(グループワーク)	15機関 35人
1月11日	○法改正及び65歳以上長期入院者の状況について(報告) ○「高齢長期入院者の状況と退院支援」 「障がい福祉分野と介護・高齢者福祉分野との連携」(話題提供) ○高齢者福祉分野と円滑な連携について(グループワーク)	18機関 28人

9回/年	○倉敷地域におけるピアサポート活動推進体制等について協議	延 82 人
------	------------------------------	--------

ひきこもり支援関係者研修会(ひきこもり支援フォーラム 2023)		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
10月31日	○第1部講演(内容:体験談・支援者に向けて) ひきこもり UX 会議 林 恭子代表理事 石崎 理人理事 ○第2部小さな交流会(NPO 法人 One 主催) ひきこもり UX 会議 林 恭子代表理事 石崎 理人理事	49 機関 83 人

(4) 自殺対策事業

① 倉敷市自殺対策ネットワーク会議

(根拠 倉敷市自殺対策ネットワーク会議設置要領 平成 27 年4月1日施行)

倉敷市自殺対策基本条例第 12 条 平成 27 年4月1日施行)

自殺対策基本法第 2 条 平成 18 年 10 月 28 日施行)

<事業概要>

倉敷市自殺対策基本条例第 12 条の規定に基づき、庁内及び関係機関との連携強化を図り、自殺対策基本計画を周知、推進する。

<対象者>

* 市役所外関係機関(16 機関):

警察署(倉敷・児島・玉島・水島)、倉敷市連合医師会(兼産業医会)、病院協会、救急医療機関、精神科医療機関、岡山県司法書士会、岡山弁護士会、職業安定所、民生委員・児童委員協議会、愛育委員会連合会、商工会議所、岡山県産業看護部会、岡山県備中保健所、倉敷市議会、倉敷市社会福祉協議会、高齢者支援センター

* 市役所内関係部署(26 課):

企画経営室、市民活動推進課、人事課、市民課、生活安全課、消費生活センター、男女共同参画課、納税課、生活福祉課、保健福祉推進課、福祉援護課、障がい福祉課、子育て支援課、子ども相談センター、健康長寿課(地域包括ケア推進室)、国民健康保険課、介護保険課、保健課、健康づくり課、商工課、住宅課、警防課、労働雇用政策課、指導課、生涯学習課、青少年育成センター

<内容・実績>

開催日	内容	対象者	参加者数(機関・課) 含:事務局
7月12日	○報告「自殺の現状と自殺対策の取り組みの必要性について」 ○講話「ゲートキーパーについて」 ○話題提供「各部署での取組について」 消費生活センター・労働雇用政策課・岡山県産業看護部会・倉敷市民生委員会 ○意見交換 ①各部署の業務で自殺対策につながっていると感じること ②コロナの影響が残っていると感じること ③今後意識して取り組みたいこと	庁内外 委員	41人 (庁内18人、庁外23人)

第四 精神保健福祉対策・難病対策

1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○報告「倉敷市の自殺の現状と自殺未遂者の状況について」 ○話題提供「救命救急センターからみた自殺予防の現状」 倉敷中央病院 救命救急センター長 福岡敏雄 先生 ○意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ①話題提供の感想 ②事例を元に私たちに何ができるかを検討 	庁内外 委員	39人 (庁外15人、庁内24人)
-------	--	-----------	----------------------

② 普及啓発活動

(根拠法令 自殺対策基本法 第6条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

愛育委員会等の組織や広報紙、メディアの活用や関係機関と連携しながら、世界自殺予防デーや自殺対策強化月間に合わせ、全市的に啓発活動を行う。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業内容・実績>

区分	事業内容・実績
広報紙・メディアの活用	<ul style="list-style-type: none"> *広報紙に自殺予防や心の健康づくりに関連する記事を掲載。心の健康相談も毎月紹介 *市役所電子掲示板で啓発 *倉敷市公式アプリ、Instagram等での自殺予防に関する啓発 *ホームページにて自殺対策相談窓口の周知
関係機関と連携	<ul style="list-style-type: none"> *JR倉敷駅・新倉敷駅・茶屋町駅・児島駅・水島臨海鉄道水島駅・スーパー等街頭にて、自殺予防と相談窓口の紹介を行う(くらしき心ほっとサポーターと協働) *心の健康相談・多重債務に関する相談窓口カードを作成し、愛育委員等と協働して、25,539枚超を地域の人の目につきやすい場所に配布・設置・携帯する *保健所ホールにて自殺予防や心の健康づくりに関する資料展示 *愛育委員会やミニ健康展、小地域ケア会議、イベント等あらゆる機会を捉え啓発実施

③ ゲートキーパー養成(人材育成)

(根拠法令 自殺対策基本法 第16条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

自殺の防止等の充実にあたっては、人材の確保・養成・資質の向上が必要不可欠であり、実践的取り組みとして市役所・地域別人材育成研修会を実施する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

対象	回数	参加者数
中堅教職員資質向上研修	1	32
消防職員のためのメンタルヘルス研修	1	41
悩みを抱える人に寄り添う相談対応研修	1	31
合計	3	104

対象	回数	参加者数
高校・大学関係	5	1,612
愛育委員	9	327
職域	5	270
生きるを支えるフォーラム	1	147
その他地区組織、一般市民等	1	10
合計	21	2,366

④ 生きるを支えるフォーラム

(根拠法令 自殺対策基本法 第17条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

自殺予防講座を平成25年度より「生きるを支えるフォーラム」と名称を変更し、自殺対策の関連機関等と連携強化を図り、自殺予防の正しい知識と周囲の対応方法を伝え、地域の絆を深め市民一人ひとりがより生きていく力を強化することを目的に開催する。

<対象者>

一般市民(支援者や地域のキーパーソンである関心層)

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<内容・実績>

開催日	内 容	参加者数
10月7日	1 基 調 講 演 : 「働き盛り世代のSOSと周りの人にできること」 講 師 : 日本産業カウンセラー協会 田中節子 会長 2 話 題 提 供 : 株式会社タック 瀧川信二 代表取締役社長 3 クロストーク : 田中節子さん×瀧川信二さん×倉敷市保健所	147人 動画視聴261回

⑤ 弁護士・司法書士による「こころとくらしの相談会」

(根拠法令 自殺対策基本法 第19条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

市民が悩みを抱え込まず相談ができ、悩みの軽減や解決方法等の手がかりが得られる場の提供と、必要に応じて支援につなげることを目的に開催する。

<対象者>

一般市民

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<内容・実績>

開催日	相談件数
9月30日	32
2月3日	36

⑥ 自殺未遂者支援事業

(根拠法令 自殺対策基本法 第19～20条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

自殺未遂者またはその家族に対し、倉敷市保健所が積極的に介入して、適切な支援を図ることにより、再度自殺企図のないように支援する。また支援事例を通じて、関係機関の役割やネットワークについて分析し、地区特性に応じた相談支援体制の整備や人材育成のあり方について検討する。

<負担割合>

国 2/3 市 1/3

<事業実績>

ア 評価会議(2回)・・・支援経過報告・事業の体制整備等
事例検討会(2回)・・・新規事例等の支援方針の検討

(個別支援状況)

前年度継続	新規	終了	継続支援
21	8	17	12

第四 精神保健福祉対策・難病対策

(対象者の状況)

年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
男性	2	0	1	3	1	1	0	2	10
女性	4	4	1	4	3	1	1	1	19

(対象者の要因 *複数掲載)

家族問題	経済問題	住居問題	健康問題	その他	過去の未遂歴
20	10	0	23	19	12

イ 救急告示医療機関・精神科医療機関を対象とした情報交換会の開催
令和5年度開催なし

(5) その他事業

精神障がい者保健福祉手帳の交付

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条 昭和25年5月1日施行)

<事業概要>

一定の精神障がいの状態にあることを証する手帳の交付を受けた者に対し、各方面から種々の支援策が取られることを通して、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る。

<対象者>

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者

<交付手続>

精神障がい者本人の申請に基づく。家族・医療機関職員等の代行手続きも可能である。

<有効期限>

2年(2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新する。)

<支援施策>

所得税及び住民税の障がい者控除、預貯金の利子所得の非課税、自動車税等の免除、生活保護の障がい者加算の認定、各種施設の利用料金割引など

<実施主体>

県

<手帳所持者数>

各年度末現在 (単位:人)

年度		等級	1級	2級	3級	計
3			454	3,308	741	4,503
4			429	3,466	844	4,739
5			396	3,617	932	4,945
(内訳)	倉敷		203	1,793	450	2,446
	児島		45	498	155	698
	玉島		59	471	115	645
	水島		65	703	176	944
	真備		24	152	36	212

2 難病対策

(1) 医療費等の助成

① 指定難病医療支援事業

(根拠 岡山県特定疾患治療研究事業実施要綱 平成10年5月1日施行)

難病の患者に対する医療等に関する法律 平成27年1月1日施行)

岡山県特定医療費支給認定実施要綱 平成27年1月1日施行)

<事業概要>

原因不明で、治療方法が確立していない難病のうち、国が定める疾病にかかっており、病態など一定の基準を満たす患者の医療費の自己負担分の一部を公費負担する。

<対象者>

国が定める指定難病及び特定疾患治療研究事業の対象疾病患者

<内 容>

対象疾病の医療費について医療保険各法に基づく自己負担分の一部を公費負担する。

<実施主体>

県

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<負担割合>

国 1/2 県 1/2

<事業実績>

(単位:人)

年 度 \ 地 区	倉 敷	児 島	玉 島 (真備地区含む)	水 島	合 計
3	2,071	687	853	836	4,447
4	2,147	715	876	861	4,599
5	2,358	748	854	922	4,882

② スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業

(根拠 スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱 昭和53年12月1日施行)

<事業概要>

スモン患者に、はり、きゅう及びマッサージを実施することにより、スモンに対するはり等治療に関する研究を行うとともにスモン患者治療費の負担軽減を図る。

<対象者>

スモン患者

<内 容>

7回(1か月/1人)まで公費負担

<実施主体>

県

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<負担割合>

国 10/10

<受給認定者数>

(単位:人)

年 度	3	4	5
受給認定者数	5	4	5

③ 小児慢性特定疾病医療支援事業

(根拠法令 児童福祉法 第 19 条の2 昭和 22 年 12 月 12 日施行)

<事業概要>

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患者家族の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

<対象者>

倉敷市内に住所を有する児童で、小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の程度が一定以上である児童等(原則 18 才未満)

<内 容>

対象疾病の医療費について医療保険各法に基づく自己負担部分の一部を公費負担する。

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<実施時期>

平成14年度より実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<年度中の承認患者数>

(単位:人)

疾患群 \ 年度	3	4	5
悪性新生物	60	62	60
慢性腎疾患	28	29	32
慢性呼吸器疾患	29	31	22
慢性心疾患	75	76	78
内分泌疾患	123	120	112
膠原病	16	18	19
糖尿病	27	29	29
先天性代謝異常	17	15	14
血液疾患	9	13	15
免疫疾患	4	3	3
神経・筋疾患	45	46	55
慢性消化器疾患	46	48	58
先天異常症候群	17	18	21
皮膚疾患	1	1	0
骨系統疾患	9	8	10
脈管系疾患	1	1	0
計	507	518	528

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

① 在宅療養支援計画策定評価事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発635号厚生省保健医療局長通知)

<事業概要>

要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じてきめ細かな支援を行うため、各種サービスの適切な提供に資する支援計画の策定及びこれの評価を行う。

<対象者>

在宅療養中の要支援難病患者及びその家族

<実施時期>

平成13年度より実施

<費用負担>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

年度 \ 区分	策定件数(件)	評価件数(件)	出席者数(人)
3	6	6	43
4	10	10	94
5	19	19	123

※ 在宅療養患者の対応の検討と管内関係団体・機関との連携調整等を実施。

② 訪問相談員育成事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知)

<事業概要>

医療福祉相談に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、個別の相談、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問相談員等の育成を行う。

<対象者>

保健師や看護師等

<内 容>

日常生活や療養生活に関する各種相談、指導、助言と、難病に関する情報提供、患者及び家族への精神的ケア

<事業内容>

③難病研修会参照

③ 難病研修会

(根拠 倉敷市難病患者地域対策推進事業実施要領 平成13年4月1日)

地域での難病ケアの質の向上のため、難病支援関係者に対し医師等の講演などにより研修会を開催する。

<対象者>

保健師や看護師等

<実施時期>

平成13年度より実施

<費用負担>

国 1/2 市 1/2

<事業内容>

年度	区分	実施回数	内 容	出席者数(延べ)
3		1	WEBセミナー「2021 今保健師だからできること」を配信 視聴 意見交換	10
4		1	難病制度・難病支援にかかわる障がい福祉制度について 倉敷市の難病対策について	110
5		2	講話 ・摂食・嚥下について ・医療処置選択について	142

④ 医療福祉相談事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発635号厚生省保健医療局長通知)

<事業概要>

難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、医療福祉相談班による相談、指導、助言を行う。

<対象者>

市内に住所を有する難病患者及びその家族

<内 容>

- ・医師による医療相談
- ・理学療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション相談
- ・栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談、保健師等による療養生活に関する相談

<実施時期>

平成13年度より実施

<費用負担>

国 1/2 市 1/2

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<事業実績>

年 度	実施回数	参加者数	相 談 別 内 訳					計
			医 療	リハビリ	栄 養	歯科	その他	
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	1	12	5	5	0	1	0	11
5	4	27	14	5	3	2	1	25

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため開催を見合わせた。

⑤ 訪問相談・指導事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発635号厚生省保健医療局長通知)

保健師等による個別支援の必要な対象者を早期に把握し、適切な支援を行うことを目的として電話・面接、家庭訪問による保健指導を行う。

<対象者>

市内に住所を有する難病患者及びその家族

<内 容>

保健師等による電話・面接、家庭訪問による保健指導 (単位:件)

年 度	電話・面接相談	訪問相談	うち訪問相談員による 訪問相談(再掲)
3	982	126	49
4	1,271	116	52
5	1,161	143	42

⑥ 在宅療養教室(医療福祉相談事業 疾患別難病患者家族交流会含む)

(根拠 倉敷市難病患者地域対策推進事業実施要領 平成13年4月1日)

<事業概要>

在宅療養の質を高める講話等や、疾患の種類に関わらず参加者同士で交流する機会を設け、難病患者やその家族のQOLの向上を図る。

<対象者>

市内に住所を有する難病患者及びその家族

<事業実績と内容>

区分 年度	内 容	回数	参加者数
3	新型コロナウイルス感染症のため中止	0	0
4	新型コロナウイルス感染症のため中止	0	0
5	・医師による疾患に関する講話 (多発性硬化症/多系統萎縮症/全身性エリトマトーデス) ・患者家族同士の交流	3	43

⑦ 難病地域ケアシステム推進事業(難病ケア関係者連絡会)

(根拠 倉敷市難病患者地域対策推進事業実施要領 平成13年4月1日)

<事業概要>

難病支援関係者がそれぞれの支援の現状・役割を理解し連携することができる体制づくりや、難病支援における課題解決に向けた取り組みについて検討する。

<対象者>

市内の在宅難病患者にかかわる支援者

<事業内容>

区分 年度	実施回数	内 容	出席者数
3	5	各地区訪問看護ステーション連絡会 倉敷地区 1回 水島地区 2回 玉島・真備地区 2回(うち書面開催1回)	63
4	6	各地区訪問看護ステーション連絡会 倉敷地区 1回 水島地区 3回 玉島・真備地区 2回	79
5	1	レスパイト受け入れ医療機関連絡会	15
	1	水島圏域訪問看護ステーション連絡会	5

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(根拠法令 児童福祉法 第19条の22 昭和22年12月12日施行)

<事業概要>

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

<対象者>

小児慢性特定疾病児童等及びその家族等

<内 容>

- ・小児慢性特定疾病等自立支援員による相談支援(必須事業)
- ・相互交流支援事業医療相談会、患者交流会(任意事業)

<実施時期>

平成27年度より実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

ア 自立支援員等による電話・面接、家庭訪問による保健指導(単位:件)

年 度	電話・面接相談	訪問相談
3	139	4
4	96	2
5	136	8

※ 訪問相談の対象は主に日常生活用具申請に伴う調査や各推進室や関係機関から相談のあった事例等

イ 小児慢性特定疾病患児・家族交流会

年度	回数	内 容	参加者数
3	0	新型コロナウイルス感染症のため中止	0
4	0	新型コロナウイルス感染症のため中止	0
5	1	心臓疾患をもつお子さまと家族のつどい	13

3 原子爆弾被爆者援護事業

(根拠法令 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 平成6年 12月 16日法律第 117号)

<事業概要>

原子爆弾被爆者に対し、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じる。

<対象者>

被爆者健康手帳及び、第一種・第二種健康診断受診者証所持者

<内 容>

手帳及び手当等に関する各種申請・届出を受理するとともに、健康の保持増進を図るため、健康診断を実施する。(手帳の交付・手当の支給等は県が実施)

<法定受託事務実施主体>

県

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<負担割合>

手当・健康診断 国 10/10 事務費 国 1/2 県 1/2

被爆者健康診断の実施

令和5年度

種別 実施別	一 般 検 査			精 密 検 査		
	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A(%)	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A(%)
第1回	241	58	24.0	4	0	0
第2回	225	64	28.4	6	0	0
がん検診	226	53	23.4	6	0	0

※ 精密検査受診者数は、県と委託契約をした精密検査委託医療機関において、その契約に基づく精密検査を受診した人数。精密検査対象者には、かかりつけ医や医療機関において相談・受診を行うように通知している。

4 骨髄バンク推進事業

(1) 骨髄バンク普及啓発事業

(根拠法令 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 平成 24 年法律第 90 号)

<事業概要>

白血病、再生不良性貧血等の血液難病患者にとって、有効な治療法である骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行う。市民の骨髄移植に対する理解を深め、骨髄バンク事業の推進を図る。

<実施時期>

平成 23 年度より実施

<普及啓発実績>

年度	場 所
3	市広報紙での啓発(10月)
4	市広報紙での啓発(10月)
5	市広報紙での啓発(10月)

<ドナー登録会実績>

年度	場 所	登録者数(人)
3	新型コロナウイルス感染症のため、なし	0
4	新型コロナウイルス感染症のため、なし	0
5	川崎医療福祉大学	15

(2) 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等助成事業

(根拠 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等助成金交付要綱)

<事業概要>

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、倉敷市に住所を有する方が骨髄又は末梢血幹細胞の提供者(ドナー)になった場合に、ドナーとドナーを雇用する事業者を対象に助成金を交付する。

<対象者・助成額>

・骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った日に市内に住所を有するドナーで、当該骨髄等の提供について他の自治体等から助成を受けていない者

通院1日あたり 5,000 円

入院1日あたり 20,000 円

※1回の骨髄等の提供についての限度額 105,000 円

※入通院は、骨髄等の提供にかかるものに限る。

・上記ドナーを国内の事業所(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。)で雇用している事業者
ドナーの休業1日あたり 10,000 円

※1回の骨髄等の提供についての限度額 90,000 円

※骨髄等の提供にかかる休業に限る。

<実施時期>

平成 28 年度より実施

<負担割合>

県 1/2 市 1/2

<助成実績>

(単位:円)

年度	3	4	5
助成総額	820,000	1,075,000	800,000

第五 感染症対策

- 1 感染症対策
- 2 エイズ対策
- 3 結核対策
- 4 肝炎対策
- 5 風しん対策
- 6 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 健康危機管理(感染症)
- 8 予防接種

第五 感染症対策

1 感染症対策

(1) 感染症発生状況

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条、第12条他
平成11年4月1日施行)

<事業概要>

感染症患者発生時、患者への調査指導、該当業務への就業制限、消毒の指示、接触者への健康診断の
勧告等を行い、感染症のまん延を予防するとともに発生予防のための普及啓発を行う。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

① 三類感染症等届出状況(二類の結核は別掲。その他一・二類の発生は無し)

年	種別	三 類					計
	新型インフルエンザ 等感染症	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性 大腸菌感染症		
3	新型コロナウイルス 感染症	4,111	-	-	-	21	4,132
4		74,056	-	-	-	27	74,083
5		4,445	1	-	-	27	4,473

② 腸管出血性大腸菌感染症届出状況詳細

<年齢別届出状況>

(単位:人)

年	年齢区分	0～ 9歳	10～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	計
	3		7	1	7	2	1	1	0	
4		7	3	5	10	1	1	0	0	27
5		3	6	7	4	4	2	0	1	27

<型別届出状況>

(単位:件)

年	型別	O-157	O-26	O-111	O-103	その他	不明	計
	3		17	1	-	-	2	
4		19	3	-	2	2	1	27
5		20	1	-	3	1	2	27

<月別届出状況>

(単位:人)

年	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	3		1	-	-	-	-	1	6	5	6	2	-	
4		1	-	-	1	1	5	4	5	4	1	4	1	27
5		-	-	1	-	1	6	3	7	2	2	4	1	27

③ 四類・五類感染症届出状況

(単位:人)

疾患名		年		
		3	4	5
四 類 感 染 症	A型肝炎	-	-	-
	E型肝炎	2	1	-
	エムポックス	-	-	1
	オウム病	-	-	1
	重症熱性血小板減少症候群	1	3	-
	つつが虫病	-	-	-
	デング熱	-	1	-
	日本紅斑熱	3	4	4
	ボツリヌス	-	-	-
	マラリア	-	1	-
	レジオネラ症	16	20	11
	五 類 感 染 症	アメーバ赤痢	5	5
ウイルス性肝炎(B・C・その他)		1	1	2
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		20	15	19
急性弛緩性麻痺		-	-	1
急性脳炎		1	-	6
クロイツフェルト・ヤコブ病		3	2	-
劇症型溶血性レンサ球菌		-	2	2
後天性免疫不全症候群(HIV感染含む)		7	2	4
ジアルジア症		-	-	1
侵襲性インフルエンザ菌感染症		-	-	7
侵襲性肺炎球菌感染症		9	14	13
水痘(入院)		3	1	1
先天性風しん症候群		-	-	-
梅毒		63	74	91
幡種性クリプトコックス症		-	1	-
破傷風		1	1	2
バンコマイシン耐性腸球菌		-	-	-
百日咳		9	13	8
麻しん	-	-	-	
風しん	-	-	-	
薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	-	1	
合 計		144	161	178

(2) 感染症診査協議会(結核を除く)

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第24条)

<事業概要>

一類・二類感染症患者発生時、入院が必要な場合応急的に入院させ、72 時間以内に感染症診査協議会を設置し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 20 条1項の「10 日以内の入院勧告」及び同条第4項の「入院の期間の延長」に関する必要な事項を審議する。

(3) 普及啓発事業(エイズ・結核は別掲)

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第10条)

<事業概要>

感染症の予防及びまん延防止のため、正しい知識や予防のための普及啓発を行う。

<対象者>

市民及び集団発生の恐れのある団体・社会福祉施設等

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

① 健康教育

年度	対象		親子クラブ会員		愛育委員		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3	31	371	229	6,428	59	1,870	319	8,669		
4	15	182	78	2,162	79	3,190	172	5,534		
5	7	137	43	1,086	30	1,946	80	3,169		

※ その他は栄養委員、自主グループ、学校保健関係者、一般住民など

② 普及啓発及び広報

広報くらしき、倉敷ケーブルテレビ、保健所ホームページ、市役所ホームページ「動画で広報」
声の広報くらしき、公式 SNS など

③ 研修会

対 象: 倉敷市の所管する社会福祉施設等(高齢者・児童含む)の管理者および感染症対策担当者
方 法: WEB動画配信

配 信 期 間: 令和5年 11 月 1 日～令和5年 12 月 6 日

申 込 数: 382 件(福祉援護課、生活福祉課、保健福祉推進課、子育て支援課、保育・幼稚園課、健康長寿課、指導監査課、障がい福祉課、保健体育課 含む)

動画視聴数: 1 部: 1,351 回、2 部: 993 回、特別番外編: 717 回 再生

内 容: 1 部 「冬季感染症の基礎知識と感染対策」講師: 南岡山医療センター 院長 谷本 安
2 部 「今からできる! 感染対策(実践編)」講師: 倉敷中央病院 看護師 木村 聖子
倉敷市保健所感染症係より「施設内での感染症発生状況と報告基準」
「長引く咳は結核かも? !」

特別番外編 「音楽に合わせて嘔吐物処理」

(4) 社会福祉施設集団発生対応

(根拠通知 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について 平成 17 年2月 22 日付け健発第 0222022 号/薬食発第 0222001 号/雇児発第 0222001 号/社援発第 0222002 号/老発第 0222001 号)

<事業概要>

社会福祉施設等における感染症集団発生時の迅速な報告の徹底及びまん延防止のための指導等を、社会福祉施設主管課と連携し実施する。

第五 感染症対策

< 集団発生報告件数 > ※保育園を除く

(単位:件)

年 度	感染性胃腸炎	インフルエンザ	新型コロナ ウイルス感染症	腸管出血性 大腸菌感染症	計
3	-	-	-	-	-
4	3	2	-	-	5
5	6	16	108	-	130

※ 新型コロナウイルス感染症は5類感染症(令和5年5月8日)移行後の報告数

(5) 発生動向調査事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第14条 平成11年4月1日施行)

< 事業概要 >

感染症の発生状況を迅速に把握・分析し、その結果を公開・提供することで、医療機関や市民の感染症予防を支援する。

< 対 象 >

指定届出機関の管理者より報告

< 負担割合 >

国 1/2 市 1/2

① 定点把握感染症報告数

令和5年1月～令和5年12月(単位:人)

インフルエンザ定点(週報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
インフルエンザ	8,716	544.75
新型コロナウイルス	5,280	330

※新型コロナウイルスの報告数は、5類感染症移行(令和5年5月8日)後の報告数。

小児科定点(週報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
RSウイルス感染症	557	50.64
咽頭結膜熱	452	41.09
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	435	39.55
感染性胃腸炎	2,032	184.73
水痘	19	1.73
手足口病	646	58.73
伝染性紅斑	9	0.82
突発性発疹	161	14.64
ヘルパンギーナ	457	41.55
流行性耳下腺炎	13	1.18

眼科定点(週報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
急性出血性結膜炎	1	0.25
流行性角結膜炎	93	23.25

基幹定点(週報)	
疾患名	報 告 数
細菌性髄膜炎	4
無菌性髄膜炎	23
マイコプラズマ肺炎	2
クラミジア肺炎	-
感染性胃腸炎(ロタウイルス)	-

基幹定点(月報)	
疾患名	報 告 数
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	23
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1
薬剤耐性緑膿菌感染症	-

STD定点(月報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
性器クラミジア感染症	172	43.00
性器ヘルペスウイルス感染症	22	5.50
尖圭コンジローマ	25	6.25
淋菌感染症	59	14.75

2 エイズ対策

(1) 普及啓発事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 11 条、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 平成 18 年3月2日告示)

<事業概要>

エイズのまん延を防止するため、正しい知識の普及啓発を行う。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

① 健康教育(対象者には啓発パンフレット・チラシを配布)

対象 年度	親子クラブ会員		愛育委員		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3	4	50	17	342	9	210	30	602
4	1	18	25	705	15	859	41	1,582
5	0	0	20	626	8	246	28	872

② 世界エイズデー関連事業

エイズまん延防止と患者・感染者に対する差別偏見の解消を図ることを目的とし、12月1日の世界エイズデーに併せ、エイズ予防・普及啓発のための様々なイベントを実施

ア レッドリボン着用運動

エイズに対する理解と支援の象徴となるレッドリボンを、保健所職員等に配布、理解促進のため着用を呼びかける。

イ ミニエイズ展

保健所において、パネル展示・啓発パンフレット・啓発カード配布等を実施

ウ 広報での普及啓発

広報くらしき、保健所ホームページ、SNS

エ 若年層への普及啓発

大学や企業等において、若年・壮年期を対象に啓発グッズ等の配布を実施

③ パンフレット・ちらし等の配布(世界エイズデー関連事業を除く)

県・岡山市と協働で、HIV検査啓発カードを作成。NGO等MSM関連団体と連携して配布

④ その他の広報(世界エイズデー関連事業を除く)

広報くらしき、保健所ホームページ、エフエムくらしきで普及啓発

⑤ エイズ出前講座

<事業概要>

エイズ・性感染症に関する正しい知識や予防の普及啓発を図ることを目的に、専門講師を派遣し講習会を実施(対象者にパンフレットを配布)

<対象者>

市内の小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校などの団体

年度	対象	中学校		高等学校		その他		計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3		—	—	3	423	—	—	3	423
4		—	—	1	68	—	—	1	68
5		—	—	2	200	1	292	3	492

(2) エイズ・性感染症相談事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 11 条、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 平成 18 年3月2日告示)

第五 感染症対策

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業概要>

エイズやその他の性感染症に関する相談対応、専門相談員による相談・HIV抗体検査予約専用電話の設置

<相談件数> (単位:件)

年 度	男	女	計
3	127	60	187
(再掲)ホットライン	116	56	172
4	241	123	364
(再掲)ホットライン	211	90	301
5	321	102	423
(再掲)ホットライン	240	85	325

(3) HIV抗体検査事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 11 条、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 平成 18 年3月2日告示)

<事業概要>

HIV感染の不安のある者に対して、無料・匿名で相談・検査を実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<検査実施件数> (単位:件)

年 度	男	女	計	再掲(迅速検査)
3	27	12	39	12
4	67	25	92	19
5	155	26	181	55

3 結核対策

(1) 結核予防事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 平成 11 年4月1日施行)

<事業概要>

結核の予防及び結核患者に対する適切な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、公共の福祉を増進する。

① 定期健康診断

(根拠法令 感染症法 第 53 条の2)

<対象者年齢>

満 65 歳以上

<内 容>

直接撮影実施

公益財団法人岡山県健康づくり財団、倉敷市連合医師会に委託

<事業実績> (単位:人)

区 分		年 度	3	4	5
胸部レントゲン健診	該当者		132,949	132,910	132,805
	受診者		20,053	21,162	21,401

② 定期予防接種

(根拠法令 予防接種法)

<事業概要>

幼児期結核の感染予防を行う。

<対象者年齢>

1歳未満

<内 容>

BCG接種

倉敷市連合医師会等に委託

<事業実績>

(単位:人)

年 度	3	4	5
接 種 者 数	3,773	3,622	3,339

③ 普及啓発事業

(根拠法令 感染症法 第3条、結核に関する特定感染症指針平成 23 年5月 16 日施行)

<対象者>

市民

<負担割合>

国10/10 (感染症対策特別促進事業)

ア 健康教育

区分 年度	総 実 施 回 数	総 人 数	対 象											
			親 子 ク ラ ブ		愛 育 委 員		老 人 ク ラ ブ		一 般 住 民		医 療 関 係 者		施 設 職 員	
			回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
3	54	1,477	0	0	47	1,130	0	0	3	39	0	0	4	308
4	55	1,945	0	0	45	1,234	1	22	8	400	0	0	1	289
5	47	2,364	0	0	40	1,250	0	0	6	121	0	0	1	993

(2) 結核対策事業

① 結核患者管理(届出・登録) 感染症法 第53条

ア 年末結核登録患者数(年齢階級・総合患者分類別)

令和5年末現在

区分 年齢区分	登録患者総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	
		活動性結核総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			治療中	観察中
			肺結核総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他					
				計	初回治療	再治療							
総数	76	16	11	5	5	-	5	1	5	47	13	4	10
0～9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
10～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
20～29	3	1	1	-	-	-	-	1	-	-	2	1	-
30～39	4	1	1	-	-	-	1	-	-	2	1	-	-
40～49	7	1	1	1	1	-	-	-	-	4	2	-	3
50～59	10	1	1	-	-	-	1	-	-	8	1	-	2
60～69	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1
70～79	19	3	2	1	1	-	1	-	1	14	2	1	-
80～89	20	6	3	1	1	-	2	-	3	12	2	1	1
90～	8	3	2	2	2	-	-	-	1	3	2	-	-

イ 年末結核登録患者数(受診状況・総合患者分類別)

令和5年末現在

区分 受診状況	登録患者総数	活動性結核								不活動性	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	
		活動性結核総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			治療中	観察中
			肺結核総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他					
				計	初回治療	再治療							
総計	76	16	11	5	5	-	5	1	5	47	13	4	10
入院中	7	7	3	1	1	-	2	-	4	-	-	-	-
外来中	11	9	8	4	4	-	3	1	1	-	2	4	-
治療なし	57	-	-	-	-	-	-	-	-	47	10	-	10
不明	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

ウ 年末結核登録患者動態(潜在性結核感染症を含む) 令和5年末現在(単位:人)

区 分	前 年 末 数	本 年 中 新 規			本 年 中 除 外 者							本 年 末 数
		新 規	転 入	計	死 亡		治 癒	転 出	転 症	そ の 他	計	
					結 核	そ の 他						
登録患者数	97	33	3	36	2	11	29	1	-	-	43	90

エ 新登録患者数(発見方法・総合患者分類別) 令和5年1月～令和5年12月(単位:人)

総合患者分類 発見方法		新 登 録 患 者 数	活 動 性 結 核							肺 外 結 核 活 動 性	感 染 症 (別 掲) 潜 在 性 結 核 治 療 中	
			肺 結 核 活 動 性						結 登 核 録 菌 時 陽 性 の そ の 他 の			登 録 時 菌 陰 性 ・ そ の 他
			肺 結 核 総 数	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性			結 核 菌 陽 性	登 録 時 そ の 他 の				
総 数		28		19	12	12			-	6	1	9
健康診断	小 計	3	3	-	-	-	2	1	-	1		
	個別健康診断	1	1	-	-	-	1	-	-	-		
	定期健康診断	小 計	1	1	-	-	-	1	-	-	1	
		学校健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		住民健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		職場健診	1	1	-	-	-	1	-	-	1	
	施設健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	接触者健康診断	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		家族健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の集団健診		1	1	-	-	-	-	1	-	-		
医療機関受診		25	16	12	12	-	4	-	9	4		
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-		

第五 感染症対策

才 新結核登録患者数(性・年齢階級・総合患者分類別)

令和5年1月～令和5年12月

区分 年齢区分	活動性結核								潜在性結核感染症(別掲)
	新登録患者数	肺結核活動性						肺外結核活動性	
		肺結核総数	登録時喀痰塗抹陽性			結核菌陽性の登録時その他の	登録時の菌陰性・その他の		
			計	初回治療	再治療				
総数	28	19	12	12	-	6	1	9	5
0～9	-	-	-	-	-	-	-	-	1
10～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29	2	1	-	-	-	-	1	1	1
30～39	2	1	-	-	-	1	-	1	-
40～49	1	1	1	1	-	-	-	-	-
50～59	1	1	-	-	-	1	-	-	1
60～69	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70～79	6	5	3	3	-	2	-	1	1
80～89	10	7	5	5	-	2	-	3	1
90～	6	3	3	3	-	-	-	3	-

② 結核患者管理(管理検診)

(根拠法令 感染症法 第53条の13)

<事業概要>

結核患者の届出により登録後、保健師が家庭訪問指導を行い、本人及び家族に結核の正しい知識を普及し、不安の軽減、二次感染の防止、医療の継続が図れるように支援するとともに、管理検診等により再発・重症化を防止する。

<対象者>

結核登録者

<内容>

家庭訪問指導、管理検診(精密検査)

胸部エックス線検査(直接撮影、特殊撮影、断層撮影)、喀痰検査等のうち必要な検査

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

令和5年度(単位:人)

実施医療機関	対象者数	実施連絡	受診者数	受診率(%)	検査種別					検査結果		
					直接撮影	特殊撮影	断層撮影	喀痰検査	普通検査	要医療	要観察	登録除外
委託実施	75	73	63	84.0	62	-	-	-	-	-	50	13
その他	53	53	53	100.0	53	-	1	-	-	-	43	10
合計	128	126	116	90.6	115	-	1	-	-	-	93	23

③ 接触者健診

(根拠法令 感染症法 第17条)

<事業概要>

結核患者の接触者等に健康診断を行い、感染源の探索及び二次感染・発病の早期発見に努め、結核のまん延を予防する。

<対象者>

結核患者の接触者

結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

まん延のおそれがある場所、または地域における業務従事者・学生・居住者

<内 容>

胸部エックス線検査、ツベルクリン反応検査、喀痰検査、IGRA検査等のうち必要な検査

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

令和5年度(単位:人)

区分	年度	3	4	5	保健所 実施分			委託 実施分			その他の 医療機関 実施分 (書類等)		
					小計	患者 家族	接触 者	小計	患者 家族	接触 者	小計	患者 家族	接触 者
対象者数(延べ数)		195	169	185	-	-	-	178	30	148	7	3	4
実施連絡(検診)		195	169	185	-	-	-	178	30	148	7	3	4
実施連絡(精密)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受診者数(延べ数)		191	149	181	-	-	-	174	30	144	7	3	4
受診率(%)		97.9	88.2	97.8	-	-	-	97.8	100	97.3	100	100	100
ツベルクリン反応検査数		-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I G R A 検 査	被検査者数	177	135	165	-	-	-	163	27	136	2	-	2
	陰性者数	172	127	162	-	-	-	160	27	133	2	-	2
	陽性者数	5	8	3	-	-	-	3	-	3	-	-	-
	判定保留	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	判定不可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
間接撮影者数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直接撮影者数		17	20	20	-	-	-	15	3	12	5	3	2
断層撮影者数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喀痰検査者数		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
X線検査により安定病巣又は治療所見の発見された者		1	0	4	-	-	-	3	1	2	1	-	1
被 患 者 の 発 見 者	患者発見数	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	発病の恐れがある者	4	5	3	-	-	-	3	-	3	-	-	-

※ 平成17年度から、接触者のうち医療機関で院内感染対策として対応した職員は、対象者に含めない。ただし、退職後は含める。(平成17年度厚生労働省行政指導監査による)

※ IGRA検査はQFT検査またはT-SPOT TB検査で判定。

第五 感染症対策

④ DOTS事業

(根拠法令 感染症法 第53条の14)

ア DOTS実施状況

(単位:人)

年 度	実施人数	方 法				
		訪問	電話	面接	郵送	メール
3	87	40	47	0	0	0
4	96	41	39	6	9	1
5	52	21	19	12	0	0

イ DOTSカンファレンス

アセスメントシートを用い、平成21年度から月に2回、継続して実施。

ウ 病院カンファレンス

平成22年度から南岡山医療センターと患者支援についてのカンファレンスを月に1回継続して実施している。令和2年5月から令和5年4月まで新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者不在の為に休止していたが、令和5年5月より再開。

令和2年6月から、岡山県健康づくり財団附属病院との患者支援についてのカンファレンスを月に1回継続して実施。

エ 「岡山晴れ晴れDOTS手帳」を活用した地域DOTSの実施

平成18年度から倉敷市独自に「おくすりノート」を作成し、DOTS支援していたが、平成25年度からは岡山県下統一の「岡山晴れ晴れDOTS手帳」が導入され、全患者に配布。手帳を用い、関係機関と連携し服薬支援を実施。

⑤ コホート検討会

<事業概要>

外部の専門家による新登録結核患者の治療成績、地域DOTSの評価を行う。平成29年分から基準変更。

<対象者>

結核患者のうち前年の登録者と前々年以前登録の治療継続者

<事業実績>

令和6年1月12日開催

新登録患者の治療成績

(単位:人)

成績区分 \ 年	2	3	4
治 癒	2	1	1
治 療 完 了	23	20	27
死 亡	7	7	6
失 敗	-	-	-
脱 落	-	1	-
転 出	1	1	1
治 療 中	-	-	1
不 明	-	-	-

(3) 結核医療費対策事業

(根拠法令 感染症法 第37条、37条の2)

<事業概要>

結核患者の適正な医療を普及するために医療費及び療養費の公費負担をする。

<対象者>

結核登録者

<内 容>

・一般患者に対する医療療養費の公費負担

(保険等を優先し、残額について公費負担し、本人負担は100分の5となる)

・勧告入院患者に対する医療療養費の公費負担

(保険等を優先し、残額について全額公費負担する)

<負担割合>

一般患者 国 1/2 市 1/2

勧告入院患者 国 3/4 市 1/4

① 感染症診査協議会(結核)開催状況

ア 一般患者医療費の公費負担申請関係(感染症法 第37条の2) 令和5年1月～令和5年12月

区分	月別												計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
診査会提出件数	7	4	7	3	4	2	4	5	4	5	5	3	53	
診査結果	合格件数	7	4	7	3	4	2	3	5	4	5	5	3	52
	不合格件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保留件数	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1

イ 勧告入院関係(感染症法 第37条) 令和5年1月～令和5年12月

区分	月別												計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
診査会提出件数	3	6	3	2	6	8	9	6	2	-	-	1	46	
診査結果	合格件数	3	6	3	2	6	8	9	6	2	-	-	1	46
	不合格件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保留件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

② 感染症法第37条の2による医療費の公費負担件数(一般患者) 令和5年

前年末 現在患者数	新規治療 患者数	再治療 患者数	継続治療 患者数	本年末 現在患者数
21	31	-	22	22

③ 感染症法第37条による医療費の公費負担件数(勧告入院患者) 令和5年

前年末 現在患者数	本年中勧告患者数			本年末 現在患者数
	新規治療 患者数	再治療 患者数	継続治療 患者数	
3	14	-	13	1

4 肝炎対策

(1) 医療費等の助成

① 肝炎治療特別促進事業

(根拠 岡山県肝炎治療事業実施要綱特別促進事業実施要綱 平成20年4月1日施行)

<事業概要>

B型肝炎ウイルス性肝炎及びC型肝炎ウイルス性肝炎の、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの発生を予防し、国民の健康の保持、増進を図る。

<実施主体>

岡山県

<助成期間>

原則1年以内で、治療予定期間に即した期間

第五 感染症対策

<事業実績>

種別		年度		
		3	4	5
申請者数	新規インターフェロン治療	-	-	-
	核酸アナログ製剤(新規)	21	8	15
	核酸アナログ製剤(更新)	402	398	394
	インターフェロンフリー治療	34	50	25

※ インターフェロンフリー治療への助成は平成 26 年度から開始

② 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

(根拠 岡山県肝がん・重度肝硬変治療促進事業実施要綱 平成 30 年 12 月 1 日施行)

<事業概要>

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝がん又は重度肝硬変の患者に対して、治療に係る医療費を助成し、患者の負担軽減を図る。

<実施主体>

岡山県

<助成期間>

原則申請書提出日より1年。必要と認められれば更新可。

<事業実績>

年度	3	4	5
申請者数(新規・更新)	8	7	8

(2) 肝炎ウイルス検査

<事業概要>

検査希望者に肝炎専門医療機関で無料の肝炎検査を実施する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

年度	3	4	5
検査実施件数	6	26	41

※ 平成 29 年度から肝疾患診療連携拠点病院による会場検査を開始

(3) 肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査・HCV抗体検査)

<事業概要>

検査希望者に保健所での無料の肝炎検査を実施する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

年 度	3	4	5
HBs抗原検査実施件数	24	67	123
HCV抗体検査実施件数	21	59	114

(4) 肝炎相談

<事業概要>

フィブリノゲン製剤問題を契機として、肝炎やウイルス感染について不安のある方への検査の要否について電話または来所による相談を実施する。

<事業実績>

年度	3	4	5
相談件数	80	239	339

主な相談内容	肝炎医療費・治療費助成制度について 検査について(検査の受け方・費用など) 原告団、弁護団を知りたい 救済手続、認定について
--------	---

5 風しん対策

(1) 風しん抗体検査

(根拠 特定感染症検査等事業について 健発 0206 第6号 平成 26 年2月6日)

特定感染症検査等事業実施要綱

<事業概要>

平成 25 年の全国的な風しんの流行を受けて、妊婦の風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群を予防するため、平成 26 年度から県下統一事業として対象者に抗体検査を無料で実施。岡山県医師会に委託。

<対象者>

倉敷市に住民登録があり次のいずれかに該当する人

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者
- ③ 風しん抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

<事業実績>

年度	3	4	5
検査実施件数	702	891	968

(2) 風しん予防接種費用の一部助成

<事業概要>

平成 25 年の全国的な風しんの流行を受けて、妊婦の風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群を予防するため、平成 25 年度から予防接種費用の一部を助成。

<対象者>

次の全てを満たすもの

- ・妊娠を希望する女性または、その同居者、もしくは風しん抗体価の低い妊婦の同居者。
- ・風しん抗体検査を受け、抗体価が風しんの感染予防に十分でなかった人。
- ・抗体検査から1年以内に予防接種をした人。

<事業実績>

年度	3	4	5
接種費助成件数	522	516	478

第五 感染症対策

(3) 風しんの追加的対策

<事業概要>

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった世代の男性に対して、風しんの抗体検査及び予防接種を実施。

<対象者>

昭和 37 年4月2日から昭和 54 年4月1日生まれの男性

<事業実績>

年度	3	4	5
抗体検査件数	3,478	1,315	779
予防接種件数	834	281	235

6 新型コロナウイルス感染症対策

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 平成 11 年4月1日施行)

<事業概要>

行政検査、積極的疫学調査、クラスター対応、療養管理等の実施により、新型コロナウイルス感染症の流行を最小限に防ぐとともに、患者の療養を支援する。

※ 令和 5 年 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが「五類感染症」へ移行されたことに伴い、電話相談と施設指導のみ通常の感染症対策として継続

<事業実績>

(1) 新型コロナウイルス感染症の届出患者数

年度	3	4	5
届出患者数	16,673	65,272	351

※ 令和4年9月26日から感染症法に基づく届出対象者が限定された。

(2) 行政検査(施設検査は除く)

発熱の症状があるなど、感染の疑いがある方等に、保健所や医療機関の医師が必要と判断して検査を実施。

年度	3	4	5
検査実施件数	103,769	264,670	12,972
うち変異株スクリーニング件数	425	303	49

(3) 積極的疫学調査・施設指導

感染経路の特定、感染拡大防止のため、患者等への聞き取り調査(積極的疫学調査)を実施。また、高齢者福祉施設等において発生したクラスターへの対策として施設への指導を実施。

年度	3	4	5
積極的疫学調査件数	16,673	65,272	351
施設指導件数(病院含む)	1,639	2,128	153
クラスター公表件数	120	378	7

(4) 相談体制

「新型コロナウイルス受診相談センター」「療養者支援ダイヤル」の電話相談窓口を設置。

年度	3	4	5
電話相談件数	46,004	39,857	4,103

(5) 自宅療養者への支援

① 健康観察

自宅療養者に対して、電話による健康観察を実施

(単位:人)

年度	3	4	5
健康観察対象者数	14,715	59,385	130

② 配食支援・パルスオキシメーター貸出

食料品の入手が困難な方に対して食料品・日用品を配送。また、自宅療養者にはパルスオキシメーターを郵送。

年度	配食支援件数	パルスオキシメーター貸出件数
3	2,363	5,629
4	15,780	10,556
5	109	103

7 健康危機管理(感染症)

<事業概要>

地域における健康危機管理の観点から、地域住民組織及び地域の関係機関と共に、有事に迅速かつ有効な対応ができるような体制を整備する。

<事業実績>

内容	参加者等
倉敷市保健所と岡山県備中保健所の共催 「消防機関における感染症対策研修会」 ○日時:令和5年11月9日(木)13:30~15:00 ○目的:新型インフルエンザ等感染症患者の移送時の感染対策及び移送手順について理解を深め、シミュレーションを通じてより実効性の高いものとする。また、研修を通じて日頃からの連携を深める。 ○内容:講演「搬送時における感染対策～新型インフルエンザ」を想定して～ 講師 倉敷中央病院 感染管理認定看護師 木村聖子 実技「感染防護具の着脱及び、救急車両の要請・消毒」	【参加機関】 倉敷市消防局 岡山県備中保健所 倉敷市保健所

8 予防接種

(1) 定期予防接種

(根拠法令 予防接種法 昭和23年6月30日 法律第68号)

<事業概要>

伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。倉敷市連合医師会等に委託。

第五 感染症対策

<接種状況>

(単位:人)

種 別		年 度			
		3	4	5	
B 型 肝 炎	第一回	3,796	3,546	3,336	
	第二回	3,836	3,528	3,353	
	第三回	3,725	3,589	3,319	
四 種 混 合 〔百日せき ジフテリア 破傷風 ポリオ〕	第一期	第一回	3,840	3,566	3,610
		第二回	3,834	3,643	3,611
		第三回	3,799	3,642	3,654
		追 加	3,822	3,526	3,601
三 種 混 合 〔百日せき ジフテリア 破傷風〕	第一期	第一回	0	0	0
		第二回	0	0	0
		第三回	0	0	0
		追 加	0	0	0
二 種 混 合 〔ジフテリア 破傷風〕	第一期	第一回	0	0	0
		第二回	0	0	0
		追 加	0	0	0
	第二期	2,960	3,004	2,701	
麻しん風しん混合(MR)	第一期	3,758	3,676	3,438	
	第二期	4,167	4,088	3,986	
麻 し ん		0	0	0	
風 し ん		0	0	0	
日 本 脳 炎	第一期	初 第一回	3,298	3,845	3,642
		回 第二回	3,315	3,738	3,483
		追 加	4,712	4,394	3,521
	第二期	4,456	4,278	3,472	
ポリオ(不活化ワクチン) H24.9~	第一期	第一回	1	0	0
		第二回	1	0	0
		第三回	1	0	0
		追 加	1	2	0
ヒブ	第一回	3,805	3,565	3,306	
	第二回	3,844	3,541	3,323	
	第三回	3,820	3,594	3,320	
	追 加	3,774	3,630	3,479	
小児用肺炎球菌	第一回	3,811	3,559	3,308	
	第二回	3,852	3,543	3,325	
	第三回	3,826	3,597	3,322	
	追 加	3,765	3,672	3,453	
ロタ	1価	第一回	1,791	1,727	1,611
		第二回	1,800	1,693	1,632
	5価	第一回	1,983	1,783	1,663
		第二回	1,978	1,797	1,660
	第三回	1,950	1,829	1,623	
水痘	第一回	3,780	3,705	3,439	
	第二回	3,789	3,349	3,396	
子宮頸がん	第一回	1,496	2,858	2,998	
	第二回	1,325	2,640	2,431	
	第三回	1,055	1,993	2,195	

高齢者インフルエンザ	満65歳以上	82,164	81,877	82,551
	満60～65歳未満	0	0	120
高齢者肺炎球菌	満65歳以上	4,158	3,646	3,966
	満60～65歳未満	0	0	0

※ 子宮頸がんについては、副反応のリスクのため、平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えていたが、令和3年11月から積極的勧奨を再開し、令和4年4月からキャッチアップ接種を開始。

＜高齢者に対するインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種費用の減免＞

定期予防接種対象者に、自己負担2,000円でインフルエンザの予防接種を、自己負担3,000円で肺炎球菌の予防接種を実施。低所得者には、申請により自己負担額を減免している。

(市民税非課税世帯の者：半額免除、生活保護世帯の者・中国残留邦人自立支援受給者：全額免除)

(単位：人)

種別		年度		
		3	4	5
高齢者インフルエンザ	半額免除	11,687	12,573	14,447
	全額免除	1,845	1,861	1,877
成人用肺炎球菌	半額免除	271	315	365
	全額免除	69	75	82

＜相談状況＞

(単位：件)

相談内容		年度		
		3	4	5
助成制度に関すること		991	697	1,067
予防接種番号について		317	341	632
接種スケジュールに関すること		269	139	207
予防接種の効果に関すること		88	52	112
副反応に関すること		38	21	25
実施の報告について		163	147	142
その他		238	74	367
計		2,104	1,471	2,552

(2) 接種率の向上対策

① 麻しん・風しん(MR)

麻しんに関する特定感染症予防指針に基づき、接種率の向上に取り組んでいる。

ア 個別通知

- ・出生及び転入の届出後、予防接種のしおり、チラシ等を送付。
- ・2期対象者のうち、年末時点での未接種者に対し、2月に勧奨案内を送付。

イ 関係部署との連携

- ・2期対象者に対し、保育園、幼稚園を通じて5月に勧奨案内を配布。小学校を通じ、10月の就学時健診にて勧奨案内を配布。
- ・乳幼児家庭訪問や、1歳6か月児健診を通じ、接種勧奨。
- ・保育・幼稚園課や保健体育課主催の研修会等で、園長、養護教諭等に接種の重要性を啓発し接種勧奨を依頼。

ウ その他の啓発

- ・広報くらしき、保健所ホームページで情報を配信。

第五 感染症対策

② その他の予防接種

ア 個別通知

・出生及び転入の届出後、予防接種のしおり、チラシ等を送付。

イ 関係部署との連携

・二種混合、日本脳炎の接種対象者へ、保育園、幼稚園、学校等を通じて勧奨案内を配布。

ウ その他の啓発

・広報くらしき、保健所ホームページで情報を配信。

・子宮頸がん予防接種対象者に対し、岡山県と連携し正しい知識の普及啓発のためのリーフレットを配布。

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種

(根拠法令 予防接種法 昭和23年6月30日 法律第68号)

<事業概要>

新型コロナウイルス感染症の感染及び重症化を予防するために、予防接種を行う。集合契約により個別医療機関に委託。

<負担割合>

国 10/10

<事業実績>

(単位:件)

種別 \ 年度	3	4	5
新型コロナワクチン	787,149	599,772	190,146

(4) 予防接種による健康被害の救済

<事業概要>

予防接種に際しては、実施上過失がなくともまれに重篤な副反応が生ずることがある。従って予防接種法に基づきこれを救済する。

<対象>

予防接種法に基づく予防接種

<内容>

予防接種を受けたものが疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは給付を行う。

給付内容・・・医療費及び医療手当、障害児養育年金、葬祭料、障害年金、死亡一時金、介護加算

<給付実績>

令和5年度(単位:円)

種別 \ 区分	医療費 医療手当	障害児養育年金			障害年金			死亡一時金 葬祭料	介護 加算	計
		1級	2級	計	1級	2級	3級			
ポリオ	446,850	-	-	-	-	-	2,979,500	-	-	3,426,350
M M R	71,140	-	-	-	-	-	-	-	-	71,140
日本脳炎	452,780	-	-	-	-	-	-	-	-	452,780
新型コロナ	10,233,722	-	-	-	-	-	-	177,648,000	-	187,881,722
合計	11,204,492	-	-	-	-	-	2,979,500	177,648,000	-	191,831,992

※ 障害年金に係る障害の認定をした生存者であり、かつ他の給付区分に係る疾病・障害を認定したものは、障害年金欄にのみ計上。

第六 地域保健活動

- 1 保健福祉サービス調整推進会議
- 2 保健師活動
- 3 人材育成
- 4 組織育成(愛育委員会)
- 5 健康危機管理(災害等)

第六 地域保健活動

1 保健福祉サービス調整推進会議

保健・医療・福祉など各分野のニーズを併せもつ対応困難な在宅要支援者(高齢者、結核患者、精神障がい者、難病患者、障がい児等)に対して、適切なサービスを効果的・効率的に提供するとともに、在宅ケアのシステム構築を目指した会議の開催や参加。

令和5年度(単位:回数)

種別	母子	精神	老人	難病	結核	その他	合計	
回数	83	135	22	13	10	6	269	
内 訳	保健課	0	38	0	12	10	6	66
	倉敷保健推進室	46	46	15	1	0	0	108
	児島保健推進室	17	29	4	0	0	0	50
	玉島保健推進室	11	6	0	0	0	0	17
	水島保健推進室	7	13	3	0	0	0	23
	真備保健推進室	2	3	0	0	0	0	5

2 保健師活動

地域の保健福祉サービスの現状と住民のニーズを総合的に検討しながら、保健所政令市として、倉敷市保健所、各保健福祉センター等の保健分野保健師があらゆる健康状態の住民を対象に、予防活動及び地域保健活動を推進している。

(1) 保健師人員及び担当状況

所属名	保健師数	内 訳		地区別	地区別人口 ※年度末人口	一人当り 担当人口
		担当外	地区担当			
保健課	21	5	16	-		
健康づくり課	12	12	0	-		
倉敷保健推進室	22	1	21	倉敷	231,184	11,009
児島保健推進室	11	1	10	児島	64,376	6,438
玉島保健推進室	11	1	10	玉島	62,422	6,242
水島保健推進室	13	1	12	水島	87,736	7,311
真備保健推進室	3	0	3	真備	20,388	6,796
令和5年度計	93	21	72	全市計	474,330	-

※ 保健師数については、分散配置(人事課、健康長寿課、子ども相談センター等)は含まない。

(2) 家庭訪問等指導状況(対象者別被指導人員とその割合)

令和5年度

区分	感染症		結核		精神		心身障害 (児・者)		成人・老人		小児慢性 特定疾病		難病	
	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
被指導人員	26	26	50	164	496	1,186	70	135	130	153	16	17	59	96
割合 (%)	0.7	0.4	1.4	2.8	13.8	20.2	2.0	2.3	3.6	2.6	0.4	0.3	1.6	1.6

区分	妊産婦		乳児		幼児		児童虐待		その他		計	
	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
被指導人員	679	894	1,072	1,462	459	751	421	802	118	197	3,596	5,883
割合 (%)	18.9	15.2	29.8	24.9	12.8	12.8	11.7	13.6	3.3	3.3	100	100

3 人材育成

(1) 現任教育

対象	研修名・研修内容	実施日	受講人数(人)
新任期	第1回「みんなで育ちあおう 保健師って楽しい！」	R5.5.2	12 (1年目6、 育休明け1、 プリセプター5)
	第2回「母子保健基本のき ～妊娠期から産後の離乳～」	R5.6.30	19 (新任期15、 プリセプター4)
	第3回「もっと楽しくなる！組織育成」	R5.8.22	20 (新任期15、 プリセプター5)
	第4回「事例検討～アセスメント力向上を目指して～」	R5.10.30	20 (新任期15、 プリセプター5)
	第5回「もっと地域を好きになる ～地区診断の気づきを皆で共有しよう～」	R6.1.29	19 (新任期15、 プリセプター4)
新採用保健師の プリセプター会議	第1回プリセプター会議 「人材育成ガイドラインの1年目のキャリアパス(5月末)の進行状況や新任期保健師の育成について」 「第1回新任期保健師研修会の振り返り、第2回・第3回新任期保健師研修会の内容について」等	R5.6.14	5

新採用保健師の プリセプター会議	第2回プリセプター会議 「第2回、第3回新任期保健師研修会の振り返り」 「第4回新任期保健師研修会の内容について」 「人材育成ガイドラインの1年目のキャリアパス(8月末)の進行状況について」等	R5.9.5	4
	第3回プリセプター会議 「第4回新任期保健師研修会の振り返りについて」 「第5回新任期保健師研修会の内容について」 「来年度の研修の進め方について」等	R6.1.12	5
中堅前期	「新任期保健師の育成におけるプリセプターとして大事にしていきたい視点を考える」	R5.8.28	14
中堅後期	「リーダー期を見据えて備えておくべき能力」	R5.11.27	13
管理期	「管理期の保健師として求められる能力・役割 ～2040年に向けた保健師活動のあり方～」	R6.1.16	16
分野別研修 災害伝承 リーダー期	「平常時のどのような保健活動が健康危機発生時に つながるのかを考える」	R5.11.15	27 (リーダー期 21、 中堅後期 6)
分野別研修 精神保健 中堅前期	「本人・家族の強みを見出し、寄り添った支援を行う ために」	R6.2.26	16 (中堅前期 14、 希望者 2)

(2) 学生実習指導

看護師・保健師・栄養士・医師などの専門職を目指す学生に対して、地域住民の健康水準の向上と健康に生活できる環境づくりに努めている保健所・センターの役割を、講義・実践などを通して指導する。

種別	3		4		5	
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数
保健師学生	1	8	3	18	4	20
栄養士学生	6	31	5	30	5	30
歯科衛生士学生	1	12	2	68	2	73
医学生	-	-	1	6	2	17
看護師学生	1	40	1	38	2	50
中学生	-	-	1	2	5	17

4 組織育成(愛育委員会)

<事業概要>

愛育委員は、母子保健を中心とした生涯にわたる健康づくりの推進役として、地域住民の健康づくりのための実践活動をしている。その活動を効果的に促進するために、組織育成の充実・強化を図る。

<対象者>

愛育委員

<内容>

総会・理事会・研修会・各種健診受診勧奨・友愛訪問等への支援

第六 地域保健活動

<愛育委員数及び理事会・研修会の開催実績>

年度	区分	学区(地区)数	愛育委員数	世帯数	委員1人 あたり世帯数	理事会・研修会	
						回数	人数
3		64	3,884	215,881	55.6	873 (5)	15,072 (66)
4		64	3,807	216,756	56.9	1,086 (5)	19,187 (68)
5		63	3,714	218,626	58.9	1,282 (5)	23,030 (65)
内 訳	倉敷	19	1,377	104,954	76.2	399	7,839
	児島	12	776	31,008	40.0	249	3,745
	玉島	14	797	31,580	39.6	303	5,613
	水島	11	564	42,351	75.1	230	4,671
	真備	7	200	8,733	43.7	101	1,162

※ 世帯数は前年度3月31日現在の数、愛育委員数は当該年度4月1日現在の数。

※ ()内の数については、愛育委員会連合会理事会の数。

なお、内訳には()内の数は含まない。

5 健康危機管理(災害等)

<事業概要>

地域における健康危機管理の観点から、地域住民組織及び地域の関係機関とともに、有事に迅速かつ有効な対応ができるような体制の整備を目指すとともに、保健所が健康危機における中核的機関としての役割を十分に果たすことができるように体制整備を行う。

(1) 災害時医療体制の構築

令和5年度

内容	参加者等
①県西部COVID-19入院診療体制検討会(オンライン)へ参加 情報交換、医療体制について	①岡山県、備中保健所、市保健所、 県西部医療機関 14回
②倉敷市大規模災害時医療部門初動対応ネットワーク(仮称) 構築準備会 倉敷市保健所における災害対応報告、課題の整理	②倉敷市連合医師会5人、副市長、 防災危機管理室2人、市保健所

(2) 住民自助・互助での災害時対応力の向上

令和5年度

内容	参加者等
減災のための地域づくり等について普及啓発を実施(通年) 平成30年7月豪雨災害や令和6年能登半島地震応援派遣の経験 等から住民同士のつながりの大切さ等を伝える啓発	愛育委員会、小地域ケア会議、栄養 改善協議会、親子クラブ、自主グ ループ等 78回 1,865人

(3) 倉敷市保健所対策本部医療保健班としての機能強化

令和5年度

内 容	参加者等
①新型コロナウイルス感染症対策 倉敷市保健所班長会議等 新型コロナウイルス感染症の対応や方針について協議	①保健所職員 18回 延283人
②倉敷市保健所災害対応訓練 DHEAT 研修伝達 災害対応訓練(止水板設置・土のう設置・対策本部設置等)	②保健所職員 33人
③健康危機管理研修会 R5.8.1 (集合・オンライン) 「深部血栓症とエコノミー症候群 ～大規模災害時に意識すべきリスクと求められる対応～」 講師:種本 和雄 医療専門官	③保健所職員 34人
④健康危機管理研修会 R6.1.17(集合・オンライン) ・「倉敷市保健所における平成30年7月豪雨災害への対応」 講師:倉敷市保健所 吉岡 明彦 所長 ・「南海トラフ地震が発生した場合に想定される倉敷市の被害と平成30年7月豪雨災害における倉敷市の対応について」 講師:防災危機管理室 大本 進 参事	④保健所職員 37人
⑤保健所内 災害対策ワーキング会議 マニュアルやアクションカードの見直し等についての検討	⑤保健所職員 6回 延85人

(4) 熱中症予防・ヒートショック予防

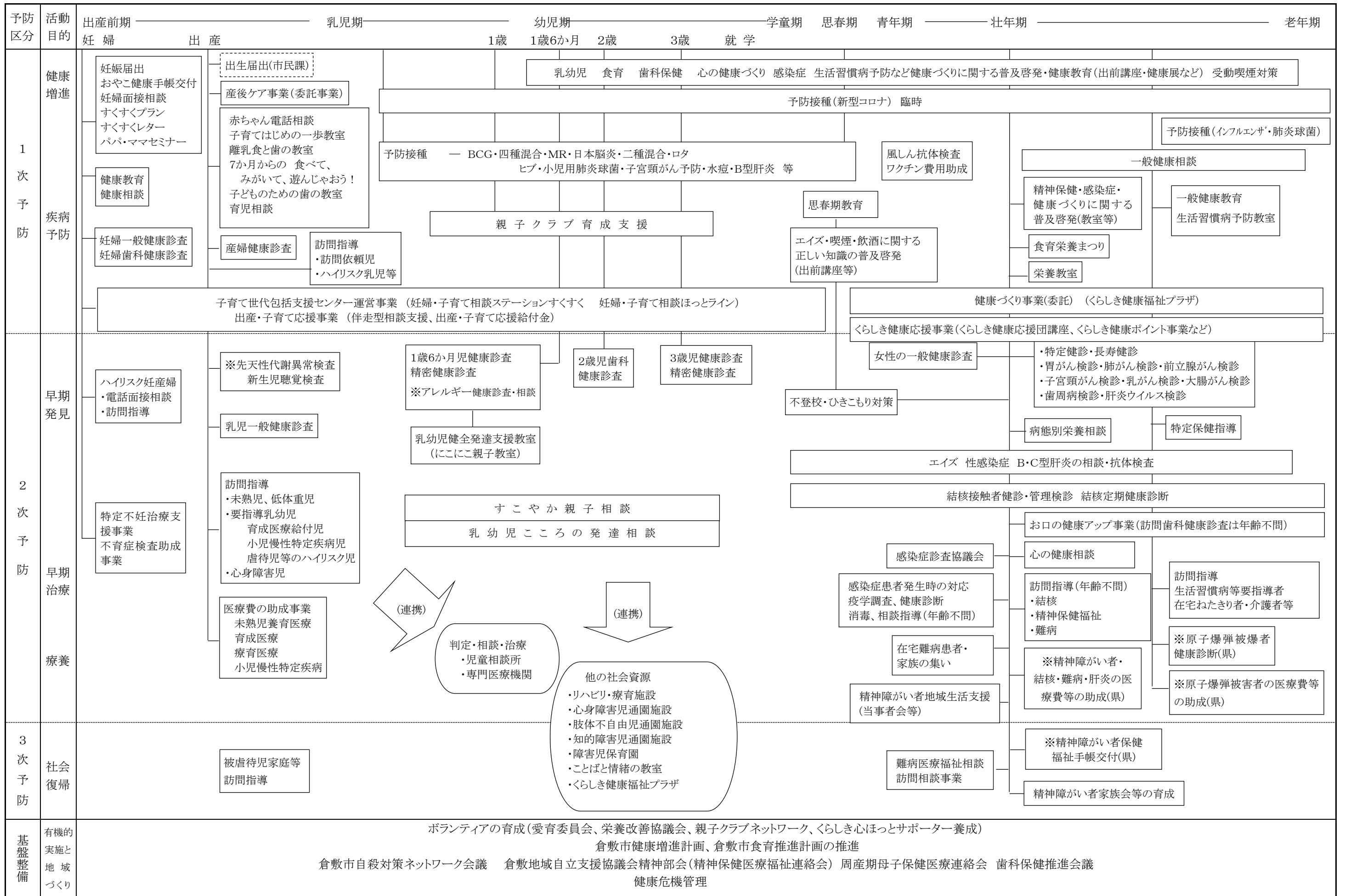
令和5年度

内 容	参加者等
熱中症予防の啓発 Instagram等の活用	愛育委員会、小地域ケア会議、親子クラブ等 86回 1,850人
ヒートショック予防の啓発	愛育委員会、小地域ケア会議 等 33回 855人

(5) 令和6年能登半島地震 保健師等派遣

内 容	参加者等
<p>令和6年1月1日 地震発生 マグニチュード7.6(最大)</p> <p>派遣期間 : 令和6年1月10日～1月29日</p> <p>派遣先 : 石川県珠洲市</p> <p>派遣体制 : 岡山県チームとして、第2班から第4班までを倉敷市が担当</p> <p>活動内容: 珠洲市保健医療福祉調整本部の大方針『災害関連死の防止』のもと、避難所巡回、要支援者の継続フォロー、在宅避難者のローリング、個別支援を行う。</p>	<p>派遣合計人数: 事務職8人 保健師12人</p>

(資料) 保健所における対人保健業務 令和5年度



※は協力事業

第七 医 事

- 1 適正医療の確保
- 2 救急医療体制の整備
- 3 地域医療の普及啓発

第七 医事

1 適正医療の確保

(1) 医療施設

① 医療施設数及び病床数

各年度末現在

区分 年度	病 院							一般診療所				歯科診療所				助 産 所 数
	施設 数 総 数	病 床 数						施設 数 総 数	有 床 診 療 所 数	有 床 診 療 所 病 床 数	無 床 診 療 所 数	施設 数 総 数	有 床 診 療 所 数	有 床 診 療 所 病 床 数	無 床 診 療 所 数	
		総 数	精 神 病 床	感 染 症 病 床	結 核 病 床	療 養 病 床	一 般 病 床									
3	36	7,290	854	10	0	1,053	5,373	353	18	291	335	224	-	-	224	12
4	36	7,241	854	10	0	1,061	5,316	351	16	253	335	225	-	-	225	12
5	36	7,230	854	10	0	1,058	5,308	351	16	253	335	227	-	-	227	12
(内訳) 倉敷	15	4,695	662	10	0	370	3,653	187	7	94	180	119	-	-	119	7
児島	6	709	0	0	0	135	574	52	4	66	48	32	-	-	32	1
玉島	7	627	0	0	0	334	293	52	2	38	50	32	-	-	32	0
水島	6	927	0	0	0	219	708	47	3	55	44	36	-	-	36	2
真備	2	272	192	0	0	0	80	9	0	0	9	7	-	-	7	2
船穂	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	1	-	-	1	0

② 人口10万人対の医療施設数及び病床数

令和4年10月1日現在

区 分	人口10万人対の医療施設数		
	倉 敷 市	岡 山 県	全 国
病 院	7.6	8.5	6.5
一 般 診 療 所	73.5	86.4	84.2
歯 科 診 療 所	47.6	53.4	54.2

区 分	人口10万人対の病床数			
	倉 敷 市	岡 山 県	全 国	
病 院	精 神 病 床	181.3	283.3	257.6
	感 染 症 病 床	2.1	1.4	1.5
	結 核 病 床	-	6.2	3.1
	療 養 病 床	225.3	217.0	223.0
	一 般 病 床	1128.7	947.4	709.6
病 床 計	1537.4	1455.3	1194.9	
一 般 診 療 所	53.7	97.3	64.4	

※ 令和4年医療施設調査・病院報告による。

③ 診療所・助産所の許可状況

(根拠法令 医療法第7条 昭和23年法律第205号)

第七 医事

<対 象>

市内の診療所、助産所

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<事業実績>

令和5年度(単位:件)

区 分	開 設 許 可	構 造 設 備 使 用 許 可
一 般 診 療 所	6	3
歯 科 診 療 所	2	0
助 産 所	0	2

④ 救急告示医療機関

(根拠法令 救急病院等を定める省令第1条第2項 昭和 39 年2月 20 日厚生省令第8号)

救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当し、都道府県知事が認定した医療機関

令和6年4月1日現在

地区名	救急病院名称	所 在 地	電話番号
倉敷	倉敷中央病院	美和1-1-1	422-0210
	川崎医科大学附属病院	松島577	462-1111
	しげい病院	幸町2-30	422-3655
	倉敷成人病センター	白楽町250	422-2111
	倉敷第一病院	老松町5-3-10	424-1000
	倉敷記念病院	中島831	465-0011
	倉敷平成病院	老松町4-3-38	427-1111
	松田病院	鶴形1-3-10	422-3550
	倉敷スイートホスピタル	中庄3542-1	463-7111
児島	倉敷市立市民病院	児島駅前2-39	472-8111
	児島聖康病院	児島下の町1-1-16	472-7557
	倉敷シティ病院	児島阿津2-7-53	472-7111
玉島	玉島協同病院	玉島柏島5209-1	523-1234
	プライムホスピタル玉島	玉島750-1	526-5511
	玉島中央病院	玉島阿賀崎2-1-1	526-8111
	藤沢脳神経外科病院	玉島勇崎587	528-3111
水島	水島協同病院	水島南春日町1-1	444-3211
	水島第一病院	神田2-3-33	444-5333
	水島中央病院	水島青葉町4-5	444-3311
	倉敷中央病院リバーサイド	鶴の浦2-6-11	448-1111
真備	まび記念病院	真備町川辺2000-1	698-2248

⑤ 医療関係従事者数

隔年 12 月 31 日現在

年次	医 師	歯科医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准看護師
30	1,795	349	917	200	182	7,583	
2	1,882	365	970	206	191	7,908	
4	1,914	378	995	225	207	7,888	

※ 医師・歯科医師・薬剤師調査及び衛生行政報告例による。

(2) 病院・診療所等への立入検査

① 病院・診療所・助産所への立入検査

(根拠法令 医療法第 25 条第1項)

<事業概要>

医療法等に定められた良質で適切な医療が効率的に提供できる体制を確保するため、市内の病院等に対して、医療従事者の確保、診療用放射線装置の管理体制、院内感染防止対策、医療廃棄物の適正処理、防災対策の強化等について、立入検査により指導を行う。

<対象>

市内の病院、診療所、助産所

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<事業実績>

(単位:件)

年度	区分	施設数	立入施設数	文書指導延べ件数	処分件数					告発件数	発件数
					使用制限又は禁止	管理者の変更	許可の取消	閉命	鎖令		
3		625	85(85)	2(2)	-	-	-	-	-	-	-
4		624	140(124)	3(2)	-	-	-	-	-	-	-
5		626	158(97)	6(0)	-	-	-	-	-	-	-
(内訳)	病院	36	36	2(0)	-	-	-	-	-	-	-
診療所	一般診療所	351	75(58)	4(0)	-	-	-	-	-	-	-
	歯科診療所	227	47(39)	0(0)	-	-	-	-	-	-	-
	助産所	12	0(0)	0(0)	-	-	-	-	-	-	-

※ ()は、うち自主検査数

② 衛生検査所

(根拠法令 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の5第1項 昭和 33 年法律 76 号)

<事業概要>

人体から排出され、又は採取された検体について検査を行うことを業とする衛生検査所の質的向上を図るため、登録基準の遵守状況及び精度管理の実施状況等について立入検査により指導を行う。

<対象>

市内の衛生検査所

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<事業実績>

(単位:件)

年度	区分	施設数	立入施設数	文書指導延べ件数	処分件数		告発件数
					指示	登録取消業務停止	
3		1	1(1)	0	-	-	-
4		1	1(0)	0	-	-	-
5		1	1(1)	0	-	-	-

※ 平成 28 年度から、外部認証制度による認証を取得している施設(市内の衛生検査所1施設が該当)について、隔年で立入検査を実施。

※ ()は、うち自主検査数

2 救急医療体制の整備

(1) 初期救急医療体制

① 休日夜間急患センター運営事業(公益財団法人倉敷市保健医療センターへ委託)

(根拠法令 倉敷市休日夜間急患センター条例 昭和57年10月1日施行)

<所在地>

倉敷市新田2689番地(TEL 425-5020)

<目的>

市民の急病の医療需要に対処し、その救急医療体制の確保及び充実を図り、市民の健康保持の増進及び福祉の向上に寄与する。

<診療時間>

休日・・・午前9時～午後0時30分、午後1時～午後5時

夜間・・・午後8時～午後10時

<診療科目>

内科及び小児科

<診療体制>

休日・・・医師2名(1名は小児科医)、看護師3名

夜間・・・医師1名、看護師2名

<委託料>

102,706千円(令和5年度)

ア 患者数

(単位:人)

区分 年度	休日診療			夜間診療		
	診療日数	患者数	1日あたり 患者数	診療日数	患者数	1日あたり 患者数
3	71	2,137	30.1	365	1,339	3.7
4	71	2,461	34.7	365	1,639	4.5
5	72	7,268	100.9	366	4,687	12.8

イ 診療科目別患者数

(単位:人)

年度	内科	小児科	計
3	1,061	2,415	3,476
4	1,399	2,701	4,100
5	5,682	6,273	11,955

ウ コロナワクチン接種

年度	接種	予診のみ
4	1,009	6
5	95	0

② 休日当番医・夜間急病診療事業

ア 在宅休日診療(倉敷、児島、玉島、吉備、都窪、北児島各医師会へ委託)

(根拠 倉敷市休日夜間急病診療実施要綱 平成2年7月23日施行)

<診療時間>

午前9時～午後5時(真備地区は午前9時～午後1時)

<診療箇所>

倉敷・水島地区1か所、児島地区2か所、玉島地区1か所、真備地区1か所

<診療体制>

在宅当番医による輪番診療

<診療科目>

内科及び小児科、外科(児島のみ)

<委託料>

15,352 千円(令和5年度)

<患者数>

(単位:人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島	真 備	計
3	1,398	2,522	907	205	5,032
4	1,858	3,773	1,676	247	7,554
5	2,100	3,975	2,363	380	8,818

イ 休日歯科診療

	倉敷・水島	児 島	玉 島
実施時期	昭和53年1月1日～	昭和54年10月7日～	昭和56年4月5日～
診療時間	10:00～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:30～15:00
診療箇所	1か所	1か所	1か所
診療体制	倉敷歯科医師会による センター方式の歯科診療	児島歯科医師会による 在宅当番医の輪番歯科診療	玉島歯科医師会による 在宅当番医の輪番歯科診療

<患者数>

(単位:人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島	計
3	529	91	124	744
4	515	98	105	718
5	507	100	155	762

ウ 在宅夜間急病診療(倉敷市連合医師会へ委託)

(根拠 倉敷市休日夜間急病診療実施要綱 平成2年7月23日施行)

<目 的>

夜間急病患者の救済を図り、市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。

<実施時期>

昭和 52 年4月1日～

<診療時間>

午後8時～午後 10 時

<診療箇所>

児島、玉島地区に各1か所

<診療体制>

・ 在宅当番医による輪番診療

内科、小児科医を中心とした在宅輪番制による応急処置とする。

テレホンガイドによる案内(児島・玉島支所へ1か所ずつ設置、ガイド時間午後7時～午後10時)

・ 待機医師制度

当番医の判断で必要とする科目の待機医師(眼科・耳鼻いんこう科・小児科・産婦人科)へ連絡し、指示を受ける。

・ 二次病院への収容

当番医の診断で直ちに入院治療を要する患者について、二次病院(奇数日は倉敷中央病院、偶数日

第七 医事

は川崎医科大学附属病院)へ必要のあるときは連絡のうえ転送する。

<委託料>

16,761 千円(令和5年度)

<患者数>

(単位:人)

疾患区分	3	4	5
内科・小児科疾患	407	429	636
外科的疾患	23	21	25
産婦人科疾患	19	8	11
耳鼻いんこう科疾患	13	8	16
眼科疾患	4	2	2
その他の疾患	2	3	2
計	468	471	692
救急病院へ移送した者	8	12	4

エ 小児初期救急診療(倉敷医師会・児島医師会へ委託)

<目的>

休日又は夜間に、小児科医による小児救急患者の診療体制を確保することを目的とする。

<実施時期>

倉敷地区 平成 15 年 1 月 1 日～

児島地区 平成 14 年 10 月 1 日～

<診療時間>

倉敷地区 休日 午前9時～午後0時30分、午後1時～午後5時

児島地区 休日 午前9時～午後5時

夜間 午後8時～午後10時

<診療場所>

倉敷地区 倉敷市休日夜間急患センター

児島地区 在宅当番医

<委託料>

14,800 千円(令和5年度)

<患者数>

(単位:人)

年度	倉敷	児島	計
3	1,608	568	2,176
4	1,700	879	2,579
5	4,032	1,031	5,063

③ 自動体外式除細動器(AED)貸出事業

(根拠 倉敷市自動体外式除細動器(AED)貸出要領 平成 21 年 4 月 1 日施行)

<目的>

市で開催される各種行事においてAEDを貸出すことにより、心肺停止者への早期の救命手当を行うとともに、市民へのAEDの普及啓発を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

<貸出体制>

平成 21 年 4 月 1 日から事業を開始し、同日、保健所に貸出用AEDを1台設置した。平成 29 年 12 月 20 日からは、本庁、児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備支所の8か所にも貸出用AEDを各1台増設し、貸出窓口を合計9か所に拡大した。

<貸出回数>

(単位:回)

年度	計
3	10
4	28
5	32

(2) 二次救急医療体制

岡山県南西部圏域における二次救急医療体制

(根拠 岡山県二次救急医療体制整備実施要綱 昭和53年6月30日施行)

< 目 的 >

休日又は夜間における重症救急患者(入院治療を必要とする患者)の医療を確保することを目的とする。

< 二次救急医療圏域の範囲 >

市町村・・・倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町

医師会・・・浅口医師会、井原医師会、笠岡医師会、吉備医師会、倉敷医師会、児島医師会、北児島医師会、玉島医師会、都窪医師会

保健所・・・備中保健所、備中保健所井笠支所、倉敷市保健所

< 担当病院 >

病院群輪番制病院・小児救急医療支援事業実施病院・・・倉敷中央病院、川崎医科大学附属病院

協力病院当番制病院・・・しげい病院、倉敷成人病センター、倉敷第一病院、倉敷記念病院、倉敷平成病院、倉敷スイートホスピタル、松田病院、水島中央病院、水島第一病院、水島協同病院、玉島中央病院、玉島協同病院、プライムホスピタル玉島、笠岡第一病院、矢掛町国民健康保険病院、笠岡市立市民病院、井原市立井原市民病院、金光病院

診療体制・・・圏域内に病院群輪番制病院及び小児救急医療支援事業実施病院については1か所、協力病院当番制病院については倉敷地区(倉敷・水島・玉島)3か所、井笠地区1か所設置し、病院群が協同連体して輪番制方式により実施している。

< 経費の負担 >

圏域内の市町が、均等割20%、人口割80%の負担割合で本事業実施に伴う経費を負担する。

令和5年度における圏域内市町からの経費の負担金額 17,456千円

病院群輪番制病院運営事業 圏域市町 全額負担

小児救急医療支援事業 国 1/3 県 1/3 圏域市町 1/3

協力病院当番制病院運営事業 圏域市町 全額負担

< 実施時期 >

病院群輪番制病院運営事業・協力病院当番制病院運営事業 昭和54年3月15日～

小児救急医療支援事業 平成14年4月1日～

< 補助金 >

病院群輪番制病院運営事業 31,613千円

協力病院当番制病院運営事業 4,256千円

小児救急医療支援事業 11,639千円

第七 医事

① 病院群輪番制病院運営事業・小児救急医療支援事業患者数 (単位:人、日)

年度		内科		小児科		外科		その他		計		当番日数
3	入院	3,376	(7.7)	531	(1.2)	225	(0.5)	2,159	(4.9)	6,291	(14.4)	437
	外来	8,345	(19.1)	4,664	(10.7)	541	(1.2)	9,086	(20.8)	22,636	(51.8)	
	計	11,721	(26.8)	5,195	(11.9)	766	(1.8)	11,245	(25.7)	28,927	(66.2)	
4	入院	3,557	(8.1)	649	(1.5)	253	(0.6)	2,249	(5.1)	6,708	(15.4)	437
	外来	8,838	(20.2)	5,573	(12.8)	460	(1.1)	8,773	(20.1)	23,644	(54.1)	
	計	12,395	(28.4)	6,222	(14.2)	713	(1.6)	11,022	(25.2)	30,352	(69.5)	
5	入院	2,863	(6.5)	623	(1.4)	174	(0.4)	1,812	(4.1)	5,472	(12.5)	439
	外来	10,429	(23.8)	6,224	(14.2)	119	(0.3)	7,117	(16.2)	23,889	(54.4)	
	計	13,292	(30.3)	6,847	(15.6)	293	(0.7)	8,929	(20.3)	29,361	(66.9)	

- ※ その他は整形外科、脳神経外科など。
- ※ ()は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。
- ※ 小児科患者数が小児救急医療支援事業患者数となる。

② 協力病院当番制病院運営事業患者数 (単位:人、日)

年度		内科		小児科		外科		その他		計		当番日数
3	入院	162	(0.6)	3	(0.0)	46	(0.2)	118	(0.4)	329	(1.1)	288
	外来	1,465	(5.1)	88	(0.3)	770	(2.7)	1,109	(3.9)	3,432	(11.9)	
	計	1,627	(5.6)	91	(0.3)	816	(2.8)	1,227	(4.3)	3,761	(13.1)	
4	入院	142	(0.5)	1	(0.0)	74	(0.3)	163	(0.6)	380	(1.3)	288
	外来	2,170	(7.5)	117	(0.4)	855	(3.0)	1,182	(4.1)	4,324	(15.0)	
	計	2,312	(8.0)	118	(0.4)	929	(3.2)	1,345	(4.7)	4,704	(16.3)	
5	入院	163	(0.6)	0	(0.0)	63	(0.2)	200	(0.7)	426	(1.5)	292
	外来	2,148	(7.4)	211	(0.7)	936	(3.2)	1,453	(5.0)	4,748	(16.3)	
	計	2,311	(7.9)	211	(0.7)	999	(3.4)	1,653	(5.7)	5,174	(17.7)	

- ※ その他は、産婦人科、整形外科など。
- ※ ()は当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

(3) 三次救急医療体制

<目的>

休日又は夜間における重篤救急患者(脳卒中、心臓発作等の入院治療を必要とする患者)の医療を確保することを目的とする。

<実施時期>

- 川崎医科大学附属病院・・・昭和54年1月1日～
- 岡山赤十字病院・・・昭和58年4月1日～
- 津山中央病院・・・平成11年12月19日～
- 岡山大学病院・・・平成24年4月1日～
- 倉敷中央病院・・・平成25年4月16日～

<診療体制>

岡山県下に5か所病院を指定して救命救急センターを設置し診療にあたる。
救命救急センター……岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院
高度救命救急センター……岡山大学病院、川崎医科大学附属病院

3 地域医療の普及啓発

(根拠 倉敷市地域医療普及啓発事業補助金交付要領 平成28年4月1日施行)

<事業概要>

対話型講演会など高梁川流域連携中枢都市圏内の医療機関等と連携した取組を通じて、医療の機能分化に対する知識を深め、適切な地域医療環境の構築を図るための啓発活動を行う団体に対して支援を行う。

<補助対象事業>

高梁川流域連携中枢都市圏において実施する地域医療をテーマとした事業

<補助対象経費>

補助対象事業に係る経費のうち広告宣伝費、会場使用料及び会場設営費

<事業実績>

補助金 1団体 345 千円(令和5年度)

第八 生活衛生

- 1 医薬品等の安全確保対策
- 2 献血の推進
- 3 生活衛生関係施設の安全確保
- 4 食中毒防止対策
- 5 動物の適正飼育の推進
- 6 食鳥処理施設の衛生確保

第八 生活衛生

1 医薬品等の安全確保対策

(根拠法令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 昭和 36 年2月1日施行・毒物及び劇物取締法 昭和 25 年 12 月 28 日施行)

<事業概要>

医薬品の安全性確保及び毒物劇物等による危害発生防止を目的として、薬局等に対し、年間を通じて立入検査を実施するとともに、医薬品等の保管管理及び適正販売の徹底等について指導を行う。また消費者に対し、医薬品についての正しい知識の普及啓発に努める。

(1) 薬局・医薬品販売業者等に対する監視指導

年度 \ 区分		施設数	新規許可・届出件数	更新許可件数	廃止件数	監視指導件数	行政処分等件数	
3		2,178	163	70	132	466	-	
4		2,183	218	134	213	659	-	
5		2,207	212	97	188	558	-	
(内訳)								
医薬品	薬 局	182	8	33	12	53	-	
	薬局医薬品製造販売業	12	-	1	1	3	-	
	薬局医薬品製造業	12	-	1	1	3	-	
	店 舗 販 売 業	116	15	21	15	55	-	
	卸 売 販 売 業	35	4	12	2	20	-	
	薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-	
	特 例 販 売 業	1	-	-	-	-	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	
医薬部外品	販 売 業	-	-	-	-	101	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	
化粧品	販 売 業	-	-	-	-	101	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	
医療機器	高度管理医療機器等	販 売 業	190	16	20	8	42	-
		貸 与 業	2	-	-	-	-	-
		販売・貸与業	86	7	9	5	23	-
	管 理 医 療 機 器	販 売 業	1,076	74	-	62	19	-
		貸 与 業	2	-	-	-	-	-
		販売・貸与業	493	88	-	82	138	-
一 般 医 療 機 器	販 売 業	-	-	-	-	-	-	
	貸 与 業	-	-	-	-	-	-	
	販売・貸与業	-	-	-	-	-	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	

(2) 毒物劇物営業者等に対する監視指導

年度 \ 区分		施設数	新規登録件数	更新登録件数	廃止件数	監視指導件数	行政処分等件数
3		330	9	38	13	75	-
4		315	9	52	24	99	-
5		298	14	39	31	69	-
(内訳)							
販売業	一般販売業	233	12	35	29	63	-
	農業用品目販売業	35	1	2	1	5	-
	特定品目販売業	5	-	2	1	1	-
業務上取扱者	電気めっき事業	2	-	-	-	-	-
	金属熱処理事業	-	-	-	-	-	-
	毒物劇物運送業	20	1	-	-	-	-
	白あり防除事業	-	-	-	-	-	-
	法第22条第5項の者	-	-	-	-	-	-
	特定毒物使用者	3	-	-	-	-	-

年度 \ 区分		毒物劇物取扱者試験願書受付件数		
		一般	農業用品目	特定品目
3		30	10	-
4		32	-	-
5		51	-	-

2 献血の推進

(根拠法令 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条 平成15年7月30日施行)

<事業概要>

医療技術の高度化により、輸血用の血液の需要が年々増加し、これに対応するため定期献血、地区献血を実施し、血液の確保に努めている。

年度別献血者数 (単位:人)

年 度	献血の種類	
	200ml 献血	400ml 献血
3	11	16,155
4	5	16,099
5	0	15,326

3 生活衛生関係施設の安全確保

(根拠法令 理容師法 昭和23年1月1日施行・美容師法 昭和32年9月2日施行・クリーニング業法 昭和25年7月1日施行・旅館業法 昭和23年7月15日施行・公衆浴場法 昭和23年7月15日施行・興行場法 昭和23年7月15日施行・水道法 昭和32年12月14日施行・温泉法 昭和23年8月9日施行・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 昭和45年10月13日施行・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 昭和49年10月1日施行)

<事業概要>

理容、美容、クリーニング業、旅館ホテル、公衆浴場等、日常生活に密着した環境衛生営業施設の衛生水準の維持及び大規模建築物、住居衛生、飲用水、遊泳用プール、家庭用品の衛生維持向上を目的として効果的、重点的な監視指導を行う。

(1) 生活衛生営業関係施設立入検査

① 生活衛生営業関係施設数及び立入検査数

業種	区分		施設数	新規件数	廃止件数	立入検査件数	行政処分等件数
	年度						
興行場		3	9	-	-	-	-
		4	9	-	-	-	-
		5	9	-	-	-	-
		(内訳)					
		映画館	1	-	-	-	-
		スポーツ施設	2	-	-	-	-
		その他	6	-	-	-	-
公衆浴場		3	51	3	3	9	-
		4	49	3	5	14	-
		5	49	1	1	10	-
		(内訳)					
		一般公衆浴場	3	-	-	3	-
	その 公衆 他の 浴場	個室付浴場	-	-	-	-	-
		ヘルスセンター	4	-	-	2	-
		サウナ風呂	3	-	-	-	-
	その他	39	1	1	5	-	
理容所		3	385	5	48	94	-
		4	376	6	15	48	-
		5	378	9	7	50	-
美容所		3	1,012	67	61	177	-
		4	1,032	63	43	151	-
		5	1,055	60	37	177	-

第八 生活衛生

業種	区分		施設数	新規件数	廃止件数	立入検査 件数	行政処分 等件数
	年度						
クリーニング所	3		183	6	46	104	-
	4		174	2	11	31	-
	5		172	1	3	21	-
	(内訳)						
	一般、工場等		51	1	1	6	-
	(再掲)指定洗濯物取扱施設		9	-	-	2	-
	取次店		121	-	2	15	-
旅館	3		168	11	12	36	-
	4		167	9	10	27	-
	5		173	10	4	39	-
	(内訳)						
	旅館・ホテル営業		127	3	3	30	-
	簡易宿所営業		42	7	1	9	-
	下宿営業		4	-	-	-	-

② 衛生講習実施状況

年度	区分	実施回数	延べ時間	受講人数	対象者	実施場所
3		1回	40分	23人		
4		2回	60分	50人		
5		5回	150分	142人		
	(内訳)					
美容		6月5日	20分	23人	美容組合児島支部員	児島マリンプール
美容		9月11日	30分	43人	美容組合倉敷支部員	倉敷市芸文館
理容		9月25日	30分	38人	理容組合倉敷支部員	倉敷商工会議所
理容		10月23日	30分	20人	理容組合児島支部員	児島支所
理容		10月30日	40分	18人	理容組合玉浅支部員	玉島市民交流センター

③ クリーニング師試験免許取扱件数 (単位:件)

年度	区分	試験願書	免許申請
3		11	4
4		6	4
5		14	9

(2) 建築物、水道、温泉関係施設立入検査

① 特定建築物等施設数及び立入検査数

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	非 該 当 件 数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
特 定 建 築 物	3	137	2	-	6	-
	4	135	1	3	-	-
	5	135	-	-	6	-
	(内訳)					
	興 行 場	7	-	-	-	-
	百 貨 店	2	-	-	-	-
	店 舗	47	-	-	-	-
	事 務 所	29	-	-	-	-
	学 校	10	-	-	-	-
	旅 館	27	-	-	-	-
	そ の 他 用 途	13	-	-	-	-
	(再掲)専ら事務所	12	-	-	-	-
その他の 建築物	3	-	-	-	-	-
	4	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-

② 水道施設数及び立入検査数(保健所所掌業務分のみ)

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	廃止件数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
3		534	12	10	-	-
4		544	15	5	4	-
5		542	2	4	3	-
(内訳)						
専 用 水 道		14	-	-	-	-
簡 易 専 用 水 道		528	2	4	3	-
小規模貯水槽水道		-	-	-	-	-

③ 温泉利用施設数及び立入検査数

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	廃止件数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
3		14	1	1	-	-
4		13	-	1	-	-
5		13	-	-	-	-
	(内訳)					
	温泉利用許可施設(浴用)	11	-	-	-	-
	温泉利用許可施設(飲用)	-	-	-	-	-
	その他の利用届出施設	2	-	-	-	-

(3) 遊泳用プール、コインランドリー関係施設立入検査

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	廃止件数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
遊 泳 用 プ ー ル	3	30	-	-	11	-
	4	29	-	1	10	-
	5	29	-	-	5	-
コインオペレーション クリーニング営業施 設(コインランドリー)	3	97	4	1	3	-
	4	99	2	-	2	-
	5	100	2	1	6	-
	(内訳)					
	水洗機だけの施設	97	2	1	6	-
	ドライ機のある施設	3	-	-	-	-

(4) 家庭用品試買検査

年 度	区 分	試 買 実 施 施 設 数	試買検体(繊維製品)数	行政処分等件数
3		2	30	-
4		2	30	-
5		1	30	-

※ 検査項目：ホルムアルデヒド

4 食中毒防止対策

(根拠法令 食品衛生法 昭和 23 年 1 月 1 日施行)

<事業概要>

ア 食品施設への立入検査

食中毒の予防及び食品の多様化と製造技術の高度化に対応するため、倉敷市食品衛生監視指導計画に基づき食品等関連施設に対する監視指導を実施する。

イ 食品の収去検査等

- ・ 収去検査…市内で製造・流通している食品及び原材料、中間製品等の収去検査を実施する。
- ・ 実態調査…残留農薬・アレルギー物質・動物用医薬品等について、収去又は買い上げにより実態調査を実施する。

ウ 消費者等への食品衛生情報の提供

各種衛生講習会の実施、ホームページ・広報紙等を利用した情報提供を行う。

(1) 食品衛生監視指導

① 食品関係営業許可施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	営業許可施設		廃 業	処 分 件 数						告 発 件 数		監 視 施 設 数	
		継 続	新 規		営 業 禁 止 命 令	営 業 許 可 取 消 命 令	営 業 停 止 命 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他		
3	6,002	91	1,292	600	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1,593
4	6,202	0	1,203	999	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
5	6,028	0	1,041	1,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,348

② 届出を要する施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	処 分 件 数				告 発 件 数	監 視 施 設 数
		営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他		
3	2,399	-	-	-	-	-	29
4	2,385	-	-	-	-	-	58
5	2,181	-	-	-	-	-	71

③ 食中毒発生状況

年度	区分	発生年月日	施設	摂食者数	患者数	原因物質
3		令和3年4月27日	仕出屋	6,453	2,545	ノロウイルスGⅡ
		令和3年6月19日	製造所	6	3	黄色ブドウ球菌
4		令和5年3月2日	飲食店	3	3	次亜塩素酸ナトリウム
5		令和5年4月17日	飲食店	8	4	クドア・セプテンブクタータ
		令和6年3月22日	飲食店	調査中	調査中	調査中(推定:粘液胞子虫)

④ 苦情処理状況

(単位:件)

苦情内容		年度	3	4	5
異物混入	毛髪		5	3	6
	金属片		4	2	7
	衛生害虫		8	6	6
	その他		10	19	14
カビの発生			3	3	1
腐敗・変敗			10	6	10
食品の取扱い不良			15	13	18
不適正な表示			8	25	8
施設・環境の不衛生			16	14	24
身体の異常			56	62	78
その他			24	23	15
合計			159	176	187

(2) 衛生教育講習

年度	対象者	営業者	集団給食従事者	消費者	その他	計
	3	回数	5	-	1	1
人数		305	-	18	16	339
4	回数	9	-	5	1	15
	人数	441	-	80	17	538
5	回数	12	1	10	1	24
	人数	627	117	201	11	956

5 動物の適正飼育の推進

(1) 狂犬病予防対策

(根拠法令 狂犬病予防法 昭和25年8月26日施行)

<事業概要>

登録及び狂犬病予防注射の推進

- ・ 定期集合注射の実施及び未登録・未注射犬の一掃
4月に市内各会場で犬の注射及び鑑札、注射済票交付を行う。
集合注射終了後、未注射犬飼い主に対する個別指導及び広報活動を実施する。
- ・ 野犬等の捕獲
地域住民の協力を得ながら、犬捕獲器等による捕獲を実施し、野犬等の一掃に努める。

① 犬の登録頭数・注射頭数

年度	区分	年度末登録頭数	(再掲) 新規登録頭数	狂犬病予防注射頭数
3		27,878	2,757	15,851
4		28,538	2,628	16,139
5		25,755	2,618	16,296

② 野犬等の捕獲頭数、返還頭数

年度	区分	捕獲頭数	返還頭数
3		404	56
4		306	64
5		304	56

③ 苦情相談件数(野犬に関するもの)

年度	区分	捕獲・収容	咬傷	その他
3		595	0	7
4		533	0	5
5		586	0	12

(2) 動物の愛護及び管理

(根拠法令 動物の愛護及び管理に関する法律 昭和49年4月1日施行)

<事業概要>

- ・ 動物愛護に関する普及啓発
野犬増加の原因である捨て犬の防止及び適正な犬の飼い方を啓発指導する。また、猫についても不適切な飼い方に伴う生活環境の悪化等を防止するため、適正な飼い方を啓発指導する。
- ・ 第一種動物取扱業の登録
動物を販売するペットショップ等の施設について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき登録・更新検査を行う。
- ・ 危険な動物の飼養許可
人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養について指導及び許可を行う。

① 飼い犬・飼い猫の引取り頭数

年度	区分	犬	猫
3		4	25
4		3	19
5		2	37

② 飼い犬に関する相談件数

年度	区分	放し飼い	鳴き声・糞尿	咬 傷	その他
3		13	43	15	56
4		34	59	22	67
5		21	53	23	73

③ 猫に関する相談件数

年度	区分	不適正飼養	保護・引取り	その他
3		115	60	50
4		154	55	59
5		154	111	64

④ 犬のしつけ方教室・動物とのふれあい教室 (単位:人)

年度	内容	動物とのふれあい教室
3		-
4		-
5		56

⑤ 第一種動物取扱業登録件数

年度	区分	事業所件数	登録件数	(再掲) 新規登録数	(再掲) 登録の更新件数
3		193	230	20	51
4		201	245	30	47
5		211	259	32	24

(3) 化製場等に関する法律にかかる動物の飼養又は収容の許可

(根拠法令 化製場等に関する法律 昭和 23 年 7 月 15 日施行)

<事業概要>

牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、鶏、あひる等を一定数以上、一定の地域で飼養、収容する場合において、公衆衛生上必要な施設の基準を満たす場合、飼養又は収容を許可する。

化製場等に関する法律にかかる動物の飼養又は収容の許可もしくは届出件数 (令和5年度末現在)

対象動物種	総数	牛	馬	豚	めん羊・ 山羊	犬	鶏・ あひる	その他
件数	42	0	2	3	0	37	0	0

(4) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成

(根拠 倉敷市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱 令和2年7月1日施行)

<事業概要>

飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、猫に起因する諸問題の解決を図る。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術1件にかかる費用のうち、10,000円を上限として助成する。

<事業実績>

年度	区分	手術件数	助成金額(円)
3		103	973,600
4		109	1,000,000
5		228	1,956,200

6 食鳥処理施設の衛生確保

(根拠法令 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 平成3年4月1日施行)

<事業概要>

食鳥処理衛生管理者の配置、確認規定の遵守状況、処理羽数の確認について監視指導を行う。

<事業実績>

年度	区分	認定小規模施設	
		施設数	確認羽数
3		1(休業中)	0
4		1(休業中)	0
5		1(休業中)	0

第九 檢 查

- 1 事業概要等
- 2 食品衛生検査
- 3 残留農薬検査
- 4 食中毒・苦情検査
- 5 感染症検査
- 6 生活(環境)衛生検査
- 7 精度管理・調査等

第九 検査

1 事業概要等

(根拠法令 食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等)

(1) 事業概要

① 食品衛生検査

倉敷市内で製造され、又は、流通している食品が食品衛生法第 13 条第1項の規定に基づく規格基準に適合していることを確認するための検査を実施する。また、食品事業者に対する衛生面での指導及び食中毒の未然防止のための検査を実施する。

② 残留農薬検査

倉敷市内の特産品を中心とした野菜及び果物に加え、倉敷市内に流通している加工食品を対象に残留農薬検査を実施する。

③ 食中毒・苦情検査

食中毒発生時に、原因究明のための食品、飲料水、ふきとり、便等の検査を実施する。また、有症苦情発生時に微生物及び理化学検査を実施する。

④ 感染症検査

感染症発生時に、感染拡大防止のための患者、接触者便等の微生物検査を実施する。

⑤ 生活(環境)衛生検査

生活(環境)衛生施設(公衆浴場、旅館等の浴場及び遊泳用プール)の監視、指導上必要な水質検査を実施する。また、家庭用品(繊維製品)のホルムアルデヒド検査を実施する。

⑥ 精度管理・調査等

食品衛生検査施設としての検査等の信頼性を確保することを目的に、検査員の技能水準の確保等を行う。また、第三者の行う外部精度管理調査に参加し、本市の状況を客観的に評価して改善に努める。

(2) 検査実施状況

(単位:件)

年 度	区 分	食	残	食	感	生	小	精	調	合
		品	留	中	染	活	計	度	査	計
		衛	農	毒	症	(管	等	
		生	薬	・	検	環		理		
		検	検	苦	査	境				
		査	査	情		衛				
		検	検	検		生				
		査	査	査		検				
		体	体	体		査				
		数	数	数		査				
						項				
						目				
						数				
3	検査検体数	246	4	115	27	40	432	98	14	544
	検査項目数	2,635	1,284	690	27	80	4,716	2,519	28	7,263
4	検査検体数	274	4	16	62	55	411	133	12	556
	検査項目数	3,120	1,263	182	62	170	4,797	8,473	5,976	19,246
5	検査検体数	583	22	170	84	48	907	219	24	1,150
	検査項目数	5,182	7,576	1,777	84	133	14,752	4,202	6,080	25,034

2 食品衛生検査

(1) 食品添加物・微生物検査

(単位:件)

年度	食品分類	弁当及びそうざい	豆腐及びその加工品	菓子類	漬物	穀類及びその加工品	魚介類及びその加工品	食肉及び食肉製品	野菜果実及びその加工品	レトルト、瓶詰及び缶詰食品	調味料及びジャム	清涼飲料及びシロップ	酒精飲料	飲用乳・乳製品	氷菓	冷凍食品	ふぎとり	合計	
																			検体数
	3	128	16	25	9	-	-	15	4	-	-	10	-	13	-	8	18	246	
	4	122	17	21	8	-	10	14	-	-	17	10	2	5	-	8	40	274	
	5	364	16	41	13	24	5	15	6	-	-	13	3	14	1	8	60	583	
(令和5年度検査項目内訳)																			
食品添加物検査	保存料(6項目)	114	-	222	78	138	30	90	-	-	-	72	18	30	6	30	-	828	
	甘味料(3項目)	57	-	111	39	69	15	45	-	-	-	36	9	15	3	15	-	414	
	着色料(12項目)	228	-	444	120	168	60	180	-	-	-	144	36	60	12	24	-	1,476	
	防ばい剤(8項目)	-	-	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	40	
	殺菌剤	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	12	
	発色剤	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
	酸化防止剤・漂白剤	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	10
	品質保持剤	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	18
微生物検査	一般細菌数	364	16	41	5	24	-	-	1	-	-	-	-	9	1	8	60	529	
	大腸菌群	364	16	41	5	24	5	8	1	-	-	13	-	10	1	5	60	553	
	E.coli	364	16	41	13	24	-	7	1	-	-	-	-	-	-	3	60	529	
	黄色ブドウ球菌	364	16	41	5	24	-	7	1	-	-	-	-	3	1	-	60	522	
	サルモネラ属菌	13	-	22	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	
	カンピロバクター属菌	4	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	
	腸炎ビブリオ	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
	セレウス菌	13	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	69
	クロストリジウム属菌	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	乳酸菌数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	リステリア・モノサイトゲネス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	4
延べ検査項目数	1,888	64	998	273	495	110	373	44	-	-	265	66	132	24	91	265	5,088		

(2) 成分等検査

(単位:件)

食品分類		清涼飲料	食肉製品	あん類	ミネラルウォーター類	合計
検査項目 年度		重金属類(3項目※1)	水分活性	シアン化合物	有害物質等	
※2 検 体 数	3	10	1	2	-	13
	4	10	1	-	-	11
	5	12	1	4	1	18
令和5年度 延べ検査項目数		24	1	4	42	71

※1 3項目(ヒ素、鉛、スズ)のうちスズは、規格が定められている金属容器入りのものについて実施。

※2 検体数については、前頁(1) 食品添加物・微生物検査と重複がある。

(3) 乳等省令検査

(単位:件)

年度		区分	飲用乳(牛乳・低脂肪 牛乳・加工乳等)	乳製品(アイスクリーム 類を除く)	アイス クリーム類	合計
※ 検 体 数	3		4	1	4	9
	4		-	1	-	1
	5		4	2	3	9
(令和5年度検査項目内訳)						
比重			2	-	-	2
酸度			4	1	-	5
無脂乳固形分			4	1	-	5
乳脂肪分			4	1	3	8
乳固形分			-	-	3	3
延べ検査項目数			14	3	6	23

※ 検体数については、前頁(1) 食品添加物・微生物検査と重複がある。

3 残留農薬検査

(1) 農産物残留農薬・加工食品農薬検査

年度		区分	検 体 数	延 べ 検 査 項 目 数	延 べ 検 出 項 目 数	基 準 値 超 過 件 数
3			4	1,284	-	-
4			4	1,263	-	-
5			22	7,576	22	-
(令和5年度検査対象物内訳)						
農産物(市内産)			18	6,310	22	-
加工食品(冷凍食品)			4	1,266	-	-

農 産 物:ごぼう、もも、ぶどう

加工食品:冷凍ほうれんそう、冷凍とうもろこし、冷凍いんげん、冷凍ブロッコリー

4 食中毒・苦情検査

(単位:件)

年度		検体分類	食品・水	ふきとり	便	合計
検体数	3		29	21	65	115
	4		1	9	6	16
	5		39	51	80	170
(令和5年度検査項目内訳)						
		黄色ブドウ球菌	38	38	78	154
		腸管出血性大腸菌O157	39	51	78	168
		腸管出血性大腸菌	38	38	77	153
		病原大腸菌	38	38	77	153
		サルモネラ属菌	38	38	77	153
		カンピロバクター属菌	38	38	77	153
		腸炎ビブリオ	38	38	77	153
		セレウス菌	38	38	78	154
		ウェルシュ菌	38	38	78	154
		エルシニア属菌	38	38	77	153
		赤痢菌	38	38	77	153
		ノロウイルス	-	10	42	52
		クドア・セプトエンピククタータ	5	-	19	24
		延べ検査項目数	424	441	912	1,777

5 感染症検査

(単位:件)

検査項目	年度		
	3	4	5
腸管出血性大腸菌(O157)	19(3)	41(11)	59(4)
腸管出血性大腸菌(O26)	-	7	-
腸管出血性大腸菌(O157・O26以外)	7	6	14(1)
赤痢菌	-	-	11(4)
チフス	-	-	-
ノロウイルス	1(1)	8(2)	-
延べ検査項目数	27(4)	62(13)	84(9)

※ ()内は陽性検体数

6 生活(環境)衛生検査

(1) 公衆浴場、旅館等浴場及び遊泳用プールの水質検査

(単位:件)

年度	区分	浴場水			プール水	合計
		公衆浴場	旅館等	公衆浴場・ 旅館等		
検 体 数	3	-	-	-	10	10
	4	3	12(4)	-	10	25(4)
	5	4(1)	7(2)	2	5(2)	18(5)
(令和5年度検査項目内訳)						
理 化 学 検 査	pH	4	7	2	5	18
	KMnO ₄ 消費量	-	-	-	5(1)	5(1)
	TOC	4	7	2	-	13
	色度	4	7	2	-	13
	濁度	4	7	2	5	18
微 生 物 検 査	一般細菌数	-	-	-	5	5
	大腸菌群	4	7	2	-	13
	大腸菌	-	-	-	5(1)	5(1)
	レジオネラ属菌	4(1)	7(2)	2	-	13(3)
延べ検査項目数		24(1)	42(2)	12	25(2)	103(5)

※ ()は倉敷市公衆浴場法施行条例、倉敷市旅館業法施行条例、倉敷市遊泳用プール衛生指導要領のいずれかに規定する水質基準を超過した件数

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応業務のため浴場水の検査を実施していない。

(2) 家庭用品の化学物質検査

<検査対象物>おしめ等乳幼児用繊維製品

(単位:件)

年度	検査項目	ホルムアルデヒド	
		検 体 数	基準超過件数
3		30	-
4		30	-
5		30	-

7 精度管理・調査等

(1) 内部精度管理

(単位:件)

項目		区分	検体数	延べ検査項目数
理化学検査		保存料・甘味料	16	144
		漂白剤・酸化防止剤	4	4
		品質保持剤	8	8
		発色剤	4	4
		防ばい剤	8	64
		重金属類	8	24
		乳等省令	10	20
		残留農薬	24	3,555
微生物検査		一般細菌数	33	33
合 計			115	3,856

(2) 検査法の妥当性評価

(単位:件)

項目		区分	検体数	延べ評価項目数
食品添加物			-	-
有害物質等(ミネラルウォーター類)			55	176
合計			55	176

(3) 外部精度管理

(単位:件)

項目		区分	検体数	延べ検査項目数
理化学検査		保存料	12	12
		着色料	6	72
		残留農薬	11	66
微生物検査		一般細菌数	3	3
		大腸菌群	2	2
		腸内細菌科菌群	2	2
		E.coli	2	2
		黄色ブドウ球菌	2	2
		サルモネラ属菌	5	5
		レジオネラ属菌	4	4
合 計			49	170

(4) 調査・研究

① 残留農薬

・試験法:抽出-GC/MS/MS 試験法

・研究内容:一斉試験法における疑似マトリックスの検討による回収率向上

調査対象	検体数	延べ項目数
ごぼう	8	2,040
ぶどう	8	2,000
もも	8	2,040
合計	24	6,080

② レジオネラ属菌

・試験法:培養法(ろ過濃縮法)

・研究内容:レジオネラ属菌検査におけるろ過濃縮法の回収率向上の検討

第十 調査・研究活動

- 1 調査・研究活動
- 2 保健所内研究成果報告会

第十 調査・研究活動

1 調査・研究活動

年月日	学会名等	内 容	発表者
令和5年10月	全国食品衛生監視員研修会	HACCP に沿った衛生管理の制度化から2年が経過したが、本来の目的を理解していない事業所では記録することのみが目的となっており、見直しが行われていない。本市では適切な運用を支援する中で、HACCPの定着と衛生水準の継続的な向上を図ることを目的に、見直しを促す効果的な助言の方法を検討した。	生活衛生課 食品衛生係 大森佳美
令和5年8月	岡山県獣医公衆衛生学会	倉敷市では収容犬の譲渡事業を実施しているが、収容犬の中には寄生虫症に罹患しているものがある。収容犬の譲渡希望者に対して、客観的な数値による寄生虫症の情報提供できれば、より説得力のある注意喚起ができることから、収容犬の寄生虫症罹患判明頭数を収容した地区ごとに報告した。	生活衛生課 動物管理係 金堂恵美子

2 保健所内研究成果報告会

保健衛生業務に従事している職員の知識や技術の向上を目指し研究発表の場を設けるとともに、研修に参加することで、他の業務についても幅広い知識や視野を養う。

- ① 日時及び場所
令和6年2月2日(金) 13時30分～17時00分 倉敷市保健所 302 会議室
- ② 発表者
9人(倉敷市保健所、児島保健福祉センター、水島保健福祉センター)
- ③ 参加者
延べ68人(倉敷市保健所、児島・玉島・水島各保健福祉センターほか)
- ④ 発表者・発表要旨

第1部 母子保健

研究代表者 (発表者)	テーマ	要 旨
倉敷保健推進室 中田 果菜子 (大角 晴美)	子育て支援施設・団体に早期につながるための効果的アプローチを探る	倉敷地区の幼児健診対象時の保護者を対象に調査を行い、子育て支援施設・団体を早期に利用するための障壁や効果的なアプローチを明らかにし、今後取り組む対策について検討した。
児島保健推進室 山崎 友美	岡山県倉敷市の幼児を持つ親の家族エンパワメントの実態とその関連要因-父親・母親別による調査-	倉敷市在住の幼児を持つ親の家族エンパワメントの実態と関連要因について、父親・母親別の特徴及び地域との繋がり、保健師の関わりについて明らかにし、父親を含めた家族全体への効果的な子育て支援のあり方を検討した。

第十 調査・研究活動

水島保健推進室 森永 寛子	おやこ健康手帳交付時の妊婦面接の在り方を検討する	妊娠届出時アンケートの回答及び妊婦面接で得た情報と医療機関からの連絡内容を照合し分析することで、妊婦面接の改善に必要なことを検証した。
------------------	--------------------------	---

第2部 微生物検査・理化学検査

研究代表者 (発表者)	テーマ	要旨
衛生検査課 微生物検査係 光信 智恵	レジオネラ属菌検査におけるろ過濃縮法の回収率向上の検討	国の通知を受け、レジオネラ属菌の検査方法を、「冷却遠心濃縮法」から「ろ過濃縮法」に切り替えたが、添加回収試験によりレジオネラ属菌の回収率は 10%程度と低かったことから、回収率の向上を目的に検討した。
衛生検査課 理化学検査係 東 義慶	グリホサート及びグルホシネートの検査方法の確立及びモニタリング調査	小麦の輸入時に行われる残留農薬検査の対象となっているグリホサート及びグルホシネートについての検査方法の検討及び、小麦粉や小麦粉を原料とする食品のモニタリング調査を実施しその結果を報告した。

第3部 感染症・精神保健

研究代表者 (発表者)	テーマ	要旨
保健課感染症係 村田 裕美子	高齢者施設でクラスター発生を繰り返す要因の分析と今後の対策の検討	新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を繰り返す施設と繰り返さない施設の間での感染症対策の違いを比較し、クラスター発生の要因を探るとともに、その発生の予防や感染症対策指導及び啓発方法について検討した。
保健課精神保健係 白神 佳寸美 (高島 春花)	大学生を対象としたゲートキーパー養成研修効果の検証	大学生を対象としたゲートキーパー養成研修における意識・行動の変化を調査分析し、GK 研修の効果が研修 4 か月後も持続しているかどうかを明らかにした。今後の研修内容の改善点について検討した。

※ 研究代表者と当日発表者が違う場合のみ、発表者を記載

第十一 委員会

- 1 委員会
- 2 委員名簿

第十一 委員会

1 委員会

担当課名	会議・委員会名	頻度又は日付	委員数	その他
保健課	倉敷市保健所運営協議会	R5.10.19	内部 0人 外部 19人 計 19人	別紙委員名簿参照
	保健所安全衛生委員会	R6.3.14	11人以内	
	倉敷市予防接種健康被害調査審議会	R5.7.10 R5.11.7 R6.2.1	内部 1人 外部 5人 計 6人	別紙委員名簿参照
	倉敷市感染症診査協議会	毎月2回	内部 0人 外部 12人 計 12人	別紙委員名簿参照
	倉敷市小児慢性特定疾病審査会	毎月1回	内部 0人 外部 5人 計 5人	別紙委員名簿参照
	倉敷市精神保健福祉協議会	令和5年度 開催なし	15人以内	
	倉敷市自殺対策基本計画審議会	令和5年度 開催なし	15人以内	
健康づくり課	倉敷市健康診査等健康被害調査審議会	令和5年度 開催なし	9人以内	
	倉敷市食育推進会議	R5.5.31 R5.10.18 R6.2.1	内部 0人 外部 21人 計 21人	別紙委員名簿参照
	倉敷市健康増進計画審議会	R5.5.25 R5.10.12 R6.1.25	内部 0人 外部 18人 計 18人	別紙委員名簿参照
生活衛生課	倉敷市動物愛護管理審議会	令和5年度 開催なし	11人以内	

2 委員名簿

(1) 倉敷市保健所運営協議会委員名簿

期間: 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで
(令和5年度末現在)

構成区分	氏名	役職等
関係行政機関	則安俊昭	岡山県備中保健所 所長
学識経験者	藪田尊典	倉敷市議会 保健福祉委員会 委員長
	宮川健	川崎医療福祉大学 副学長
関係機関・団体	岡本育子	倉敷市愛育委員会連合会 副会長
	赤沢佐代子	倉敷市栄養改善協議会 副会長
	東登志子	倉敷市老人クラブ連合会 女性委員会 委員
	友國和代	倉敷市精神障がい者家族会連合会 副会長
	渡辺哲夫	岡山県病院協会 倉敷支部 副支部長
	難波一弘	倉敷市連合医師会 会長
	大森潤	倉敷市内歯科医師会協議会 会長
	菅慎	倉敷商工会議所 副会頭
	松村隆司	岡山県薬剤師会 倉敷支部 支部長
	藤岡透	岡山県獣医師会 倉敷支部 支部長
	藤原勝稔	倉敷市環境衛生協議会 副会長
	浪尾良平	倉敷市食品衛生協会 副会長
	奥山厚子	岡山県看護協会 倉敷支部 監査
	新田和子	岡山県栄養士会 倉敷市支部 理事
宇野順一郎	連合岡山 倉敷地域連絡会 事務局長	
市民	坂田範子	公募委員

(2) 倉敷市予防接種健康被害調査審議会委員名簿

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(令和5年度末現在)

	氏名	役職等
第1号	難波一弘	倉敷市連合医師会 会長
	伊木勝道	倉敷市連合医師会 副会長
	田嶋憲一	倉敷市連合医師会 副会長
	牧野文則	倉敷市連合医師会 理事
第2号	中野貴司	川崎医科大学附属病院 小児科 部長
第3号	吉岡明彦	倉敷市保健所 所長

(3) 倉敷市感染症診査協議会委員名簿

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
(令和5年度末現在)

	氏 名	役 職 等
第1号	谷 本 安	国立病院機構南岡山医療センター 院長
	橋 本 徹	倉敷中央病院 臨床検査・感染症科 主任部長
	石 田 直	倉敷中央病院 副院長
第2号	小 橋 吉 博	川崎医科大学附属病院 呼吸器内科 副部長
	江 田 良 輔	倉敷市立市民病院 院長
	難 波 一 弘	難波医院 院長
	藤 野 光 喜	ふじの小児科医院 院長
第3号	西 田 和 弘	岡山大学 学術研究院法務研究科 教授
	長 谷 川 久 子	弁護士
	滝 澤 淳 人	司法書士
第4号	山 崎 秀 樹	人権擁護委員
	瀬 尾 浩 子	人権擁護委員

(4) 倉敷市小児慢性特定疾病審査会委員名簿

期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
(令和5年度末現在)

氏 名	役 職 等
小 田 慈	新見公立大学 副学長
井 上 英 雄	社会福祉法人旭川荘 顧問医師
田 中 弘 之	岡山済生会総合病院 小児科 診療顧問
久 保 俊 英	国立病院機構岡山医療センター 院長
藤 原 充 弘	かめ山こどもクリニック 理事長

(5) 倉敷市食育推進会議委員名簿

期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
(50音順、令和5年度末現在)

氏 名	役 職 等
秋 田 誠	晴れの国岡山農業協同組合 西部広域営農経済センター 次長
飯 田 美 知 代	岡山県歯科衛生士会 常任理事
内 田 雅 子	岡山学院大学 人間生活学部食物栄養学科 講師
大 西 研 史	岡山県漁業協同組合連合会 食品加工場 主任
荻 野 正 樹	倉敷市中学校長会
金 田 邦 江	倉敷市消費生活学級連絡協議会 玉南消費生活学級 学級長

仮谷 寛志	山陽新聞社 常務取締役 倉敷本社代表
兒山 和子	倉敷市栄養改善協議会 会長
洲 脇 寛之	倉敷市小学校長会
田 辺 牧美	倉敷市議会 保健福祉委員会 委員
谷 井 沙知子	倉敷市保育協議会
田 野 美佐	倉敷市愛育委員会連合会 理事
中 濱 崇	倉敷商工会議所 理事・事務局長
浪 尾 良平	倉敷市食品衛生協会 副会長
成 田 恵子	市民公募委員
新 田 和子	岡山県栄養士会 倉敷支部 支部長
畠 中 みず紀	市民公募委員
藤 澤 克彦	くらしき作陽大学 食文化学部現代食文化学科 専任講師
藤 澤 早美	川崎医療福祉大学 医療技術学部臨床栄養学科 准教授
淵 本 倫久	倉敷市連合医師会 理事
三 宅 理史	一般社団法人都窪歯科医師会 副会長

(6) 倉敷市健康増進計画審議会委員名簿

期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
(50音順、令和5年度末現在)

氏 名	役 職 等
飯 田 美知代	岡山県歯科衛生士会 常任理事
井 上 倫子	倉敷市愛育委員会連合会 理事
今 城 はるみ	倉敷商工会議所女性会事業委員会 副委員長
大 森 潤	倉敷市内歯科医師会協議会 会長
岡 本 依子	市民公募委員
小 野 寺 昇	川崎医療福祉大学 医療技術学部健康体育学科 教授
笠 原 聖 司	倉敷労働基準監督署 副署長
北 畠 克彦	倉敷市議会 保健福祉委員会 委員
兒 山 和子	倉敷市栄養改善協議会 会長
柴 田 和美	倉敷市小学校長会
進 藤 貴子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部臨床心理学科 教授
西 村 晃子	倉敷市高齢者支援センター職員連絡会 幹事
西 村 瑞穂	岡山県看護協会 倉敷支部 副支部長
新 田 和子	岡山県栄養士会 倉敷市支部 支部長
林 知 佐子	倉敷市保育協議会 副会長
藤 原 孝子	岡山県薬剤師会倉敷支部 理事

前 澤 智 也	株式会社エフエムくらしき 編成・技術部長
眞 神 康 一	倉敷市連合医師会 理事

保健衛生年報

令和6年度版

令和6年9月発行

発行編集 倉敷市保健所保健課

〒710-0834 倉敷市笹沖170番地

TEL (086) 434-9800

URL <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/soumu-hk/>